平成25年第1回蟹江町議会定例会会議録

F	**					- 15				· · · · ·					
招	集	年	月	日	平成25年3月11日(月)										
招	集	\mathcal{O}	場	所	蟹江町役場 議事堂										
開	会	(議)	3月11日 午前9時00分宣告(第2日)										
					1番	松	本	正	美	2番	Щ	田	新力	大郎	
					3番	安	藤	洋	_	4番	髙	阪	康	彦	
					5番	戸	谷	裕	治	6番	伊	藤	俊	_	
応	応 招		議		7番	中	村	英	子	8番	黒	Ш	勝	好	
						9番	菊	地		久	10番	佐	藤		茂
					11番	吉	田	正	昭	12番	奥	田	信	宏	
					14番	大	原	龍	彦						
不	応	招	議	員											
										_					

	常特	別	勤職	町	長	横江	淳一	副町長	河瀬	広幸
	政策推進室			室	長	伊藤	芳樹	政策推進課 長	山本	章人
				ふる 振興		寺西	隆雄			
	総	務	部	部	長	加藤	恒弘	次 長 兼税務課長	服部	康彦
	小心			総務	課長	江上	文啓	安心安全課 長	岡村	智彦
				部	長	齋藤	仁	次 長 兼 保険医療 課 長	犬飼	博初
地方自治法第121条の規	民	生	部	次長環境		上田	実	次 長 兼 高齢介護 課 長	佐藤	一夫
定により説明	K			住民	課長	村上	勝芳	健康推進課 長	能島	頼子
のため出席し				子育推進		鈴木	利彦			
た者の職氏名	産	設	業部	部	長	水野	久夫	次 長 兼 土木農政 課 長	西川	和彦
	建			ま り 課	づ進長	志治	正弘			
	上7	下水道	首部	次	長	絹川	靖夫			
	≫k b+ +	→ √ 77	消防	5 長	鈴木	卓夫	次 長 兼 消防署長	大橋	清	
	1月	消防本部		総務課	課長防長	伊藤	啓二			
	教育委員会事務局			教育	手	石垣	武雄	次 長 兼教育課長	鈴木	智久
			;局	生涯:課	学習 長	川合	保			

本会議に職務 のため出席し た者の職氏名	議事務	会局	局	長	松岡	英雄	書	記	伊藤恵美子
議事日程	議長は、次のとおり議事日程を配付した。 (会議規則第21条)								

日程第1	一般質	問	
番 号	質問	引 者	質 問 事 項
1	戸 谷	裕 治	①町の歴史・文化教育を推進せよ!58
2	松本	正美	①町民の健康対策を問う62
			②就労支援対策を図れ76
3	髙 阪	康彦	①事業仕分けについて89
			②本町地区の公共用地について 101
4	伊 藤	俊一	4月にヨシヅヤ蟹江店がオープンするが安全対策は大
			丈夫が・・・・・・・ 107
5	山田	新太郎	保育教育の充実を 117
6	吉 田	正 昭	防災について
7) 用	信 宏	3・11電災の粉訓

○議長 中村英子君

皆さん、おはようございます。

平成25年第1回蟹江町議会定例会継続会を開催いたしましたところ、定刻までにご参集いただきまして、まことにありがとうございます。

西尾張CATV株式会社より、本日並びにあすの撮影・放映許可願の届け出がありましたので、議会傍聴規則第7条第4号の規定により、撮影・放映することを許可いたしました。

最初に皆さんにお願いがあります。本日は3月11日で、2年前に大震災が起こった日であります。2年がたちますけれども、その哀悼の意を込めまして、午後2時46分ごろになりましたら、震災で亡くなられた方々に哀悼の意を表し黙禱をささげたいと思います。質問の最中でしたら一時中断をいたしまして黙禱をささげますので、質問者はご協力のほどをお願いをいたします。また、傍聴の方がいらっしゃいましたら、傍聴の方もご協力をお願いしたいと思います。

議員のお手元に健康増進課長より臓器提供意思表示カードの配布の申し出がありましたので、配布をいたしております。

ただいまの出席議員は13名です。定足数に達しておりますので、本日の会議を開きます。 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

日程第1 「一般質問」を行います。

議会広報編集委員長より、広報掲載用の写真撮影をしたい旨の申し出がありましたので、 一般質問をされる議員の皆さんは、昼の休憩中、本会議場にて写真撮影を行いますので、ご 協力をお願いいたします。

- 一般質問をされる議員の皆さん及び答弁される皆さんに、議長と広報編集委員長からお願いいたします。
- 一般質問を行った後、議場で読み上げた質問書及び答弁書の原稿の写しを事務局へご提出 いただき、広報及び会議録の作成にご協力ください。

また、答弁をされる皆さんは、努めて簡潔明瞭にされるようお願いいたします。

それでは、順次発言を許可いたします。

質問1番 戸谷裕治君の「町の歴史・文化教育を推進せよ!」を許可いたします。 戸谷裕治君、質問席へお着きください。

○5番 戸谷裕治君

皆さん、おはようございます。

無事インフルエンザのほうも収束いたしましたようで、全員の皆さんに集まっていただき まして、本当にありがとうございます。

それでは、早速一般質問ということでやらせていただきます。

「町の歴史・文化教育を推進せよ!」。

歴史・文化をたどると、以前、安藤議員が質問された古地図を使った土木農政、まちづくり、そして安心安全課、そして、対外的には政策室、ふるさと振興課等、多岐にわたる質問になるんですけれども、本日は、その中で教育に絞った質問をいたしますので、教育長以外の方はご安心いただいて、ゆっくりとお聞きください。

15年後には、リニアが名古屋駅に参ります。東京・名古屋間が約40分で結ばれる時代が参ります。名古屋駅より、JR、近鉄、どちらでも10分の位置に蟹江町はあります。最近は、名古屋市の東部に住宅開発が急速に進められています。片や、市内では、名古屋駅を中心に周辺を急ピッチに開発が進められております。

本町にはJR・近鉄という公共交通機関があり、道路では、国の主要道路である国道1号線が東西を横断し、拡幅工事も含め着々と整備されております。南北には西尾張中央道が通り、東名阪自動車道蟹江インターに乗ると、東は東京から東北、西は大阪、神戸から中国地方、北は岐阜から北陸、南は中部国際空港セントレアから知多半島と、東西南北、どこに行くにも最高に便利な場所に本町は立地しております。15年後、リニアが名古屋駅に来たときに、今の小・中学生が大人になり、この子供たちが住みたい町にしなければなりません。

そこで、なぜ歴史・文化教育かと申しますと、その一例を少しお話しさせていただきます。一昨年の3月11日に東北地方が未曾有の大震災に見舞われました。海抜ゼロメートル以下の本町は、住民の皆様がこの地域はどうなるのか、津波は来るのだろうかと、いろいろネガティブに考えておられます。しかし、歴史を振りかえると、日光川西、富吉地区は約380年前、鍋田地区は約230年から290年前に新田開発をされ、日光川から東地区は、それ以前からある地域であります。一番古い話といたしましては、行基が――ご存じですね行基、お坊さんですね――現在の須成地区に733年に草庵を興すという話がありました。733年と申しますと、奈良の大仏開眼が752年ですから、それ以前からこの場所はあり、人が住んでいたということであります。

また、歴史から見ますと、この地域も、戦国時代、蟹江城が廃城になった大地震、第2次世界大戦中の東南海地震、そして、近くは伊勢湾台風の大水害と、幾多の災害にも負けずに復興してきた歴史があります。歴史を知ることで、本町はいつの時代からあり、どのように幾多の震災を乗り越え現在に至っているかを知ることができます。防災・減災にしても、もっとポジティブに受けとめることができ、未来のまちづくりの一助になるのではないでしょうか。

1つ他県での小学校の授業の一例を申し上げます。富士山の麓の須走町、これは宝永4年、1707年、富士山の大噴火でほとんどが火山灰に埋まりました。壊滅的な被害に遭った場所であります。そのときに幕府より派遣された伊奈半左衛門忠順による村の復興にかける人物の人となり、そして復興の方法を授業に取り入れております。先祖の村の復興にかけた勇気と努力、そして人とのきずなを教えています。須走町の小学6年生は、ほとんどの児童が町の

成り立ちを知っております。

また、生活、地域の経済社会は長い過去からの延長線上にあり、衣食住、祭り、年中行事などは、先人の知恵が洗練され、昇華したものと言っても過言ではありません。これら過去の財産が凝縮されたものが文化であります。文化の継承をすることは、持続可能な社会、発展的な社会をつくる一つの方法である。文化を通して地域の協働や若者の育成、そして地域振興が行えると思います。その下地として、義務教育期間中に本町の歴史・文化教育をもっと深化させた教育にするべきではないのか。

今まで長々と述べてまいりましたが、この意味は、名古屋の東のほうは、今里山を崩して新たに切り開いてでき上がった新興住宅街がふえております。その新興住宅街には、歴史・文化がないのではないか。これから人口減少が間違いなく起きます。50年後には、新しい町も高齢化が間違いなく進み、そのとき、その町は地域の協働精神や若者の育成ができるだろうか。ただの人が住んでいる町になり、持続可能な社会になっているだろうか。はてなが続きます。

それに比べ、我が町蟹江町は、1,000年以上の歴史がある地域があり、新田開発の歴史も古く、災害にも強いまちづくりを着々と進めてきております。また、伝統文化も継承されています。須成祭りは国指定の文化財であり、本町地区の神明社の祭りも、多くの町内会が共同で行っております。また、大海用地区の海東流の太鼓と伝統が受け継がれております。歴史・文化があるということは、持続して発展的な社会をつくってきた証拠であると思われます。これからも持続可能な社会をつくれる可能性は高い町である本町は、ハードなインフラは、百点満点ではないですけれども、そろっております。待機児童はなし、子育てのインフラもそろってきております。

新旧の人々が混在する本町、その中で郷土愛・コミュニティ、また、人と人とのきずなを深化し、オール蟹江で共有できるものの一つが歴史・文化であるのではないでしょうか。現在の小学校での本町の歴史・文化の教育の現状は、これから住んでよい町、住みたい町をつくるためにも、町の歴史・文化教育が小・中学校では欠かせないものになると思います。また、昨年は須成祭りに愛知県知事、名古屋市長がおみえになりました。

また、名古屋市からは市バスが初めて蟹江町に乗り入れをしました。対外的にはインパクトもあり、効果もあったと思います。須成祭りは須成地区の祭りであります。他地区の人々では、一度でもごらんになった人が大勢みえると思います。地域間交流の一環として、1つの手法ですけれども、ことしは町内小学校6年生を対象にしたバスを、町内で須成祭りの見学をさせてみませんか。町の将来を担う子供たちに、ぜひ伝統と文化の継承を見学させてやりたいと思います。

10年、20年後、いやいや50年後の未来のまちづくりを考えるとき、歴史・文化から学ぶべきものが大いにあると思います。地域コミュニティはもちろん大事であるが、オール蟹江の

精神育成も大事であると思われます。本町を対外的に、住みよい町、住みたい町、住んでいただきたい町をPRするためにも、歴史・文化教育を推進していただきたい。町をPRする一番の主役は町民である。町民を育てるためにも、小・中学校での教育が大事であると思われます。そこで、教育長に、今の小・中学校の本町の歴史・文化の教育に対する現状を少しお話しいただきたいと思います。

○教育長 石垣武雄君

今、戸谷議員のほうから「町の歴史・文化教育を推進せよ!」ということで、2点ご質問をいただいたというふうに理解しておりますので、順次答弁をしていきたいというふうに思います。

まず、1点目でありますが、前段であります。本町の歴史・文化の教育を小・中学校でもっと推進すべきではないのかということであります。

まず、現在の歴史学習の取り組み状況について申し上げます。

小学校では、3年生、4年生の社会科の時間に「今に残る昔と暮らしの移り変わり」という単元で、おじいちゃん、おばあちゃんの子供のころまでさかのぼって、道具や暮らしの学習をしています。また、「地域の発展につくした人々」という単元では新田開発を取り上げ、先人の人々の苦労や努力のおかげで現在があることを学習します。さらに、6年生になると、原始時代から現代までを通史として学習しますが、蟹江町に関する内容を一部カリキュラムに取り入れて学習を行っております。具体的に申し上げますと、3年生、4年生では「蟹江」という副読本を使って学習をしておりますし、これが、ご存じだと思いますけれども、3年生、4年生対象の「蟹江」という副読本であります。これは、学校の先生方にお願いをして作成したものであります。あと、資料館の見学、学芸員の出前授業、資料館主催の郷土体験学習の会も開催しているところであります。

中学校では1、2年生で歴史学習に取り組んでおりますが、小学校に比べると、カリキュラムの中に蟹江町の歴史を組み入れた授業は余りできていない状況であります。

確かに、議員の言われるように、自分たちの住んでいるところの歴史や文化を知り、先人の努力の上に現在があることを学習することは、郷土に愛着・愛情を持つということにつながると思います。そういった観点から、教育委員会としましても、今後さらに意識的に授業の中に蟹江町のことを取り入れていただくよう、学校の先生方に働きかけていきたいというふうに思っております。

続いて、2点目でありますが、町内小学生6年生を対象にしたバスを須成祭りの見学に出 したらというご質問であります。

須成祭りは、昨年の3月、国の重要無形民俗文化財に指定をされました。これは、ご承知のとおり、須成祭りの報告書の作成、そしてDVD、映像記録を経て国の指定を受けました。まさに、蟹江町にとって内外に誇れる文化財となりました。

この領成祭りの見学に、小学校6年生を対象にバスを出したらというご提案でございますが、確かに、須西小学校の児童以外の子供たちに祭りの様子とか雰囲気を味わせたいと思いますが、まとめて引率となると、生徒指導上も含めて難しい面があります。先ほど、学芸員の出前授業とか、資料館主催の郷土体験学習会のことをお話ししましたですが、現に、出前授業では、「須成祭りを支える人々について」とか「須成祭りと地域の自然について」などということで行っております。また、体験学習では、梅花づくり、ちまきづくり体験を行っておりますので、そうした事前の学習を経た上で、当日は親子とか家族で須成祭りを見学していただいたほうがよいかと思いますし、家族のきずなを深めていただくよい機会にもなるかというふうに思います。幸い、2年前から蟹江町観光協会事業として無料のシャトルバスが運行されております。停留所は、役場とか近鉄蟹江駅、富吉駅などに設けられておりますので、シャトルバスを利用していただき須成祭りを見学していただくよう、お子さんを通じて保護者の方に働きかけていきたいというふうに思っております。

以上、現状と、それからこれからの取り組みの様子を少しお話しさせていただきました。 ○5番 戸谷裕治君

どうもありがとうございます。

この副読本から読み取れることが少しありますので、お話しさせていただきます。副読本の一部には、よく「町のホームページでお確かめください」とかいう文章が入っています。これは小学校3年生、4年生の副読本ですので、例えば、こういう文章が入りまして、本当に小学校3、4年生が町のホームページにアクセスして何かをするのかなとか、ちょっと疑問なところもあります。これは、教育の中で、僕から見ると、単純に申し上げまして、ちょっと先生方のサボりの部分かなと。そして、町には、よくご存じのように学芸員の方がみえます。そちらの専門の方が。もう少しあの方たちを利用していただきまして、もうちょっと深化した、深化といいますのは、深くです。深化した教科書をつくっていただきたい。

それともう一つは、そのためには、先生の教育も大事だと思うんです。他地区から通われていますと、この蟹江地区のこういう現状とかそういうものには、余り人というのは興味を示さないのが、これが本当の姿だと思うんです。ですけれども、教育する以上、その人たちもやはりまじって、蟹江の町はこういう町だよと。

そして、先ほど申し上げましたのは、名古屋の東部のほうで開発されている地域には、やはり歴史・文化がないんだろうなと。これから、新しい町というのはどういう姿でいくのかなと。ところが、我々が今住んでおります蟹江町というのは、これは営々と築いてきた現況がありまして、そして、これからも持続を可能として住んでいける町だと。そして、災害でも立ち上がってやってきた町だという認識を子供たちが持つことによって、今の子供ですね、大人じゃないですよ、子供たちに教育することによって、大人になったときに、これから15年後、リニアが来たときに、蟹江町に住んで、よそに、東京に働きに行くんだという時代が

来るかもしれません。そのときには、蟹江町というのはこんな便利な町、そして、それ以上に、文化があり、人と人のきずながあり、そういう社会に住んでみてよかったなと思える場所をつくっていく、これが一番の基本だと思っております。何でもそうですけれども、教育の基本というのは、やはり子供です。それも義務教育という期間です。これが一番基本だと思っております。やはり、この間に。

そしてまたもう一つは、地域間交流です。先日も少し教育長とお話ししましたけれども、蟹江町は、本町、須成、新蟹江、学戸、鍋蓋、それぞれ地域があって、地域が一つという感覚はなかなか芽生えません。風土も違う、いろいろなことが違います。ですけれども、これからの社会はオール蟹江でいくんだという気持ちで、唯一オール蟹江でいける方法というのは、やはり、道路整備でも何でもない、教育だと思います。これが、平らに言いますと、皆さん同じレベルで、同じ教育を受けて、同じ場所で同じことを覚えられるものですよね、教育というのは。ですから、ぜひそういうことをこれからももっと深化させて、深くしていただきたい。小学校3年生、4年生では、この程度でいいと思います。今の副読本程度で。一番大事なのは、やはり、5年生、6年生、中学1年生、2年生ぐらいです。そこら辺の方たちがこれからの蟹江町を背負っていくんだと、未来を背負ってもらう。そして、その子たちが蟹江に住む、そしてよそに働きに行く社会をつくっていただく。そのためにも教育が必要だと思っております。

いろいろ申し上げておりますけれども、東の開発より、蟹江は本当に優位性があります。ゼロメートル地帯ですけれども、本当に、今までこの町が全くなくなったという歴史はありません。この町は伊勢湾台風でも復興してきました、そういう町です。だから、ポテンシャルがむちゃくちゃ高い。そして、住んでいい町。工業の町は周りにお願いしたらいいではないですか。蟹江の町は住む町、そして楽しくきずなのある町、そういう構想をするためにも、教育長、よろしくお願いいたします。いろいろ言いましたけれども、ご理解願っておりますか。

○教育長 石垣武雄君

ありがとうございます。議員の言われるように、急にこの蟹江町ができたわけではありません。長い歴史の中で、先人の知恵と努力、そして新田開発を含めまして、そして、自分たちの町を守っていくと言うとおかしいですが、よりよい町を目指していくと、そういう先人たちの努力、苦労の上に今があるというようなこと。確かに、おっしゃるようにいろいろな災害もありました。けれども、それを乗り越えてきたということを現実に私どもは受けとめなくてはならないというふうに思いますし、さらに、それをベースとして、今後子供たちが蟹江町に住み大人になったときに、そんな意味で、蟹江町に住んでよかったというような形になっていけたらいいなというふうに思っております。

先ほどお話の中で、学校の先生が、いろいろな学校がありまして、新しく蟹江町におみえ

になる方も、蟹江町をよく知ってみえる方と、そうではない先生方があります。実は、最近でありますけれども、4月、5月ですね、先生方のフィールドワークということを計画をいたしまして、まずは、町のバスでガイドボランティアの方にお願いをしまして、先生方にこの蟹江町をぐるっと案内をします。それは、もちろん重立ったところの、歴史のところとか、文化、そういうようなところも回るわけでありますが、それをきっかけに、また、先生方にも、実際に今度は歩いてそういう町を見てもらうという、そんな努力もこれからお願いしていきたいと思いますし、今現在もやっているところでありますが、いずれにしましても、先ほどご指摘がありましたように、高学年、特に中学生においては、なかなか今は取り入れてするというのは難しいところでありますが、総合学習とかいろいろな面で、また校長先生とお話しをしまして、蟹江町のそういうような歴史について、取り入れるところは取り入れていくというスタンスでお願いをしていきたいというふうに思っております。

以上です。

○5番 戸谷裕治君

今、教育長が本当にいいことをおっしゃっていただきまして、学校の先生のフィールドワークとして、ボランティアを利用いたしましていろいろされております。それも存じ上げております。ですけれども、やはり、もう少しその先生方も深化して、そして、こういう副誌本で結構ですから、もうちょっと深化したものをつくっていただきたい。これは、それなりの学年に合わせたものをつくってあげていただきたいなと。予算はかかると思いますけれども。

今、現状でこれを見ていますと、これだけの副読本ですけれども、これでは本当に何年ごろに新田開発ができましたよ、鈴木さんはどんな人ですよ程度です。例えば、身近でいいますと、伊勢湾台風の災害のときにどういう対応をして、どういう復興をしたと。こういうことも大事ですので、そういう復興の歴史とかも入れますと、今災害が、東南海地震とかで必ず来ると言われております。そのときのためにも、この町はこういうことで、何かあった場合でもまた立ち上がれる町なんだよと、心の中に埋め込む教育です。それが一番大事だと思っております。

先ほど申し上げました富士山の麓の須走町です。この話はそういう教育の一環としてやっておられるみたいで、300年前に起こった本当の話でありまして、富士山の灰が3メートル以上積もりました。だけど、その灰をどういうぐあいに処理をしたかということまで残っております。それをまた、学芸員の方が地面を掘り起こしたりして、いろいろなことを研究されております。それを小学生の6年生になりますと学芸会とかでやっていくということです。そういうことで、自分の郷土愛とともに、何かがあっても自分たちはまた生きていくんだぞという、やっていくんだという気力を養っておる教育だと思っております。ぜひ、そのためにも、郷土の歴史・文化の教育はどんどん深化していただきたいと思います。

そして、文化ですけれども、やはり文化というのは、先ほど申し上げたように、衣食住、祭り、年中行事、これが、先人が知恵を出して、洗練して、昇華されたものです。脈々と続いているということが、その町が、本当にこれからもまた脈々と続けていける町だよというあかしですよね。インフラがこれだけいいんだから、次は教育です。教育で町の皆さんが明るく元気に、そして、防災・減災もポジティブに物を考えて、そういう考え方をできる町民、そして、この町に郷土愛、そして協働の精神をつくりたいと思いましたら、小学校からの教育だと思っております。大人に急に協働、協働と申し上げましても、なかなか無理です。今は町に予算がなかなかなくなりましたもので、そうなると、人の助けをかりよう、それが協働というふうにとられる場合があります。違います。協働とは、そういう時代から育て上げて、本当にコミュニティを育て上げて、コミュニティ同士のつながりをもっと深めてということが協働だと思っております。

先ほど申し上げました須成祭りの件ですけれども、本当に、新蟹江の生徒と舟入の生徒が、限られてもいいんですよね。そこからバスを出しました。限られた場所からでもいいんですよ。そこら辺の生徒さんが、本当に今まで見たことがなしに、一生に一回も見ずに終わっていく人もいるんではないか。ぜひ、そういうときには、やはり文化の継承というのはこういうものだよというのを実感、体験させてあげて、そこから始めていくのが教育だと思っております。

そして、コミュニティ間の親密さです。そういうこともやっていくためには一つの方法だと思っております。子供たちが、ああそうか、この町はこうか、それでここの小学生と出会った、そういうことがコミュニティのつながりになってくると思っておりますので、ぜひよろしく歴史・文化の教育の深化を、推進をお願い申し上げまして、一般質問とさせていただきます。どうもありがとうございました。

○議長 中村英子君

以上で戸谷裕治君の質問を終わります。

質問2番 松本正美君の1問目「町民の健康対策を問う」を許可いたします。

松本正美君、質問席へお着きください。

○1番 松本正美君

1番 公明党の松本正美でございます。

ただいま議長より許可をいただきましたので、1問目の「町民の健康対策を問う」を質問させていただきます。

最初に、特定健康診査の取り組みについてお伺いいたします。

平成20年4月よりスタートいたしました特定健診、特定保健指導は、25年3月で5年目を 終わろうとしていますが、24年度の目標であります受診率65%達成までは届いていない状況 であります。 この特定健診のスタートの背景には、日本人の生活習慣の変化等により、近年糖尿病等の生活習慣病の有病者・予備群が増加しており、それを原因とする死亡は全体の約3分の1にも上ると推計されております。健康への関心が高くなっているにもかかわらず、疾病全体に占める虚血性心疾患、脳血管疾患、糖尿病などの生活習慣病の割合はふえ続け、国民医療費の約3割、死因の約6割を占めているところであります。特定健診などの各種健診の事業や特定保健指導などの健診後の指導の推進により、生活習慣の改善や疾病予防、早期発見に努めることは、医療費の削減にもつながります。

愛知県の国保のまとめによれば平成23年度の特定健診の受診率は、愛知県は35.8%でありました。蟹江町は28.6%であり、県の受診率ランキングでは53番目で、蟹江町は県でも低い受診率の状況となっております。ちなみに、1位は東浦の61.1%であります。愛知県全体では、前年度と比較しまして0.4%の伸びを示したが、平成24年度の健診受診率65%達成は困難な状況にあります。

本町でも、受診率アップに向け特定健診の周知徹底や健診未受診者の対策や人間ドック受診者への助成金事業の拡大、休日に集団健診の機会をふやすなどの取り組みや見直しが求められているところであります。特に、年齢層の段階で見ると、40歳代、50歳代の働き盛りの若い世代の受診率が低い状況でもあります。私も、住民の健康管理のために、受診率向上については、これまでも議会の中で再三取り上げ、医療費の削減とともに要望いたしてまいりましたところであります。

県の23年度の国保の調べによると、一般では蟹江町の1件当たりの医療費の状況は2万2,517円、後期高齢者の1件当たりの医療費は4万3,484円となっております。住民の特定健診の受診率アップは、生活習慣病の予防にもつながり、町民の受診を促すのは、増大する医療費や介護保険給付などの経費が町の財政を圧迫しており、予防と早期発見が重要であります。このことは、町の国保の運営における医療費の削減に大きく影響してきており、今後蟹江町における特定健診の受診率向上のための取り組みといたしまして、若い世代への受診率の向上、休日・集団健診の充実、健康講座の開設、受診率アップのためのわかりやすい受診の方法の周知徹底や住民の健康管理のための受診しやすい環境づくりが求められておるところであります。

本町の特定健診の受診率が目標に届いていない状況でありますが、その対策につきまして 具体的に考えているのかお伺いしたいと思います。

○民生部次長・保険医療課長 犬飼博初君

それでは、お答えさせていただきます。

特定健診の受診率の向上の対策についてでございますが、受診率は、議員言われたとおり 目標に届いておりません。

まず、特定健診の現状をお話しいたしますと、受診の対象者の方には、個別に受診のご案

内と受診券を送付し、受診されるようご案内させていただいております。啓発については、町の施設や医療機関に啓発ポスターを掲示するとともに、広報などについて受診勧奨を行っております。また、受診者の利便を図るため、海部津島管内にある医療機関であれば受診できるようにいたしましたし、平日に受診できない方については、7月と1月の休日に保健センターで集団健診を実施しております。昨年5月には、海部津島管内の商工会などに組合員や家族の方などの受診勧奨と健診結果のデータの提供にご協力していただくよう、管内市町村長の連名で要望書を作成し、商工会などに出向き、直接お願いしてまいりました。今後も、受診率の向上のため、特定健診を受診することの重要性を受診対象者の方に知っていただくよう努めてまいりたいと思っております。

○1番 松本正美君

ありがとうございます。

今回受診率が下がっているというか、目標を達成していないということで今回質問をさせていただいたわけなんですけれども、ちょうど5年目になりますので、一つの節目でありますので、どうか、まだ受けていない方も結構みえるということで、この対策といたしまして、今それなりに取り組んではみえますが、特定健診の実施状況の、先ほどもお話しありましたけれども、このデータの分析を一回しっかりとやっていただいて、検証していただきたいと、このように思います。

それと、受診状況の確認も、もちろん、受けられていない方にもされていると思うんですが、特に、特定健診の未提出者です。その方に再度通知をされているのかどうなのか。また、特定健診の中断者への働きがされているのかということで、未受診者のフォローアップをきちんとされているのかということをお聞きしたいと思います。

○健康推進課長 能島頼子君

受診をされていない方につきましては、1月に集団健診をしましたということで今お話しさせていただいたんですけれども、その集団健診に受診勧奨させていただくように、12月に未受診者に対して再通知をさせていただいております。

○1番 松本正美君

再通知をされているということですけれども、特に、受診方法の周知徹底や理解促進というものもあわせて必要になってくるわけなんですけれども、特に、通院中の人の中には、病院で検査をやっているから特定健診は受けなくてもよいという方も、まだ蟹江町にもみえます。そうした特定健診は、治療のための検査とはまた目的が違うわけでありますね、これ。そういう意味で、理解をもっと深めていくためにも、わかりやすい受診方法の周知徹底、理解促進、これも必要になってくるんではないかなと、このように思いますが、この点はどうでしょうか。

○民生部次長・保険医療課長 犬飼博初君

今議員の言われたことを参考にして、これからもやっていきたいと思っておりますので、 よろしくお願いいたします。

○1番 松本正美君

しつかり取り組んでいただきたいなと思います。

それと、特定健診受診率アップで、蟹江町はまだやっていないわけなんですけれども、よそのほうでは、大腸がんの検診の検査キットを送付して、併用してやられているところもあるわけなんです。それと、特定健診に今回ピロリ菌の検査をあわせてやって取り組んでいるところもありますので、そうした併用して特定健診をやっていくというのも今後大事になってくるんではないかと思います。特に、血液検査によるピロリ菌の胃がんリスクの判定というのは、最近話題になっていますし、そういう意味では、今後、従来の胃カメラをのまなくても血液検査をすることでピロリ菌の胃がんリスク判定ができるということで、非常にこういったことも求められておりますので、特定健診の中にこういった大腸がんの検査キット、また、血液検査の中にピロリ菌の判定ができる検査を取り入れて取り組んだらどうかなと、このように思いますが、この点はどうでしょうか。

○健康推進課長 能島頼子君

今の大腸がん検診とかで、がん検診のほうになるかと思うんですけれども、ほかの胃がん や大腸がんや子宮がんなど、そういった検診のほうの周知とともに、特定健診のほうも一緒 に努めていきたいと思います。

以上です。

○1番 松本正美君

では、次に行きます。次は、特定保健指導についてであります。

本町では、特定健康診査の結果から、生活習慣病の発症のリスクが高く、生活習慣の改善による生活習慣病の予防効果が大きく期待できるのであります。生活習慣を見直すサポートをしています。特定保健指導には、発症リスクの程度において動機づけ支援と積極的支援があり、特定保健指導の利用の充実が求められております。近年糖尿病などの生活習慣病の有病者・予備群が全国にも増加しており、生活習慣病の発症を予防し、一人一人の健康管理として、特定健診・特定保健指導を進んで受けることが求められております。

特定保健指導においては、平成23年度の県の特定保健指導終了率は13.7%で、前年度と比較して1.8%の伸びを示したが、健診受診率同様に終了率が45%達成は困難な状況であります。蟹江町の特定保健指導終了率は18.3%でありました。健診結果が改善した割合は、保健指導を利用した場合で25.0%、保健指導を利用しなかった場合で16.5%になり、保健指導を利用したほうが改善した割合は高い結果となっておるところであります。特定保健指導の利用促進で蟹江町の住民の健康管理をすることで、国保の医療費の削減にもつながるのではないでしょうか。今後、特定保健指導の効果は、住民の健康管理と国保の医療費の削減へ大き

く期待されるのではないでしょうか。特定保健指導では、特定保健指導を利用した場合、利用しなかった場合より改善されていると報告されておりますが、特定保健指導の効果の内容について、もっとわかりやすく住民・関係機関へ周知徹底すべきではないでしょうか。

また、特定保健指導の効果の上がる特定保健指導の参加率向上と、国保の医療費がふえているが、国保の医療費削減に向けた具体的な対策の考えはあるのかお伺いしたいと思います。

○民生部次長・保険医療課長 犬飼博初君

特定保健指導は、医療機関と保健センターで行っております。検査の結果から内臓脂肪症 候群の該当者及び予備群を抽出し、早い段階で指導を行っております。指導対象者には、個 別に保健指導の利用方法と利用券を送付し、利用されるようご案内をさせていただいており ます。また、内臓脂肪症候群の危険度の高い対象者には、保健師が家庭訪問し、お話しさせ ていただいております。センターでは、保健師と委託先の管理栄養士が保健指導をさせてい ただき、運動習慣の定着やバランスのとれた食生活などの生活習慣の改善に取り組めるよう 支援をしております。

利用された方は翌年の健診結果が改善する傾向にあり、指導の効果が認められております。 指導を終了された方に対しては、年に一度交流会を開催し、改善の状況を確認し、フォロー アップに努めております。今後も、個別通知を通じて、より一層わかりやすく、利用しやす くできるよう工夫していきたいと考えております。今後は、対象者の方が参加しやすいカリ キュラムを作成し、参加される方をふやし、継続的に支援し、生活習慣の改善に取り組める よう体制づくりをして、医療費削減に結びつけていきたいと思っております。

○1番 松本正美君

特に、今、動機づけの支援を、海部の医師会、そして指定の医療機関、また保健センターで行われているわけなんですけれども、保健指導が必要な対象者に特定保健指導利用券が送付されております。特に、個人の場合はお医者さんに行って健診を受けるわけなんですけれども、その健診の結果が1カ月ぐらい後に来てくださいということなんです。

どうしても、住民の皆様は1カ月もたつと忘れてみえる方もありまして、知らないうちに通り過ぎていってしまうということもあるわけなんですけれども、この動機づけ支援対象者への結果説明と同時に初回指導も実施できると、大幅に指導率が向上していくんではないかなと、このように思うわけなんです。直接保健センターでやられていることもあると思いますが、一般の病院等の今後の結果説明と初回の指導を受ける方に対して、実施向上していくためのこうした取り組みはどのように今後考えていかれるか。そういう声も出ていますので、お聞きしたいと思います。

○健康推進課長 能島頼子君

動機づけ支援につきましては、今、健診をした1カ月後と松本議員がおっしゃられましたけれども、実施医療機関によっては、実施する期間というのは多分それぞれ異なってくると

思います。また、健診を受ける医療機関と動機づけの保健指導を受ける医療機関とが一緒の場合はよほどいいんですけれども、特定保健指導をやられない医療機関もかなりあるものですから、そこの部分で、保健指導を受けることがなかなか難しいというような状況は起こってきているのかなというふうに思っております。特定保健指導を実施する機会とか回数とか場所につきましては、保健センターのほうでもやっておりますので、皆様が利用しやすいような形で今後も検討していきたいというふうに思います。

動機づけ支援は、健診をやった後すぐと、それから半年後にやるんですけれども、動機づけ支援につきましては、なかなか利用がされていないというのが現状です。それに反しまして、積極的支援というものは、もう少ししっかりと日常生活を改善していかなくてはいけない方に対してこの積極的支援が行われるんですけれども、これにつきましては、全員とは言いませんけれども、結構利用される方もみえますし、また、利用された方の改善度というのもかなりいいというような状況も出ておりますので、こういったことで、皆様の日常生活の改善につきまして、今後とも保健指導を充実させていきたいと思います。

以上です。

○1番 松本正美君

どうかひとつ、皆さんの使い勝手のいいように、また一回考えていただきたいなと思いま すので、よろしくお願いいたします。

それと、本町でも、国保の医療費の削減の取り組みといたしまして、糖尿病の重症化予防対策は医療費の削減が大きく期待されると思います。これも一つの重点課題ではないかと思います。糖尿病は、受診せずに放置したり、治療を途中で中断すると症状が悪化し、人工透析に至るとされております。透析患者1人の年間医療費が約500万円かかるとも言われております。糖尿病の重症化を予防すれば、患者に喜ばれ、大きな医療費の適正化にもつながってまいります。

人工透析患者には、健康診断未受診者が多くいるともお聞きしております。生活習慣病などを診断する特定健康診査の未受診者に対して、個別に受診を呼びかけるなど、保健指導を行う考えはないのか、この点もお聞きしたいと思います。特に糖尿病の重症化予防対策としてお聞きしたいと思います。

○健康推進課長 能島頼子君

糖尿病につきまして、健診の中で50歳以上の受診者の方は半数以上が有所見者ということになっているというのも、大変大きな問題かというふうに考えております。個別に保健指導を行っていくことは、糖尿病に対しては最も有効性があるというふうに言われているんですけれども、本人の気持ちがないと、なかなか参加するまでに持っていくことが難しいというのも現状です。ただ、糖尿病の有所見者の中には、治療中の方もかなりいるというふうに考えております。この治療中の方に対して、きちんと医療機関で日常生活の改善も含めた治療

対策がなされていくような形で、医療機関とも継続的な治療を行っていただけるような形で の保健指導を一緒にやっていけるように、医師会のほうにも今後働きかけを続けていきたい というふうに思います。

以上です。

○1番 松本正美君

ありがとうございます。どうかひとつ、この対策も取り組んでいただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

続きまして、次に、不育症対策についてお伺いしたいと思います。

不育症は、妊娠が困難な不妊症とは異なり、妊娠はするが流産や死産を繰り返す症状で、 厚労省は、2回連続した流産・死産があれば不育症と診断すると定義をしているところであ ります。また、患者数は全国で140万人に上ると推計されております。本町においても、こ うした悩みを抱える方は少なくないと考えます。

原因については、染色体異常、子宮形態の異常など、血液が固まりやすく胎児に栄養が行き届かないことなどが挙げられますが、多くは不明とされておるところであります。しかし、一方では、適正な検査や治療などを行えば、8割程度の患者が出産可能となることもわかっているようであります。厚労省は、昨年の1月に、不育症の治療に有効とされる血液凝固を防ぐ自己注射薬へパリン注射の保険適用がされました。これまでは保険適用外のため6万程度の負担となり、治療に踏み切れない患者が多くいましたが、保険適用による負担軽減は不育症に悩む女性や家族にとっても朗報となったことは、皆様も記憶に新しいと思われます。

今後の課題といたしまして、不育症の治療の助成の取り組みでありますが、愛知県の東郷町では、ことしの3月から、妊娠するものの流産や死産を繰り返す不育症に悩む夫婦を経済的に支援するために、愛知県内初となる不育症治療助成制度をスタートさせたところであります。助成対象者は、専門医から不育症と診断された町内に住む婚姻関係がある夫婦、夫、妻のいずれかが在住で可能であります。不育症の患者が検査、治療を受けた場合、1年当たり15万円を上限に治療費を助成するものであります。

本町においても、今後の不育症の課題といたしまして、相談体制の整備として、カウンセリング、相談窓口の開設や不育症治療の助成等であると考えます。今後、不育症の課題である相談体制の整備として、カウンセリング、相談窓口の開設、不育症治療の助成等、町としてはどのように考えているかお伺いしたいと思います。

○健康推進課長 能島頼子君

不育症の全国の相談窓口としましては、都道府県単位ごとにおおむね1カ所の相談窓口が開設されているようです。愛知県では、委託事業として愛知県不妊・不育専門相談事業があり、名古屋大学医学部附属病院で専門医師のカウンセラーと専門家による不妊・不育についての無料相談窓口を設けています。

町の相談体制は、妊娠届け出時の窓口での対応は行いますが、不育症として専門の窓口は、 専門家の確保等が難しいと考えられますので、県の相談窓口について町のホームページ等で 周知を努めていきたいと考えています。

また、助成制度については、今後の状況を見極めた上で対応を検討したいと思います。以上です。

○1番 松本正美君

今、課長のほうからお話がありましたが、特に、蟹江町では、相談窓口というか、そういうのは県のほうで相談窓口を設けているということでよろしいんですかね。特に、この不育症というのは、不妊症と比べて認知度が非常に低いと思われますので、先ほども周知徹底をしていきたいということでありますので、妊娠しても流産・死産を繰り返す不育症の病名の周知徹底もあわせてしっかり取り組んでいただきたいと、このように思います。

1つは相談体制の整備ということで、特に、不育症の患者の50%が鬱病に近い気分障害であるとみられるとお聞きしております。だから、そのことからも、不妊症に比べ、不育症は患者の精神的な支援が非常に大事であるということもお聞きしております。抑鬱状態が強いと流産を繰り返す傾向があることも伝えておりますので、この抑鬱の軽減をするカウンセリング効果があるということで、お医者さんのほうからもお聞きしております。だから、そういう意味では、蟹江町ではそういう専門の方を雇ってというのは非常に厳しいという状況にはありますが、この不育症の心理の苦痛の支援として、カウンセリング、相談員の配置ということで、今、25年度より不育症の相談員配置には国からも補助がでるということをお聞きしておりますので、こういったこともひとつ踏まえていただきまして、相談員の配置ということで、また一回考えていただきたいと思います。

それと、今回の不育症の適正な検査ということで、治療で8割近くの人が出産可能になると言われているわけなんですけれども、特に、不育症の治療支援といたしまして保険が適用されたということで、大分助かってみえるわけなんですけれども、特に、不育症の人で血栓ができやすい体質の人は、出産間際まで血液の固まるのを防ぐへパリン注射を1日に2回以上打ち続けなくてはならないと、このようにも聞いております。そういう意味からも、不育症の子育て支援からも、不育症治療の助成というものも、先ほどもお話しさせていただきましたが、助成のことも一回考えていただきたいとこのように思いますが、この点、お聞きしたいと思います。

○健康推進課長 能島頼子君

周知については、またホームページ等で不育症についての正しい知識の普及を努めたいと 思います。

ちょっと不育症というお話をさせていただきますと、不育症に関連した用語には、不育症 とか習慣性流産、反復流産というのがあるんですけれども、今現在としては、不育症という 名前は正式な名称ではないというふうに学会は言っているということだけお話しをしておき たいと思います。

それから、助成制度につきましては、先ほどもお話しさせていただきましたように、今後の情勢を見きわめた上で対応を検討したいというふうに町としては考えておりますので、治療の効果とか、それから、その治療をする、ヘパリン投与をすれば、今度は出血しやすくなる等のいろいろな薬害も出てくるかとは思いますので、そういったところも含めて、産婦人科の先生たちともよく相談に乗っていただきながら、今後検討したいと思います。

以上です。

○1番 松本正美君

どうかよろしくお願いいたします。

次に進みます。

次に、骨髄ドナー助成制度の創設についてであります。

白血病や再生不良貧血など、血液の難病に苦しむ患者への有効な治療法の一つである造血 幹細胞移植であります。この移植医療を発展させ、患者によりよい治療を提供するために、 昨年の9月の通常国会で移植に用いる造血幹細胞の適切な提供を推進する法律、造血幹細胞 移植推進法が成立をいたしました。この法律が成立したことによりまして、骨髄移植、抹消 血幹細胞移植、臍帯血移植の3種類の移植術のうち、患者が最適な治療法を選択できる実施 体制が整備されることになりました。この法律が、今注目のiPS細胞などの再生医療研究 に臍帯血の活用を認めた法律として注目が集まっており、同法の成立意義は大きいと思いま す。また、現在、造血幹細胞移植の潜在需要の5割から6割しかニーズを満たしていないの であります。今後こうしたニーズに応えていくことも、大きく期待をされているところであ ります。

さて、造血幹細胞移植という治療法は、他の治療法と異なり、患者と医療のほかに提供者 という存在が不可欠な治療法であります。つまり、骨髄や臍帯血などを提供してくださる善 意のドナーがいて、初めて成立するとお聞きしております。

そこで、町当局に一括で3点お伺いいたします。

1点目に、せっかく骨髄バンクに登録され、移植希望者のHLA型が適合しても、最終的に骨髄提供まで至らないケースが4割程度あるとお聞きしております。その理由といたしまして、骨髄提供者、ドナーの通院・入院時における休業保障がない等、ドナーの負担が重いことが挙げられております。ドナーへの費用の補助をすることにより、ドナーの善意を生かして提供に至る確率がふえ、より多くの命が救われることになると思われます。現在、新潟県加茂市や島根県浜田市、そして益田市、昨年の10月には東京都稲城市、そして四国中央市がドナー助成制度を立ち上げているところであります。当町においても、命のボランティアを支援するドナー助成を立ち上げるべきではないかと考えますが、いかがでしょうか。

2つ目には、ドナーの負担というのは、経済的な負担だけではありません。例えば、子育 てや介護をされている方々も、なかなか都合をつけることができないと言われております。 ドナーになれないといった話を伺っておるところでもあります。子育てや介護でドナーになりたくてもなれないということがないよう、当町の介護や子育て支援策においてもドナーに対して最大限の配慮を図るべきではないかと考えますが、これはいかがでありましょうか。

3点目に、造血幹細胞移植を推進し、患者によりよい治療を提供していくためには、何よりも国民の理解が必要であります。造血幹細胞移植推進法第10条では、国とともに地方公共団体も理解を深めるための必要な施策を講ずることとなっております。当町としてもどのように取り組むおつもりなのか、具体的な答弁を求めます。よろしくお願いします。

○健康推進課長 能島頼子君

広く一般の人々に骨髄提供を呼びかける骨髄バンク事業は、国の主導のもとで、1992年から日本赤十字社の協力を得て行っています。平成22年10月からは、この骨髄バンクを介しての抹消血幹細胞の提供も始まっています。骨髄移植や抹消血幹細胞移植などの造血幹細胞移植は、患者さんと骨髄や抹消血幹細胞を提供してくださる方、ドナーの白血球の型、HLA型を一致させる必要があり、このHLA型が一致する確率は家族以外では数万人に1人というふうにまれなため、広く一般の方に善意の骨髄提供を呼びかけることや、一人一人が今造血提供について考え、家族と話し合い、意思を伝え合っておくことが大切です。

町は、その趣旨の啓発、広報をすることが重要だと考えています。現在、この啓発活動として、リーフレットや小冊子を保健センター窓口に設置したり、ポスターなどを役場、公民館などに掲示をしたりしています。また、臓器提供意思表示カードの説明用リーフレットを町民まつりや献血事業に、目のつきやすい場所に置いて登録勧奨を行っています。ことしの成人式には、移植医療のシンボルとしてのグリーンリボンピンバッチを配布して、移植医療についての関心を高める啓発活動を行いました。本日、各議員の机の上に臓器提供意思表示カードと説明用のリーフレット及びグリーンリボンピンバッチを配付させていただきました。ぜひ趣旨をご理解いただいて、PRに努めていただくようお願いをいたします。

ドナーへの助成はありませんが、ドナー実施を行った方がいらっしゃれば、相談窓口としてではありますが、保健センターで行っていきたいと考えています。 以上です。

○1番 松本正美君

この白血病にしても、大変重たい病気でありますし、全国で毎年約6,000人が、白血病や再生不良貧血などの血液の難病が発症をしているとお聞きしております。今課長のほうからお話がありましたように、保健センターでもいろいろなイベントでお話しをさせていただくということだそうですが、特に、骨髄移植とあわせて、臍帯血移植も最近また注目になっておりますので、そうした面もあわせて町民の皆様に理解していただくような取り組みをひと

つお願いしたいと思います。一人でも多くの人の命を救っていくためにも、今回のこの法律 が成立したと思います。これを契機に、町民に理解を求める取り組みをしっかりしていただ きたいと思いますので、どうかよろしくお願いいたします。

次に、健康施策の取り組みについてお伺いしたいと思います。

子宮頸がん等3ワクチンの接種、妊婦健診については、我々公明党の山口代表は、これまでも国会の中で、国の補正予算ごとの財源確保だけではなく、恒久化して本予算に取り組み、安定した制度として2013年度以降も継続することを明確にすべきと訴えてまいりました。ことし2月1日に行われました公明党の山口代表の代表質問でも、公明党が強く主張してまいりました子宮頸がん・ヒブ・小児用肺炎球菌ワクチンの助成及び妊婦健診の公費助成の仕組みが、2013年度より恒久化されることになりました。私たち公明党の国と地方のネットワークで、これまで強力に推進してまいりました子宮頸がんを予防するワクチンなど3種類が、ことし4月から新たに定期接種化されることになりました。また、妊婦健診の公費助成も前進します。これは、1月27日に総務、財務、厚生労働の3大臣が年少扶養控除などの見直しに伴う地方財源の増収分の使途について合意し、実現の運びとなったものだとお聞きしておるところであります。

厚労省は、予防接種法改正案を通常国会に提出し、これら3ワクチンを定期接種に追加することを決め、従来の時限措置から恒久的な制度となり、費用も国が9割まで負担すると聞いております。一方、妊婦健診の公費助成が、従来は、補正予算では基金事業の延長も繰り返してきましたが、2013年度以降は恒久的な仕組みへと移行することになったのであります。また、1月25日付の厚労省からの事務連絡によると、子宮頸がんなどの3ワクチンのみならず、既存の予防接種法に基づく定期接種一類疾病分、ジフテリア、百日ぜき、急性灰白髄炎、麻疹、風疹、日本脳炎、破傷風、結核のすべてのワクチンの投与の費用のうち9割を普通交付税で補填するとしておるところであります。今まで一類疾病の国負担は20%程度であり、ほとんどの市町村が持ち出しでありました。今度は90%を普通交付税で国が負担するということであります。国の25年度以降の子宮頸がん等3ワクチンの接種公費負担、あわせて既存の予防接種法に基づく定期接種一類疾病分の公費負担は、ワクチン全体の地方負担の軽減にもつながると考えております。

命を守る私ども公明党の念願でありました子宮頸がん等3ワクチンの定期接種化と妊婦健 診の恒久的な仕組みへの公費助成が前進することになりましたが、このことにつきまして、 横江町長の所見をお伺いしたいと思います。

○健康推進課長 能島頼子君

子宮頸がん等の3ワクチンの予防接種と妊婦健康診査については、補助金により事業の実施をしてきましたけれども、3ワクチンについては定期接種化に向けて、現在法律改正が国会で審議されているところであります。定期接種でも実費徴収10%は認められていますが、

他の予防接種同様、3ワクチンも全額公費負担で計画しており、実費徴収を差し引いた残りの90%が普通交付税で財源措置となってきます。このため、町の財源措置は交付税ということで、どの程度公費助成が前進するか、現在はちょっと不明であります。平成25年3月4日付で、愛知県経由での情報として、予防接種法改正法案は平成25年4月1日から施行と聞いております。予防接種実施まで時間もなく、住民への周知も大変厳しい状況ですが、できるだけ早い時期に実施できるよう、現在、関係市町村や医師会と調整を進めている最中です。

また、妊婦健康診査も、今年度まで5回を普通交付税、残りの9回分を2分の1国費補助されていたものが、14回すべて普通交付税での財源措置となります。町としまして財源の負担は大きくなりますが、安心して妊娠・出産・育児ができるよう、子育てに対する政策は今後とも力を入れていきたいと思っております。

以上です。

○町長 横江淳一君

今の松本議員のご質問に、担当者が一応政策的な考え方をお答えを申し上げさせていただきました。

ご指摘をいただきました子宮頸がんワクチン、そして、ヒブ、小児用肺炎球菌、この接種につきましては、4市2町1村で構成をいたしております海部地区医療部会の中でもたびたび審議に上るところであります。今担当が申し上げましたとおり、この地域の海部医師会、そして津島医師会さんも含めてでありますけれども、今後話し合いを進めていきます。そして、先ほど来ご質問があったように、特定健診、そしてがん検診につきましても、近年相互乗り入れをさせていただくことになりました。それぞれの医師会さんの先生方には、若干点数の違うところもあるものですので、大変煩雑な作業も今やっていただいております。それでも、海部郡の医療を何とか一本化したい、そして、この地域33万人の海部地区全体が医療制度がボトムアップできるような、今そんな話し合いを4市2町1村の首長でやっているのも現状であります。

それぞれの財政状況の違いがあるというのは認識いたしておりますが、できる限り、こういう医療制度につきましては、国の考え方、そして地域の考え方、国の考え方が決まれば、我々接種する地方自治体の首長は、意見をそろえながら、財政状況をしっかりと把握しながら、同一歩調で今後やってまいりたい、そういう意味で、今後この制度がしっかり決まりましたら我々も歩調をそろえてやってまいりたいということは、医療部会の中では意見が一致しておるわけであります。

今後また、議員各位にはいろいろな意味で、予防接種、そして特定健診等々も含めまして ご理解をいただきますようによろしくお願いしたいとともに、国保の状況が大変逼迫してい るのも事実であります。県も、医療制度のいろいろな改定に向けて、今いろいろ施策を出し ているのも事実でありますけれども、我々負担する地方自治体のこともしっかり考えていた だいて、この蟹江町の海部郡に住んでよかったということで言っていただけるような、そんな地域づくり、安全・安心なまちづくりを今後も考えてまいりたいと思いますので、よろしくお願いしたいと思います。

以上です。

○1番 松本正美君

最後でありますが、次に、本町では、この4月1日で横江町長の2期目の町政の運営が任期満了になりますが、横江町長の政策方針の中の7Kの中にあります健康について、これまで健康のための安心・安全な環境づくりに取り組んでこられました。横江町長は3期目に挑戦されますが、今後町民の健康のための安心・安全な健康づくりを進めるに当たって、どのような健康施策の考えを持って進めようとされているのか、最後に横江町長にお伺いしたいと思います。よろしくお願いします。

〇民生部長 齋藤 仁君

町長へのご質問でございますが、前もって一言答弁をさせていただきたいと思います。

この健康施策の基本的な考え方は、国の健康づくり運動、健康日本21が基本になっております。この基本理念では、すべての国民が健康で明るく元気に生活できる社会の実現のために、壮年死亡を減らし健康寿命を延ばして、健康に関する生活の質の向上を目指し、一人一人が自己の選択に基づいて健康を増進する。そして、その個人の活動が全体を支援していくこととあります。

町も、この計画に基づき策定いたしましたかにえ活き生きプラン21、この中で栄養・食生活、身体活動・運動、休養・こころの健康づくり、歯の健康、たばこ・アルコール、健康管理、この6つの柱を中心に、今後も取り組んでいくところでございます。妊娠期から母子保健、成人保健、高齢者保健まで、すべての世代の方にわたって、安心して出産、子育て、それから社会生活ができ、安心して高齢期を迎えることができるよう、多種多様な保健・健康維持に関する事業を保健センターが中心になって行い、住民の皆様とともに健康づくりに取り組んでいきたいというふうに考えておるところでございますので、よろしくお願いしたいと思います。

私からは以上でございます。

○町長 横江淳一君

今、松本議員のほうから、安心・安全な環境づくり、そして健康政策を3期目に当たって の考え方をということであります。今、担当部長のほうが申し上げました。これは、町の一 般施策として考えていただけるとありがたいと思います。

私自身は、平成17年4月から蟹江町の町長として皆様方に大変お世話になり、ここまでやってくることができました。蟹江町の政策の中で7つのKの何か1つが欠けても、うまくスムーズにいくとは考えておりません。ある意味、健康づくりも大切、そして、健康づくりが

よければ、当然環境がよくなる。環境がよければ住みやすくなるし、また、その上のいろい ろな施策も充実してくる。そんな中での一番のもとが、健康でなければ、体が丈夫でなけれ ばというのは、これは有史以来変わらぬ考え方だというふうに理解をしております。

そういう意味で、例えば、健康推進課だけが一生懸命やればいいという考え方では絶対ないと思います。ある意味、生涯学習、そして教育、総務も含めてでありますけれども、蟹江町全体が、行政、そして議会の皆様方も、町民の皆さんも、こぞってベクトルをそろえることが一番肝心だというふうに考えております。

そんな中での、特に健康づくりについては、病気になれば当然お医者さんに行って治療する、これはしごく当たり前のことでありますが、病気になる前に予防するという、この予防についての考え方が広く伝わったのは、まさに健康づくりの機運が高まったのは、この我々の中での考え方もそうでありますけれども、絶えず体を動かしながら生涯楽しく過ごせるような生涯学習の考え方も充実したのもあります。特に、平成17年から始まりました健康日本21、かにえ活き生きプラン21も、それに従って、先ほど説明をしましたたばこ、そして食生活ということで、生活習慣病という言葉が一般になってからだというふうに私は理解しております。

そういう意味で、このかにえ活き生きプラン21、これをしっかりと前へ進めることが必要だというふうに思っております。特に、生涯学習課でいろいろ行われるイベント、いつでも、どこでも、そしていつまでも、誰でもというようなことを考えながら、インドア・アウトドアの体を動かしながら健康を保つというのも一つだというふうに考えております。

先ほど、松本議員が糖尿病のことについて言及をされました。まさに、私も、1カ月に一度お医者さんのところでしっかり体をチェックしていただいております。当然ながら、1年に一遍人間ドックにかかりながら指摘を受けておるわけでありますが、まだ、積極的な指導だとか特に指導は受けてはおりませんけれども、どうしても、今のような食生活を続けておりますと、運動ができなくなったりすると、脂肪肝になったり、ある意味体重が極端にふえてみたり、精神的なストレスがあったり、そして生活習慣病にという一言で片づけられてしまうわけでありますが、ストレスというのも一つの現代病であります。ある意味、これから体を動かしながら楽しい生活を少しずつさせるべく、語らいの場所をつくったり、それから、当然健康診断はやっていただかなければいけませんが、いつまでも皆様方と語られるような、そんな場所をこれからもつくってまいりたいと、こんなことを思っております。

特に、健康施策については、先ほど担当が申し上げましたとおり、健康診断、それから特定健診、がんチェック、いろいろな施策をこれからもどんどん前に推し進めながら、教育環境を高めながら、住んでよかった、これからも住み続けたい、こんなまちづくりを今後考えてまいりたいと思いますので、よろしくお願いしたいと思います。

○1番 松本正美君

どうもありがとうございました。どうか、蟹江町といたしましても健康の施策をしっかり と取り組んでいただきまして、みんなが明るく元気に過ごせる蟹江町にしていただきたいと 思いますので、よろしくお願いしまして、1問目の質問を終わらせていただきます。

○議長 中村英子君

以上で、松本正美君の1問目の質問を終わります。

暫時休憩といたします。

再開を45分といたしますので、お願いいたします。暫時休憩といたします。

(午前10時32分)

○議長 中村英子君

休憩前に引き続き、会議を開きます。

(午前10時45分)

○議長 中村英子君

引き続き、松本正美君の2問目「就労支援対策を図れ」を許可いたします。

○1番 松本正美君

1番 公明党の松本正美でございます。

1問目に続きまして、2問目「就労支援対策を図れ」を質問させていただきます。 最初に、障がい者の就労支援対策についてであります。

本町では、障害者基本法の法改正及び社会状況の変化などを踏まえ、現在蟹江町では蟹江町障害者計画が平成23年度から27年度の5カ年計画で策定され、計画に基づき、障がいのある人への総合的自立支援を目指した各種取り組みをされております。この計画の策定に当たって町が行ったアンケート調査結果においても、障がいのある方の就労支援が求められているところであります。

皆様からのアンケート調査の要望では、「パソコン仕事など、もっと雇用できる場所を提供してほしい」「職業を探すときに差別があり、なかなか仕事が決まらない」「将来どのような進路の選択肢があるのかたくさんの事例を知りたい」「本人に合った将来のために生かせる教育・療育が受けられるといい」などの意見が出ております。また、本町の障がい者の家族の方からいただく要望の中に、「今、経済も大変不安定だ。一般の健常者の方でさえ就職先がなかなか見つからない。ましてや障がい者の就労先はなかなか見つからない状況だ。働きたくても働けないのはとてもつらい。でも生活をしていかなくてはいけないのに、障害者手当は半額になってしまった。今は家族が支援できるが、一人になったときに自立できるか心配だ。もっと障がい者が自立できる就労機会の支援策を打ち出してほしい」と聞きます。弱者にもう少し救いの手を差し伸べてほしい、何とかしてほしいという要望もいただいております。

こうした要望をかなえるためには、事業主の理解と職業訓練、相談窓口の充実などの取り

組みが不可欠であります。国の障がい者支援に関する基本理念を定めた障害者基本法の一部を改正する法律が、一昨年、23年7月29日に成立し、8月5日に公布されました。基本法の第18条の職業相談等に障がい者の多様な就業の機会を確保するよう努めるとともに、個々の障がい者の特性に配慮した職業相談、職業指導、職業訓練及び職業紹介の実施、その他必要な施策を講じなければならないとしております。さらに、その施策に関する調査及び研究を促進しなければならないとあります。これらの対応を進めるべきと考えますが、法改正に伴う本町の就労支援対策の具体的な取り組みはどのように考えているのかお伺いします。

また、町が行っている相談支援に対して、知的障がいのある人での不満が高く、精神障がいのある人は就労に関する相談の満足度が低くなっております。特に、本町の精神障がい者を持つ家族の方から、就労に関する問題や、家族が一番心配していることは、親が元気なうちは何とか相談に乗ってやっていけるが、いなくなったときのことを考えると心配だと、障がい者が自立できるための総合的な相談体制を整えてほしいと要望をいただきます。このことからも、障がい者の就労に関する総合的な相談支援体制の充実が求められているところであります。

今回の法改正において、第23条の相談等に障がい者及びその家族、そのほかの関係者からの各種相談に総合的に応じることができるような相談体制の整備とともに、家族に対しての互いに支え合うための活動支援においても適切に進めるべきだと思います。法改正に伴う本町の障がい者への就労支援に関する総合的相談支援体制の具体的な取り組みはどのような考えを持っておられるのか、お伺いをしたいと思います。

○子育て推進課長 鈴木利彦君

それでは、2点ございまして、最初の本町の就労支援対策の具体的な取り組みはということでお答えをさせていただきます。

今現在、ハローワークや相談支援事業所、また、平成23年10月に開設をしました海部障害者就業・生活支援センター――県の事業でございますが――と協力して、就労の相談や職業訓練の紹介、ハローワークへの同行、また、働き始めてからも、障がいの特性に応じた職場定着へ向けた支援や、安定した生活リズムが送れるように生活面での支援を行っております。障害福祉に関する協議の場としましては、蟹江町、弥富市、飛島村が連携して設置しました海部南部圏域障害者地域自立支援協議会があり、障がいのある方の就労の課題解決に向けた協議を今現在行っておるところでございます。

次に、総合的相談支援体制の具体的な取り組みということでございますが、本町では、相談支援業務を身体・知的・精神については蟹江町社会福祉協議会に、身体・知的を愛厚弥富の里、障がい児を青い鳥医療福祉センターに委託しております。現状、議員のおっしゃるとおり、保護者の高齢化等によって相談の内容が、生活の支援、就労の相談、親亡き後の問題と、障害福祉サービスだけでは解決できない金銭管理や契約の問題、権利擁護や成年後見制

度に関する相談がふえてきております。それにかかる1件当たりの時間も、またそれに伴い ふえてきております。

今後を考えますと、相談支援事業受託体制の確保・整備を行い、蟹江町における相談支援 事業の体制の充実を図っていく必要があると考えております。また、就労によらず、より身 近な相談先として、身体・知的障害者相談員が今現在おりますので、よろしくお願いをいた したいと思います。

以上でございます。

○1番 松本正美君

ありがとうございます。

特に、今、障がい者の就労ということで、障がい者の方から、インターネットを活用した 仕事ができないかということをよくお聞きするわけなんです。ICTの利用促進ということ は、やはり、今後障がい者のために必要になってくるんではないかなと、このように考える わけです。特に、効果的には、ICTを使うことによって、情報の入手の機会の拡大、また 障がい者のコミュニケーションも生かされてくる、拡大していくと。そして、能力において も補完される。そして、社会参加、就業機会の拡大にもつながってくるとしております。そ ういう意味でも、ICTの利用活用の推進ということで、本町としてもそうした取り組みを しっかり取り組んでいただきたいと思います。

それと、相談体制でありますが、今、ハローワークだとか、いろいろな出先機関で相談体制もとられておるわけなんですけれども、また、町でも受託体制だとかとられていくということでありますが、また後で就労支援ということでもお話しをしようと思っておるんですけれども、この庁舎内で、本当に身近で相談ができる、そういうアドバイザーの設置です。そうしたスーパーバイザーという、よくコンビニなんかでもそういう企業の方が使われているんですけれども、監督者、管理者とか、そういったアドバイザーの設置を相談支援体制として本町にもできないのかどうなのか、その2点をお聞きしたいと思います。

○子育て推進課長 鈴木利彦君

まず、ICTの活用でございますが、こちらのほう、あくまでもインターネット等の利用 とかいうものでございますが、各近隣の市町村等にも相談を検討しながら、よりよい方法を 考えていきたいと考えております。

次に、アドバイザーの設置でございますが、その点においても、一応、就職については窓口ということでハローワークがございますので、そちらのほうを積極的に利用をお願いしたいとは思いますが、町もできることがあれば、前向きに検討をしていきたいと考えております。

以上です。

○1番 松本正美君

今、課長のほうからお話しがありましたけれども、本当に障がい者の皆さんは、そうした インターネットが使えるような形をとってほしいということで、確かに、ハローワークだと か、そういったところに出かけても、なかなか自分に合ったような、思うようなお話が聞か れないという方もありますし、なかなか遠くて行かれないという方もあるわけなんです。そ ういう意味でも、蟹江町にもそうした相談窓口もつくっていただきたいなと、このように思 うわけなんです。本当に蟹江町に住んでみえる障がい者の方のことを思ったら、もうちょっ と真剣に取り組んでいただくといいかなと、このように思うわけなんです。

今、愛知県では、県庁そのものが知的障がい者のインターンシップということで事業を実施しているわけなんですけれども、この目的の一つには、知的障がい者を愛知県庁で正規雇用をするため、もう一つは、県職員の意識啓発、そして、知的障がい者の就業可能な生業を開発するためであると、このような取り組みをされておるわけなんです。

そして、一般就労に結びつきにくい知的・精神的に障害のある人に対しては、私ども蟹江町でも、町役場を職業訓練の場として提供してはどうかなと、このように思うわけです。もう既に、障がい者の方が勤めてみえることもちょっとお聞きしているわけなんですけれども、本当に社会に出る機会が少ない、また、本人の自信にもつながるためにも、町でも、県庁のようにそういう就労ができるような機会をつくっていただくということも大事ではないかなと、このように思います。だから、そういう意味でも、今後町役場で、臨時職員、また就労体験ができる、こうした障がい者のための就労支援ができないのか。これは、町長に一回お聞きしたほうがいいかなと思いますので、よろしくお願いいたします。

○総務課長 江上文啓君

町長へのご質問ということですが、私のほうから一言答弁させていただきます。

現在、蟹江町の職員では障がい者を3人雇用いたしております。これは臨時職員を含みますが、平成25年4月1日からは、障がい者の法定雇用率が引き上げられることもあり、蟹江町としても障がい者の雇用を推進するつもりでございます。

さて、議員が提案の役場での就労体験でございますが、平成24年度は、蟹江町と愛知大学との連携・協力に関する協定もあり、愛知大学、短大生を含みますが、学生の2人をインターンシップ事業として受け入れをしております。先ほど議員がおっしゃられましたように、愛知県においても、養護学校の生徒を障がい者インターンシップ事業として受けれているということも存じております。今後、蟹江町といたしましても、障がい者の就労体験を行う場合には、養護学校等々と連携をとりながら考えていく必要があると考えております。

以上でございます。

○町長 横江淳一君

今、担当のほうからお答えをさせていただきました。実は、臨時職も含めて、今3人、障害認定をされた方の雇用をいたしております。それですべてだというふうに申し上げている

わけではございません。ただ、障がいには、身体的障がいをお持ちの方、そして精神的な障がいもあります。 3 障がいをお持ちの方もあるわけでありますので、その障がいの度合いによって、きちっとしたお仕事につけるようでしたら、これから雇用の場を広げていくのもやぶさかではないというのは担当の考えではありますし、私個人もそのような考えを持っております。

インターンシップ制度につきましても、たまさか愛知大学の学生を受け入れたという経緯 もございますので、今後関係機関と相談しながら、もしもそのようなチャンスがございまし たら、当然受け入れをさせていただき、雇用の拡大に努めてまいるのはやぶさかではござい ませんので、また、皆様方のご紹介をいただければありがたいというふうに思っております。 以上です。

○1番 松本正美君

ありがとうございます。

明石市ですけれども、私ども議員でお邪魔させていただいたときには、やはり障がい者の 方が、職場の中でそうしたコンピューターなり、またパソコンを使って事業をされてみえた。 明石市には役場の中にセブンイレブンというコンビニが配置されていまして、そこで就労支 援ということで、そういう障がい者の方を使ってみえて事業をされてみえました。今、全国 的にもこういった取り組みが広がっていますので。

それと、もう一つは、町でこういう事業をやるということは、民間の企業に対しても、障がい者の雇用を促進するため率先してやることによって、企業にもそういうことを教えていくことになるんではないかなと、このように思いますので、どうかそうしたこともどんどん進めていただきたいと、このように思います。よろしくお願いいたします。

では、次へ行きます。

障がい者の自立就労支援の取り組みについてであります。

障がい者の自立就労支援の取り組みとして、障害者優先調達推進法が本年4月から施行されます。昨年6月に成立いたしました推進法は、国と独立行政法人に対して、障がい者が施設でつくった製品の購入や清掃などの業務委託を優先的に行うよう義務づけるとともに、地方公共団体に対しましても、障がい者就労施設の受注機会の増大を図るよう努めることが求められております。

現在、国などが商品の購入や業務委託をする際は、競争入札による契約が原則になっており、民間企業に比べ競争力の弱い障がい者就労施設が契約するのは難しい実情でもあります。また、施設や自宅で働く障がい者がふえる一方、景気の低迷により民間企業からの仕事の依頼は減少しており、さらに、障がい者施設への発注が不安定のため、国から安定した仕事を求める声が高まっております。

こうした状況を踏まえて、障がい者の就労機会を増加させ、自立を促進することを目的と

して、本法律が制定されておるのであります。本法律によって、自治体には就労の実態において、障がい者就労施設等の受注機会の増大を図るための必要な措置を講ずる努力義務が課せられております。本町においても、就労実態に応じて障がい者就労施設の受注機会の増大を図るための必要な措置を講ずるよう努める考えはないのか、お伺いしたいと思います。

○子育て推進課長 鈴木利彦君

就労実態に応じて障がい者就労施設等の受注機会の増大を図るために必要な措置を講ずるよう努める考えはないかというご質問でございますが、今現在、国の基本方針や調達方針が示されていないために、対応に町としても苦慮はしております。国の方針が示されてから、町も調達方針を検討していきたいと考えております。なお、今現在、かにえワークスにおいては、回収業務、紙を委託しております。

以上でございます。

○1番 松本正美君

昨年の6月に施行されたわけなんですけれども、またその以降に、こうした関係団体との 連携、また調整、国のほうから推進法のパンフレットの活用なども来ていると思うんですけ れども、こうしたことを情報提供は行われたのかどうなのかお聞きしたいと思います。

○子育て推進課長 鈴木利彦君

実際、私どもの手元には、パンフレット等はまだ来てはおりません。一応、i J AMP等で見ますと、厚労省は、全国知事会、それから指定都市市長会、全国市長会、全国町村会の4団体に対して法律の概要をまとめたパンフレットを送付しますということと、社会援護局長名の通知を出して協力を依頼というような情報は、まだこちらを見ただけでございますので、実際は、パンフレット等の送付は、まだこちらのほうには届いておりません。以上です。

○1番 松本正美君

パンフレット等も届いていないということですけれども、施行されたということで、これから進められてくるかとは思いますが、本町にも障がい者の就労施設ということでワークスだとか、また、一般企業でも就労支援の企業等も蟹江町にはあります。そういう意味でも、障がい者の就労の機会ということで、そういった企業にもきちっと、パンフレット等も来ましたら呼びかけていただきたいなと思うし、パンフレットが来ていなくても、県のほうには既にそういった情報も入っていますので、聞いていただいて、こうした障がい者の優先調達推進法が決まった、それに対して町としてはどのように、確かに努力義務ということになっていますが、こうしたこともしっかりと取り組んでいただきますよう、よろしくお願いいたします。

続きまして、若者の経済的自立支援について伺いたいと思います。

平成25年1月末現在の蟹江町の外国人を含む年齢別統計で、65歳以上の老齢人口が8,070

人、21.5%、14歳以下の年少人口は6,023人、16.1%、生産年齢人口が2万3,416人、62.4% となっております。本町の平成20年10月の生産年齢人口は2万5,448人、67.1%であります。 5年前と比較すると、現世代の生産人口が高齢化によって減少しております。現世代の減少 は、経済や社会保障を支える労働人口が減少となり、国を挙げて労働人口に力を入れた取り 組みが重要な課題となっております。

また、昨年、24年4月の国の労働調査速報によりますと、完全失業率は4.8%に対しまして、年齢別では15歳から24歳が9.9%、25歳から34歳が6.0%と、全体から見ても若年世代が最も高く、この中に引きこもりやニート、フリーターなども多く、一たんフリーターやニートになると、なかなか離脱して正社員になることができない、そのまま年を重ねているのが現状であります。労働経済白書によりますと、非正規社員から正社員に移行する若年者の比率は年々低下しております。30歳代前半のニートの約半数は、これまでで就業経験がないことが統計分析からも明らかになっております。無業期間が長いほど就業への移行の難しさが伴っていて、このままでいけば、親の年金でニート状態の子も食べていくような事態が目前に迫っているのであります。将来的には、生活保護などの社会保障の対象となることが考えられるのであります。

将来の若者を育てることは、蟹江町にとっても大変重要な取り組みだと思います。本町にもフリーターなどの若者もみえ、一たん会社をやめると、次の仕事をハローワークなどで探すなど、なかなか仕事が見つからないとの現状であります。仕事のことで身近にアドバイスしてくれる、相談できる就労支援の場所が蟹江町でもできないかと要望をいただいております。今後、若者の就労支援は町の重要施策として真剣に考えるべきではないかと、このように思います。若年者の就労支援として、「しごと相談室」をこの本庁舎へ設置できないのでしょうか。さまざまな問題を持つ若者の経済自立支援として、利用者が安心して相談や情報提供をできる体制整備といたしまして、「しごと相談室」をこの本庁舎に設置を図るべきではないかと思いますが、この点についてお伺いいたします。

○ふるさと振興課長 寺西隆雄君

松本議員のご質問の「しごと相談室」を本庁舎内に設置につきましてお答えをいたします。まずは、町の近年労働に関しての取り組みにつきましてご説明をいたします。

若年者等に対して、自分にどのような仕事が合うのかなどの相談から面接対応まで、就職活動をサポートし、若年者自身が抱える就労に関する悩みや不安を早期に解消するため、平成22年度より、県と県内市町村が一体となり若年者の就職相談窓口を開設しております。

蟹江町の取り組み内容は、平成22年度は町内のニーズを探るために平成23年3月14日に臨時的に1回開設をしたところ、3名の募集枠に4名の申し込みがありました。なお、ご参考までに、4市1町で臨時を開設し実施をしております。そのときの1町が蟹江町でございます。また、アドバイザーは、愛知県より1名を派遣していただき、対応しております。相談

申し込み者の年齢は、28歳が1名、30歳が2名、31歳が1名でした。

この結果を受けて、当町において潜在的にニーズがあるものと判断し、平成23年度は13市1町で実施し、県下では蟹江町のみが設置者として単独開設をいたしております。しかしながら、結果は、当町では当初隔月で年間5回の開催を予定しておりましたが、うち3回は応募者が集まらなかったため開設には至らず、2回の開催で利用者3名と低調に終わりました。ご参考までに、16歳から19歳が1名、30歳から34歳が1名、39歳が1名でした。今年度は、平成23年度の利用実績や県の予算縮小の影響もあり12市1町、この海部地区ではあま市、大治町との広域開催で実施をしております。結果は、4回の開催で定員12名のところ、10名からの申し込みがありましたが、現在蟹江町在住の方の利用は見受けられませんというふうに報告を聞いております。

御提案の「しごと相談室」の設置に当たり、アドバイザーは、就職希望者が、みずからの適性、能力、経験などに応じて効果的に就業選択や職業能力開発など、さまざまな相談や支援を行うための幅広い知識と経験が必要となるため、キャリアコンサルタントなどの有資格者の配置と継続実施が欠かせません。これまでの就職相談窓口の利用実績や費用対効果など、総合的に勘案しますと、現段階においては、当町単独での常設の相談窓口を開設するのではなく、これまでどおり市町村と県が一体となった相談窓口の設置や運営に携わるとともに、あわせて、当町からの交通の便もよく、若年者等の生活圏にできる限り近い場所で利用ができます県と県労働局が連携して運営されているヤング・ジョブ・あいち――これは名古屋のほうにございます――や、厚生労働省の委託事業で設置される地域若者サポートステーションなど、就職関連サービスの提供を行う施設の紹介に加えて、町商工会とも緊密な連携を図りながら、若年者等にとっての時期を逸しない環境の整備に努めていきたいと思っております。

なお、3月27日の中日新聞にも若年者の失業率が多いということを私どもも関知しておりますので、今後とも、いろいろな面で労働に関して前向きに進んでいきたいと思っております。

以上でございます。

○1番 松本正美君

ありがとうございます。

今、課長のほうからお話があったわけなんですけれども、町単独ではなかなか難しいという、そういうことなんでありますが、先ほど課長の中で、商工会とも連携しながらという、そんなような話もあったわけなんですが、若者の就労支援といたしまして、先ほど言った商工会と連携をとっていただいて、町内にある企業、また町外の企業とも連携をとっていただいて、町で合同の就職説明会などを開催したらどうかなと、このように思うわけなんです。

しっかり呼びかけていただかないと、今せっかくそうした各地域で仕事相談室といっても、

なかなか集まっていないという状況もありますので、こういうニートだか、引きこもり、ほとんどそういう仕事から縁が遠うなってきている若年層なんかは、そういう機会に出て行く場所がなかなか難しい部分もあると思いますが、そういう意味では、町単独ではないですけれども、商工会を通してそうした事業ができないのかお聞きしたいと思います。

○ふるさと振興課長 寺西隆雄君

今年度、厚生労働省のほうの補正予算等、600億の中にもそのような事業がございまして、 一度町商工会のほうとも、25年度に向けましていろいろな会議等がございますので、その中 で提案させていただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

○1番 松本正美君

ひとつよろしくお願いします。

先ほど課長が国の補正予算で24年度600億円ということでお話がありましたが、これも大いに使っていただけるような体制を組んでいただきたいと思うんです。各企業で、そういう若者の就労支援、職業訓練をやることに対して、国のほうもそうした奨励金も支給するようになっていますので、こういったことも各企業にしっかり呼びかけをしていただきたいと思います。そうした意味で、しっかり若者の自立支援ができるような、また、今回の国のあれは人材育成の推進ということになっていますので、人材育成の推進ができるような取り組みを各企業に呼びかけていただきまして、取り組んでいただきたいとこのように思いますので、よろしくお願いいたします。

次に行きます。

次に、キャリア教育の推進についてであります。

ニートと呼ばれる若者は、全国で64万人、未就労の若者が問題となっていて、卒業後にニートにさせない取り組みも重要であります。また、学校を卒業し会社へ就職しても、1年も続かない若者がふえております。いわゆる辛抱できない、我慢できない、すぐキレる若者がふえていて、会社をやめて、この不景気の中、次の就職口がなかなか決まらないという状況でもあります。

今、辛抱できない、我慢できない、すぐキレる若者がふえている、こうした中でも、家庭・学校・地域で小さいうちからの教育支援は重要であると思います。現在、本町の中学校では職場体験などのキャリア教育が進められておりますが、小学校でのキャリア教育では、1つ、須西小学校では県の予算をいただいて、キャリア教育事業、夢をはぐくむあいち・モノづくり体験事業を進められております。小学生では早いのではないかと思われますが、小学生は成長が著しいために、社会的自立、職業的自立に向けての、その基盤を形成する重要な時期でもあります。将来の自分に夢や希望を抱かせたり、家族や友達、地域の人々への関心、そして、信頼感を高め、人々が責任を果たしながらさまざまな集団や社会を築いていくことに気づかせることも大変重要であります。

小学校からのキャリア教育の計画的な推進は、小・中学校へと連携していくことで、児童・生徒一人一人の勤労観、職業観を育てるのではないでしょうか。今後の児童・生徒の大人への自立、成長に大きく期待が持てるのではないでしょうか。今後のキャリア教育の推進について石垣教育長にお伺いいたします。

○教育長 石垣武雄君

今後のキャリア教育の推進についてというご質問をいただきました。現在、蟹江町の各小・中学校では、発達段階に応じて年間指導計画をもとにキャリア教育が進められております。中学校においては、ご承知のとおり2年生で将来の生き方について真剣に考えさせ、働くことや学ぶことへの意欲が向上するように、地元の企業等を中心に3日間程度職場体験学習が行われ、3年生の進路指導につなげております。

また、最近小学校においてのキャリア教育が文科省から示されました。それをもとに、2 年前から高学年の児童が地域のものづくりの達人から直接ものづくりを学ぶこと、そして、 仕事に対する心構えや努力してきたことなどの話を聞く体験学習を進めてきました。県の指 定を受けまして、先ほどお話があったように、現在までに須西小学校と、そして、本年度は 新蟹江小学校が行っております。この事業は、来年度は学戸小学校を予定しております。

このように、小学校の段階からキャリア教育を進めることは重要でありまして、小・中学校が連携をしていくことで児童・生徒の勤労観・職業観を育て、自立・成長へつなげていくことが大切だと考えております。同時に、専門的な知識や情報を持っている保護者、社会人、職業人など、外部講師から直接学ぶ機会をふやし、学校と家庭・地域が一体となった取り組みを進めることが重要だと考えております。

以上です。

○1番 松本正美君

どうもありがとうございました。1点だけお聞きしたいと思うんです。当町でも地域と一体になったキャリア教育を進められているということで、今、教育長のほうからお聞きしたんですけれども、このキャリア教育を広く、また持続的に実現していくためには、キャリア教育コーディネーターの存在は重要であると、このように思うわけなんです。地域社会の持つ教育資源と学校を結びつける、そういったキャリア教育のコーディネーターを今後蟹江町として学校教育の中へ受けれられるのかどうなのか、お聞きしたいと思います。

○教育長 石垣武雄君

コーディネーターの必要性ということでありますが、先ほどお話しがあったように、学校と保護者とか地域とのかかわり、あるいは小・中学校との連携等も含めて、コーディネーターの存在がということでお話を聞くときがあります。実際に、今現在、まだ蟹江町にはコーディネーターはおりませんが、実は、蟹江町の中の学校の先生方で組織している教職員会というのがございまして、その中で、例えば、図書館部会とか、特別教育部会とか、こういう

ような部会があります。そこの中に、先ほどお話がありましたように、キャリア教育部会というのを立ち上げますと、そこに各学校のそういうような先生方をお願いをして、横のつながりとか、地域とか学校間、そういうあたりのところのコーディネーター的な存在になるというようなことを思っております。今後、そういうようなキャリア教育部会を、学校の、特に校長先生方にお話しをしながら、蟹江町としても考えていきたいというふうに思っております。

○1番 松本正美君

ありがとうございました。どうか、キャリア教育の推進のほうもよろしくお願いいたします。

次に、生活保護受給者の経済的自立、就労支援事業についてお伺いいたします。

生活保護受給者の経済的自立支援について。

統計分析によると、近年の経済状況の悪化で平成21年3月から平成24年3月までの3年間で、生活保護受給者、保護世帯がおよそ1.3倍になっており、高齢・母子・障害が横ばいであります。就労可能な者を含むその他の項目が年々増加し、およそ2.6倍になっていると統計分析されております。本町においても、生活保護の受給者は21年度が122世帯、159人、25年が2月現在184世帯、237人で、年々増加傾向にあります。

今後、生活保護の就労支援の拡充が求められております。長引く景気低迷で生活保護受給者が増加傾向にある状況の中、政府は、生活保護に至る前の自立支援を強化するため、生活訓練などを含む就労支援策の創設や生活困窮の家庭の子供への学習支援の実施などを盛り込んだ新法が今国会に提出されております。また、就労に意欲をもつ生活保護受給者への支援拡充や不適正受給者対策など、生活保護が適正化されます。

昨今の厳しい経済情勢を背景に、生活保護の受給者が年々増加しており、こうした人たちへの支援も急務となっているところであります。生活保護の受給者が増加している中で、一たん生活保護の対象となった人が生活基盤を確立して就労し、自立することが、本人の生きがいの観点からも、また彼らが社会を支える側に立つという観点からも重要であります。このため、人々が生活困難に直面した場合に、生活に困窮してしまわないうちに、雇用施策と福祉施策が協力し合い、直ちに支援の手を差し伸べて、自立を維持できるようにするのが必要ではないかと思います。その上で、この経済的自立ができない受給者への就労支援が重要だと考えております。

本町でも、生活保護受給者の窓口は県の海部事務所になっておりますが、生活保護受給者 への経済的自立のための生活訓練など就労支援の取り組みについてどのように考えているか、 最初にお聞きしたいと思います。

○住民課長 村上勝芳君

まず最初に、生活保護受給者への自立のための就労支援の取り組みを県と共同で取り組む

考えはないかというご質問ですが、生活保護受給者への就労支援の取り組みについては、既に、厚生労働省による就労意欲喚起等支援事業により、生活保護受給者に対して、1つはハローワークとの連携事業、2つ目が福祉事務所における就労支援員を活用した就労支援、3つ目が就労活動支援と、4つ目が離職防止支援により、就労意欲の喚起を図るため、本町でも、海部福祉相談センター、ケースワーカー及び就労相談員、そしてハローワーク専門員とともに連携して、共同で生活保護受給者の相談や就労支援に取り組んでおります。また、今後も引き続いて取り組んでまいります。

以上でございます。

○1番 松本正美君

今、課長のほうからお話があったわけなんですけれども、特に、今、ケースワーカー、専門員が一丸となってやっているということでありますが、生活保護受給者が今ふえているわけなんですけれども、生活保護受給者に対する個別相談に当たっているのはケースワーカーでありますが、今、全国的にもケースワーカーが不足している、支援が十分でないという声をお聞きしているわけなんですけれども、今後、自立に向けた就労支援の強化、受給者の生活実態の把握や保護費の支給の適正化の確保などが求められております。就労状況や保護費の支出状況の調査、また指導強化など、海部事務所の調査、個別相談のケースワーカーの確保というのは大丈夫なのでしょうか、お聞きしたいと思います。

○住民課長 村上勝芳君

海部福祉相談センターでは、ケースワーカー8名おるうちに、蟹江町への担当ケースワーカーとしては3名ございます。そして、毎月5日、定例支給日を設けて生活保護費を支給しておりますが、そのたびにも、家計簿調査だとか、就労支援の相談だとかというのを随時しております。また、随時ではございますが、ハローワークの相談も本町で、ハローワークの方にこちらのほうに出向いていただいて相談業務を行っております。

以上でございます。

○1番 松本正美君

現在、20歳から59歳の未婚男女で、仕事も通学もせず社会との接点がない孤立の無業者が、全国で162万人に上ると報道されております。この背景には、景気の低迷に伴う就職難やリストラなどが大きく影響しておると思われます。今は家族が支えてくれるが、将来的に経済的にも厳しい状況に陥ると、今後は生活保護費が増加してくるんではないかと、蟹江町においても同じようなことが言えるのではないかと、このように思います。

本町において、生活相談窓口は住民課のほうにありますが、生活保護に陥らないための生活困窮者への自立支援のアドバイスやきめ細かな相談体制、これもワンストップでできるような体制を組んでいただきたいと思うんですが、生活保護の相談にみえるんですけれども、なかなか思うようにつながらない部分があるわけなんですけれども、もっときめ細かな相談

体制がとれないのかお聞きしたいと思います。

○住民課長 村上勝芳君

本町での取り組みとしまして、きめ細かなというところでございますが、先ほど言いましたように、支給日だとか、家計簿調査だとか、就労相談、ハローワークの相談とか、就労ができる方については健診命令をして、お医者さんのほうで就労可能かどうかというところの状況も判断をいただいて、本人への就労相談に取り組んでおるところでございますので、さらにきめ細かなところに着目して進めていきたいと思います。

○1番 松本正美君

まだちょっと納得できない部分もあるわけなんですけれども、本当にきめ細かくというのは、どこまできめ細かくやっていただいているかというのはちょっと不思議なんですけれども、きちんと相談に乗っていただいている方もあるわけなんですけれども、中にはそういう方もみえるもんですから、ワンストップできちっと相談できるような体制を組んでいただきたいなと思います。

それと、本町にも、確かにニートの方が高齢化をしてきております。そういった意味で、 心配しているところでありますが、無職で社会から孤立している30代半ばの人、こうした人 の実態の把握や支援が新たな課題にもなっているんではないかなと、このように思うわけな んです。こうした方々に対しましても、相談員による自宅訪問、カウンセリング、就労支援 など、こういうこともどんどんやっていただきたいと、このように思いますが、この点につ いてお聞きしたいと思います。

○住民課長 村上勝芳君

30代のニートだとかという方の相談もありますが、今一番多いのは、高齢世帯だとか、病気をお持ちの方の相談、そして障がいから母子というところが一番多く生活保護の相談においでになります。その大半が、障がい、そして高齢世帯でございまして、今おっしゃられた30代の方についての相談については、年金だとか、ハローワークのご紹介だとか、状況だとかを確認をしながら相談に乗っております。実際には、今のような状態でございます。

以上でございます。

○1番 松本正美君

本当に、このニートの関係は、なかなか表に出てこないものですから掌握しづらい部分もあるわけなんですけれども、本当にこうした方々をほかっておってはいけないと思いますし、できるだけこうした方も家庭訪問していただいて、役場に来るのを待っておるんではなくして、ぜひ、こうしたことも考えていただきたいなと思います。やはり、こういう方をほかっておくと、高齢者になったときに、本当に高齢者でも、今、そうした、一人で単独の人がなかなか状況がわからない状況にありますので、そうした若い人たちが、いずれは高齢化してきてそういう状態に陥ってしまうんではないかと心配しているところでありますので、こう

したことも就労支援として、家庭訪問を通しながら、その一人一人を把握しながら激励をしていただくというのも大事ではないかなと思います。

こうしたこともしっかり今後取り組んでいただきたいと思いますので、よろしくお願いしまして、質問を終わらせていただきます。大変にありがとうございました。よろしくお願いいたします。

○議長 中村英子君

以上で松本正美君の質問を終わります。

質問3番 髙阪康彦君の1問目「事業仕分けについて」を許可いたします。

髙阪康彦君、質問席へお着きください。

○4番 高阪康彦君

4番 清新の髙阪康彦でございます。

議長の許可をいただきましたので、通告書に従い、「事業仕分けについて」という演題で 質問をいたします。

以前、議会だよりに「あれどうなった」という記事がありました。議会で指摘された質問がその後どうなったかをお知らせするコーナーでした。そんなことを思い浮かべながら質問をいたします。

事業仕分けは、行財政改革に大きなウエートを占めています。事業仕分けにより、その事業の無駄を削減したり、将来の指針を示すことは、行財政改革に大きく寄与するからであります。しかし、最近事業仕分けという言葉は余り聞かれなくなりました。3年ほど前は、事業仕分け一色でありました。その様子がテレビなどで報道され、多くの皆さんが事業仕分けに関心を持たれたと思います。私たち議員も、研修視察のテーマを事業仕分けで決め、その勉強をしようということで、22年2月に先進地である小田原市に、また、23年2月には亀山市にも出向き、研修をしてきました。

町長も、平成22年3月議会の所信表明で「新しい公共づくりを図るのに事業仕分けも視野に入れ」と表明されました。そこで、私は代表質問の中で「町は既に集中改革プランの中で事業ごとに改革の目標を定め実行しているし、達成度も検証されている。これも事業仕分けである。改めて事業仕分けと言われるのは、今行われているような役所だけで仕分けするのではなく、住民代表・有識者等を加えた事業仕分けを考えておられるのか」の問いに、町長は「有識者などによる事業仕分けチームをつくりたい」と答えられております。その後アクションがないので、1年半後の23年9月議会の一般質問で、私は「事業仕分けはどうなっている」と質問をいたしました。そのときの答弁は、「やり方を23年度中には決めたい」と答えられています。以後、今日まで、この問題について具体的な方針はいまだ示されておりません。ここに22年度と23年度の議会だよりを持ってきましたけれども、間違いなくそういうふうに答弁されております。

今議会の全員協議会に平成25年度行政改革実施計画書という資料が出されました。110の事業が4つの項目で仕分けされています。具体的には、改革の内容、実績期待できる効果、削減効果、取り組み項目の4項目です。これも事業仕分けであると思います。ただ、これは役所中心の考え方による事業仕分けであると思います。事業仕分けに有識者・住民代表の参加するメリットは、役所の行う事業に対して、有識者の意見、住民の意見を取り入れ、民間の考え方で仕分けをしますので、その事業がよりスムーズに進行することが考えられますが、そのほかに、事業仕分けを公開することにより、住民が役所が行っている事業を知ることができる、役所外の人が加わることにより役所のしがらみが解消できる、有識者を加えた事業仕分けは微々細々にわたり鋭い質問がされるので、職員が事業に対してしっかりと勉強をしなければならない。その結果、職員のスキル能力がアップするなどがメリットとして考えられます。このスキルアップは、さきの視察で伺いました職員の方にお聞きしました。

私の考える事業仕分けを町がこれほど足踏みされるのは、私なりにいろいろと考えてみますと、まず、住民代表・有識者を加えて仕分けする事業が少ない、またはない、事業仕分けを行う住民代表・有識者の選定が難しい、また、時期・期間の問題、これにかかる費用の問題などが考えられます。そこでお伺いをしますが、いわゆる有識者・住民代表を加えオープンにした事業仕分けは断念されたのか、お伺いをいたします。

○政策推進課長 山本章人君

事業仕分けについては、なかなか実施するに至らず大変申しわけございません。それで、ここしばらく、いろいろな状況を検討し、それから、社会情勢の変化などを含め精査させていただいた結果、また、全町内会を回るきめ細かなまちづくりミーティングや協働地域づくり支援事業などで住民の皆さんが本当に欲しているものは何かなどということを見きわめれば、おのずと事業は選択、仕分けされてくると考え、そういうこともあり、蟹江町に最善な見直しの方法を探ってまいりました結果、蟹江町版の団体事業見直しという形で、テレビ等で報道されていた事業仕分けとは形を変えて、蟹江町では、ことし、平成25年度に実施する予定として考えております。

考え方としては、当町では、十数年前から毎年10月ごろ1カ月以上ほどかけて、新年度事業に関しての3カ年事業ヒアリングや、先ほど議員が言われました行革ヒアリングを実施しております。これは、町長、副町長、教育長による新年度の新規事業、また、今までの事業の継続や事業の見直しに関する事業化に対するヒアリングでございますが、これにより、必要最低限の事業、最少の経費で最大の効果をということで、毎年新年度予算に反映すべく行っております。こういう形を基本として、毎年絞り込んでいくことを、まだまだ十分ではございませんが、地道に続けることで、事業の見直しをしておるところでございます。

そして、今回、ことしさらにもう一歩踏み込んで、蟹江町にあるいろいろな団体さんに対 して、団体の皆さんみずからにも自分たちの事業を考えてもらうという意味で、団体事業見 直しを実施する予定としております。もう少し詳しく申しますと、蟹江町は第4次蟹江町総合計画を平成23年度に策定いたしました。その基本理念の中に「支え合い」という大きな柱となる言葉が出てきます。また「協働」という言葉も至るところに出てまいります。こちらは住民、住民団体、企業等の皆さんと行政が、お互いに蟹江町を支え合っていこうというものであります。

そのようなことから、住民団体と行政の守備範囲を考え、ひいては蟹江町の活性化と発展に資することは何であるかを団体の皆さん同士で行政とともに考えようという趣旨が、この団体事業見直しの根本でございます。行政だけではなかなか町の活性化は図れない。やはり、住民の皆さんや団体の皆さんの蟹江町を思う活動があってこそ活性化するのであって、団体を切り捨てるような形の従来の事業仕分けでは蟹江町にそぐわないと考え、これからの時代、元気な蟹江町を持続・継続していくための、このような形での団体事業見直しを実施することといたしましたので、ご理解いただきますようよろしくお願いいたします。

以上です。

○4番 高阪康彦君

長々と答弁されましたけれども、言っている意味が余りわからないですよね。ヒアリングをされると言っていましたけれども、どういう形のヒアリング。例えば、タウンミーティングなんかで聞くのもヒアリングかもしれませんが、きちっとした形のヒアリングというのはどういう形を、25年度中は何か考えてみえると言ってみえましたけれども、よくわからないので、もう一回そこを説明をお願いします。

○政策推進課長 山本章人君

済みません。もう少し、今の時点で考えている具体的なところでございますが、町が補助を行っている団体について、その団体がどのような事業を実施、活動しているのか、また、今後どのような事業を実施したいのか、それは町として必要なのかなど、町民の皆さんの視点でともに考える団体事業見直しとして実施いたします。当日の議論から導き出された意見は、最終決定ではなく、今後の検討・協議に活用いたします。

その団体事業見直しの視点といたしましては、過去に行われている事業仕分けとは違い、 団体補助金を単に縮減・廃止するということだけではなく、町民や団体の皆さんなど多様な 主体と行政の協働を前提にすることを大切にし、町民意識の高揚と行政の意識改革の中で、 そういう事業の公平性・透明性・公益性が確保され、町民の利益に役立つような団体活動を 支援する、新たな枠組みの位置づけとして考えます。

実施の今現在の考え方といたしましては、コーディネーター、座長というトップになる方を外部から、学識経験者として、今のところ大学の教授を考えておりまして、また、各団体の代表、それから住民代表、それから行政代表によるディスカッションの形式とすると考えております。実際には、その座長の進行のもと、その団体の代表が団体の活動と課題及び今

後の活動の展望の概要について説明し、団体補助事業の担当職員、原則として課長となりますが、そちらが、補足事項等があれば簡潔に説明いたします。座長の進行のもと、住民代表から団体代表に対して、それからまた団体同士で質疑応答を行い、団体事業の公益性等について議論を行います。最後に、座長は、特に公益性に関する意見を集約し、最終的に議論を終結するという形になります。

以上でございます。

○4番 高阪康彦君

私が聞いているのは、例えば、今年度そういう会議を持って、住民の代表、いろいろな事業をやっている代表が集まって、そこで意見を聞くと、今年度にそういうことをやるということをおっしゃっていただければいいんで、やり方までどうのこうのと言っているわけではありません。

それともう一つ、代表にやっている事業だけを聞いて、その事業に関して、例えば補助金を減らすとかということになれば、それは事業仕分けでは。事業仕分けであるなしかは、私が言うのは、民間の意見を取り入れるという、例えば、この25年度の行政改革実施計画書の21番、22番、24番、26番なんかです。例えば、21番、職員の研修費について随時金額を見直し適正な補助額とする。22番、職員研修費負担金の検討。24番、職員人件費の削減により経費の削減を図る。26番、時間外勤務の縮減を図り経費の削減を図るというのは、これは身内が身内を少し進めるということで、これがきちっとした、本当にやれるかです。

やはり、民間を入れると、役所の方は、僕たちはこれまではできませんと言いますと、民間でしたらもっとやれるだろうということになるんです。そういった意味で、私は民間の意見を聞くのはいいと思いますし、有識者とか民間を入れるのはそういうことです。ただ、今言われたように、会議を開いて、あなたたちはこういう事業をしているから、今、例えば20万円を補助していますけれども、その事業では5万円にしますよというのでは、こういった、今言ったような事業仕分けはできないんですよ。それを聞いているんですよ。そういう事業仕分けはどうしているんですかということを。

まだ次の質問がありますので。ただ、皆さんよくご存じのように、民間が事業仕分けをしても、それが100%実施されたわけではありません。国のほうでも、これは廃止と決めた事業が名前を変えて存続されたとかと、よくニュースになっております。ですが、やはり、皆さんにお願いしたいのは、民間だったら今これをどうするんだろう、私たちはこれはできないけれども、民間だったら今これをどうするんだろうというようなことを絶えず考えてやっていただけるということが、これが行財政改革の一つ、民間の意見を聞くということです。

皆さん方が絶えず民間の視点を持って、民間だったら今これをどうするんだろうというふ うに考えて、それを取り入れていただきたいということの思いで言ったわけでありまして、 やはり、私が申し上げたとおりに、なかなか、テレビなんかでやった、有識者がこれはどう ですかどうですかといじめておるような、そういう事業仕分けはできないと思いますけれども、絶えずそういう視点に立って行財政改革に、職員の方は、この110ですか、本当に一生懸命考えてやっておられると思いますけれども、この視点の中に、自分たちではなく民間の考えを入れてほしいという思いで言っております。

この事業仕分けについて3点ほど関連質問をいたしますので、答弁をお願いします。 まず1点目です。

町民プールについては、昨年、町民プールに関する条例が廃止されましたが、今年度はそれにかわる何かを考えておられますか。また、以前利用していたケーニーズが再オープンしています。この行財政改革実施計画書の102番によりますと、実績効果のある期待する効果の中に、付加価値のある事業の提案を依頼し検討をすると書いてありますが、少しわかりにくいので、この内容をわかりやすく説明をお願いいたします。

○生涯学習課長 川合 保君

ただいまのご質問にお答えさせていただきます。

平成25年度の町民プールについては、平成24年度中、町民プールに関する問い合わせが四、 五件ありましたが、内容は、近隣の公共プールを教えてほしいというものでありました。これを踏まえて、近隣市町村の公共プールを利用して事業の実施が可能か調査をしましたが、 可能な施設を見つけることはできませんでしたので、近隣市町村の公共プールを紹介することを考えていました。

しかし、ケーニーズが営業を再開している中で、平成25年度から再度町民プールとして施設を利用してほしい旨の連絡がございました。今までの経緯もありますので、費用対効果等を鑑み、施設借り上げ料金の問題及びより利用者が増加するような事業内容を提案していただくよう、ケーニーズに依頼をしました。

提案された内容は、ケーニーズの休館日である日曜日の10時から17時、借上料については6月から8月の13日間で、従前とほぼ同額の159万7,000円。プール内に水中フロアを設置し、幼児を中心とした遊泳コースの設置、高齢者等を対象とした水中歩行専用のコースの設置、水中フィットネス機材を設置し、高齢者やリハビリ患者の運動機能向上を目的としたコースの設置等でございました。また、監視員の中から機材の指導、歩行指導を行う人材を配置し、利用者の支援を図る。入場に関して、水着の上にTシャツ、短パンの着用を許可し、水着になることへの抵抗にも配慮し、浮き輪等の利用を可能とし、混雑時には大きさに制限を加える等、柔軟に対応する等々の提案をいただきました。

現在、その提案を受けて検討中であり、6月の全員協議会でご報告したいと思っております。

以上であります。

○4番 高阪康彦君

以前、私も総務におりましたので、この条例廃止のときにいろいろ議論しましたが、確かに、町民プールにかわる佐屋ですか、例えば、よそのプールに行って500円払うときに200円補助するとかと、いろいろ話が出ましたが、実際には、なかなかできませんよね、具体的には。本当に難しいと思いますけれども。これは本当に、蟹江町には町民プールはありませんので、具体的な補助も非常に難しいとは思います。

ケーニーズさんも、今の意見を聞きますと、いろいろな、そういうのがやっていただける。今いろいろ言われましたけれども、そういうことはやりたいというようなことがあちらさんのほうからあったんですか。

○生涯学習課長 川合 保君

ケーニーズさんのほうからの提案の中で、そういったことをやるということで提案をいただいております。

○4番 高阪康彦君

6月の全員協議会に出されるという話ですが、そのときに議論をしたいと思います。 では、2点目に行っていいですか。

○議長 中村英子君

時間がかかりますか。次にもう一つの質問だと思うんですけれども。

○4番 高阪康彦君

3分で終わりませんけど、まあ休憩してください。

○議長 中村英子君

では、質問途中ですけれども、お昼の休憩が近づいておりますので、申しわけありませんが暫時休憩をいたします。

再開は午後1時からといたしますので、お願いいたします。暫時休憩をいたします。

(午前11時56分)

○議長 中村英子君

休憩前に引き続き会議を開きます。

(午後 1時00分)

○議長 中村英子君

午前中の髙阪康彦君の質問途中でありましたので、髙阪康彦君の質問からお願いをいたします。

○4番 高阪康彦君

では、午前中に引き続き質問を行います。

2点目に入る前に、実は、1問目のときにちょっと見落としまして、担当の方の答弁を聞いた後、町長さんの答弁をお願いすることになっていましたので、担当の方の答弁ではなくて、簡潔明瞭にわかりやすく答弁をされるようにお願いいたします。

○町長 横江淳一君

昼間一番の答弁とさせていただきたいと思います。

高阪議員から午前中質問いただきました事業仕分けの件であります。まず、平成22年3月に、間違いなく事業仕分けをさせていただくというようなお話をさせていただきました。決して怠っていたわけではありませんし、準備は粛々と進めていたということであります。

ただ、実際、平成17年から21年まで、ちょうど私が就任した当時から、行政改革集中改革プラン、これは国の指針の中で、5年間の間にきちっとした行政改革をするようにというようなことがございました。議員各位にもお示しをしました集中改革プランの中身につきましては、しっかり見ていただいているというふうに理解はしておるわけでありますけれども、決して改革がストップしたわけではございません。今現在も、先ほど来ご指摘をいただきました事業仕分けの中で、事業仕分けという名前が正しいのかどうか、今に合っているのかどうかはちょっと別といたしまして、行政改革の実施計画を皆様方にお示しをしているわけであります。

庁舎内としても、行政改革の幹事会、それぞれの担当者が自分たちをまず律するということで提案をいたします。そして、本部会にかけて、ほかの部署からも、自分たちだけではなくてほかの部署を見る。お互いに賢察し合いながら行革に向かっていこうという、そういう手法を今とらせていただいている中で、先ほど来ご指摘をいただいておりました事業仕分けをさせていただくということを明言させていただきました。ご存じのごとく、2年前に東日本大震災がございまして、途中で施策を変更せざるを得ない状況になったのもご理解をいただきたい。

ただ、有識者を入れまして事業仕分けをするという段取りは、実はとらせていただいている中で、今現在、集中改革プラン、そして実施計画にお示しをしましたいろいろな中身、先ほど議員からもご指摘をいただいた中身、プラス、蟹江町として、団体の方、そして一般の民間の皆様方に協働して仕事をしていただくような支援事業も含めて団体の方の意見を聞いたらどうだというような提案を、私どもが担当者にさせていただき、今その準備を粛々と進めております。25年度からしっかりと、実施計画を含めた仕分けを、仕分けというのか、見直しをさせていただくべくお示しをさせていただきますので、どうぞよろしくお願いしたいと思います。

以上です。

○4番 高阪康彦君

わかりました。本当に、先ほども申し上げましたように、役所ではこうですけれども民間 はこうだという、その対比をよく考えてお願いをしたいというふうに思っております。

それでは、2点目の質問に入ります。

この改革実施書にもありますが、9番、10番ですか、商工会のことでちょっとお聞きしま

す。

商工会の活性化資金、それから、げんき商店会補助金などは、主にイベントの補助金に充てられていると思いますが、この補助金の割り振りです。どのように割り当てられているのか、また、そのイベントが終了後のチェックはどのようにされているのかお尋ねをいたします。

○ふるさと振興課長 寺西隆雄君

商工を担当しております私のほうからご回答をさせていただきます。

まず、愛知県ではげんき商店街推進事業費補助金という補助制度を設けています。目的としましては、地域商店への広域普及や商機能強化に向けた取り組みに加え、子育てや買い物支援、防災・防犯面での取り組みなど、商店街に期待される地域コミュニティの担い手として機能や役割に着目した取り組みにより活性化を目指す商店街に支援する補助事業でございます。補助率は、県が対象事業費の2分の1以内を補助しております。補助期間は1年間、ただし、3年間を限度とし、継続を可としております。この制度を利用し、さらに蟹江町も補助することで、商店街などがより一層の活性化をすることを支援をしております。

なお、平成24年度は7事業を実施しております。平成24年度の新規事業といたしましては、一例を挙げますと、蟹江小学区連合会や各種団体と協働で開催されました本町商店街、これは「思い出通りを歩こう」、それから、今区、駅前区と協働で開催されました今駅前発展会のお客様大還元祭、また、舟入発展会の水辺音舞祭、空き店舗を活用した近鉄駅前通り商店街ふれあいの設置等があります。また、前記の補助制度とは別に、蟹江町の商工関係補助金交付要綱に基づき交付されます商工会活性化育成費補助金については、現在、商工会、各種団体及び商店街が一致団結し実行するさまざまな活性化の事業、これは、イベントに対して商工会活性化育成費補助金という制度を設け、対象事業費の3分の1の補助を交付し、町の商工会加盟商工業者へさらなる支援をしております。なお、平成24年度は20事業を実施しております。

この2つの補助事業について、まずは、町が商工会に補助事業の打診を行い、町商工会が各商店街等と調整を図り、町に提出されます。町としては、提出された事業内容、補助金額について検討をし、商工会に回答して予算計上をいたしております。一例を挙げますと、平成25年度げんき商店街補助金については、商工会及び実施商店街の代表に出席を願い、2月26日にヒアリングを行っております。商工会活性化育成費補助金についても、平成25年1月23日付で町商工会宛でに補助事業についての注意事項等を文書にて通知しております。補助金請求につきましても、厳選チェックをして、補助金を町商工会に支払っております。また、町としてイベントの補助金については、常に新しいイベント事業の取り組みに対して支援していることを重点に置いて、町商工会と調整をいたしております。

補助事業の活性化については、事業実施に向け、商店街発展会内では役員、また商店主な

どが集まり、会議や打ち合わせ等を行われ、商店同士の意思疎通が深まり、今後の商店の発展につながっていくと考えております。また、今までこの商店街に訪れたことがない住民も、イベントを開催することで地元商店の方などと会話できたりすることで、もう一度足を向けてみようという絶好の機会であると思っております。

もう一つ、新たな試みとしまして、イベントの景品を、単に商品を渡すのではなく、発展 会商店会でしか利用できない商品券を作成し、それを景品などとして配布し、再度お店に足 を運んでいただき、商品を購入してもらうような試みを町として商工会を通じて指導し、活 性をいたしております。

以上でございます。

○4番 高阪康彦君

ありがとうございます。私も、昨年「思い出通りを歩こう」というのを自分が先頭でやりましたので、その内容はわかっているつもりで質問したんですけれども。

私が申し上げたいのは、イベントが中心なんですよね。それも、各発展会といいますか、小さな単位であちらこちらでやられる。それに補助、補助金も税金なんですけれども、つぎ込まれるということで、イベントをやられる方は、本当に大変なんですね。無報酬といいますか、ボランティア精神でやられますので、ただ、それで人を集めて物を売ったりするんですけれども、イベントが悪いというわけではありません。ただ、小さな単位でイベントを、毎年同じようなことをやっているんですけれども、それが本当に商業の活性化になっているのか、地域の活性化がしているのかということを、私はたびたび疑問に思っております。というのは、イベントは、近くの住民はイベントがあればうれしいです。行って、物を買ったり、楽しんだりしますけれども、それを継続、毎年やるんですけれども、それによってその地域に、例えば、商売屋さんの商売がはやったり、理想かもしれませんが、そういうことは余り考えない。

私が思いますのは、以前ありましたように、蟹江町中で大きなイベントを、小さなお金をちまちま、それも必要ですよ、小さな商店会でやることも必要ですが、以前、地域振興券というのがありましたよね。それは蟹江町中で、例えば1万円券を買うと1,000円のプレミアがついておって、1万1,000円の物が買えるというふうです。これは蟹江町中で売って、1年目はちょっと売れませんが、2年目はあっと言う間に売れたという経験がありますけれども、やはり、これも問題がありまして、地域振興券を使いますと、最終的には大きな店のところへ行ってしまうと。それから、小さな店に余り恩恵がないとかで、先回は300万かそこらの予算でやりましたので、ちょっと規模も小さかったこともありますけれども、それほどの経済効果ではなかったかと思いますが。

ただ、500円の地域振興券というのは、何遍かは回るんですよね。僕らが、例えば500円いただきますと、500円商工会へ換金に行きますと、換金手数料取られますので、自分もその

500円をほかの店で使うんですよ。それがぐるぐる回りますので、500円のが4回回ってくると2,000円の経済効果があるというので、最終的には、それが、名前を挙げて申しわけないのですが、ヨシヅヤとか、そういうところに固まっちゃって、大きな店に。結果を見てみますと、そんなまるっきり、大商店会でやったようなものになりますけれども、ただ、地域全体がそういう大きな事業というのは、私はあってもいいんではないかと。

小さなところは30万とか50万とかという予算をもらってやっている。今は逆に、その補助金を目当てにというとおかしいですが、イベントをやるよりも、これだけ補助金をもらえるからイベントをやろうというような、反対の考え方もあるように思うんですよ。ですから、町も商工会にただ丸投げするのではなくて、商工会には、こうこうこういう事業をしてほしいとか、こうこうこういうふうに使ってほしいとか、そういう指導をしてほしいんですよ。当然、商工会には立派な指導員さんもみえますんで、そういうことはわかってみえると思いますけれども、発展会の中でも、今はもう衰退しまして、本当に自分たちが事業ができる発展会さんというのはそんなにないんですよ。本町だけであとはありませんけれども。

そうすると、補助がつきますので、その補助金を消化せないかんということで、やはり、 やれるところにその話が行っちゃう。そこが、相変わらず、お祭り、イベントで人を集めて、 汗水たらして本当に大変です。ご苦労さまです。やって、さあ、その結果、一生懸命やった、 身内同士は会話ができますし、お話しもできるし楽しいし、いいかもしれませんが、その補助金が本当にその地域の商業の活性化になっているのかということを私はちょっと疑問に思 うんですが、これをどう思われますか。課長さん、答えてください。

○ふるさと振興課長 寺西隆雄君

先ほどの髙阪議員の言われます、一過性のものではないかと、極端に言えば打ち上げ花火というか、そうではないかと言われますが、一つは、まず、前はがんばる商店街というのがありまして、今度はげんき商店街補助金になっているわけですが、まず、今まで商店街がやっていなかった事業を、いろいろなイベントを組むということから始めていかないと、そこから、今言われるように、もっと大きな枠組みで、一過性のものではなく、長く、イベントといいますか、持続した事業をやってかなあかんなとは思っています。

ただ、先ほども回答の中で言いましたが、うちのほうから、僕もそういうことも思いまして、ただ単に景品を渡すのではなく、50円なり100円という商品券みたいなのを、それを住民の方に景品の一つとして出してくださいと。それは、商工会を通して商店街のほうにもそういうふうに話をしております。それは、その商店街の中だけで使える商品券でございますので、まずそこから始めてくれということで、最近商店街の方も、そのような形で、そういう券を作成して、それを景品として出されているところも徐々にみえておりますので、まず、それをもっと広くやっていきたいと思っております。

もう一つは、今の地域振興券でございますが、ほかの大きな市ではそれをやっております

ので、今後、一度私のほうも研究して、いろいろな問題はありますが取り組んでいきたいと 思っておりますので、よろしくお願いいたします。

○4番 高阪康彦君

ありがとうございます。

私が思いますのに、やはり、そこで補助金をつぎ込んで何かやるというのは、継続性が要ると思うんです。例えば、今、一番街さんが、まちの駅があってずっとやってみえますんですけれども、そういうふうで、例えば、毎月何の日に市をやって、そこで何か魅力あるとか宣伝をして、それを継続的に、例えば、1の日にあそこに市があると、毎月あると、そうすると、それを聞いた人がだんだん寄って来て、ああ蟹江は1の市だというような、そういうような雰囲気にならないかと思っているんですけれども、それにはやはり魅力が要りますよね。何かかんかの魅力が。でも、そういうふうにしていかないと、本当に、単発的に補助金を出して、さあお祭りだお祭りだとやっていったら、確かに楽しいですよ。でも、何か無駄なお金を使っているような気がしますので、どうかそういうことも町のほうから商工会さんのほうに言っていただいて、なるべく税金が有効に使われるようにお願いをしたいと思います。よろしくお願いします。

3点目の質問に入ります。

行政改革実施計画書のナンバー24に職員人件費、給料、職員手当、共済費の削減という事項がありまして、これに関連して、今問題になっております退職金についてお尋ねします。

今、公務員の退職金の減額で、早期退職が話題になっています。民間との格差解消のため 国家公務員の退職金が減額されるのに伴い、地方自治体も引き下げが行われるわけです。減 額の時期によって定年前にやめたほうが手にする金額が多くなる場合があり、駆け込みの定 年前退職が相次いでいます。特に、教職員、警察官が取り沙汰をされています。

そこで、蟹江町はどうなっているのかと質問通告をしましたが、土曜日の中日新聞朝刊尾張版に、ここにコピーを持ってまいりましたが、表題は「自治体の退職金減額問題」で、大きな見出しで「対応分かれる財政事情」、小見出しで「組合加入磐石強調、自前財源国と歩調」というのがありまして、ここに私の質問のことがほとんど書いてありますので、ちょっとお知らせをします。その記事によりますと、蟹江町は4月からの減額ですので、今年度の退職者は退職金の減額はありません。これは、蟹江町も含めた29市町村が加入している県市町村職員退職手当組合が組合会議で決定したことによるということです。ちなみに、蟹江町は、中日新聞によりますと、8人が退職され、もし引き下げが行われていたなら740万円削減できたとあります。

そこで、改めて通告を出しましたのでお伺いしますが、蟹江町では教職員の早期退職の実 例はありましたか。また、蟹江町は退職金の減額の時期はどのようにされているのかお伺い をします。

○総務課長 江上文啓君

それでは、髙阪議員の質問に回答したいと思います。

愛知県等において話題になっております教職員、警察官などが年度末前、2月末に退職する定年退職者、いわゆる早期退職者についての問題をおっしゃってみえると思いますが、蟹江町においては、今年度の早期退職者の問題は発生をしておりません。この問題が発生した要因といたしましては、退職金の取り扱いが、愛知県の場合は退職日が2月末と3月1日以降では約150万円ほどの差が生じる場合があるため、このような問題が発生したと思われます。これは、さきの12月県議会で職員の退職手当に関する条例等の一部を改正し、退職手当の支給率等を減らす改正の条例を3月1日施行のため、以降に退職する者に適用するため、2月末に退職する者とそれ以降の者に差が生じたものでございます。ちなみに、蟹江町は愛知県市町村退職手当組合に加入しており、退職手当は同組合から支給されます。

ちなみに、愛知県市町村退職手当組合に加入している市町村は、先ほど議員がおっしゃいましたように29団体がございます。なお、愛知県市町村退職手当組合は、退職手当条例の一部改正を2月組合議会において可決し、25年4月1日から適用施行することとなりました。参考までに、愛知県内市町村54団体の改正退職手当条例等の施行時期を申し上げます。1月1日に施行されたのが6団体、3月1日に施行が1団体、3月中に施行する予定が7団体、4月1日施行が39団体、未定が1団体の計54団体でございます。この内容につきましては、3月5日付の総務省の発表資料から転載したものでございます。よろしくお願いします。

○教育長 石垣武雄君

失礼します。先ほど教職員ということでありましたので、私のほうから少しお話しをした いと思います。

教職員の場合は、みんな愛知県の職員であります。3月1日施行ということでありますので、実際、2月末だと満額、3月いっぱいまで1カ月延びると150万ほど減額ということを聞いております。実際に蟹江町の先生方を見ていますと、校長先生がお二人おみえでありますし、ほかの先生方も何人かおみえであります。しかしながら、蟹江町における先生方は早期退職はなくて、3月いっぱいまで。それは、そういうお気持ちでされたということになっております。

それから、ちなみに、愛知県では高校を入れて100名ちょっと早目にやめられたと思うんですけれども、海部教育事務所管内はゼロだというふうに聞いております。

私の知っておるところでの退職の問題は以上です。

○4番 高阪康彦君

ありがとうございました。質問を終わります。

○議長 中村英子君

以上で、高阪康彦君の1問目の質問を終わります。

引き続き、2問目「本町地区の公共用地について」を許可いたします。

○4番 高阪康彦君

それでは、2問目「本町地区の公共用地について」という演題で質問をいたします。

本町の公共用地取得に関しては、1問目の「あれどうなった」ではありませんが、過去に何度も質問をしております。その根拠は、10年ほど前、加藤楽器跡地を公共用地にして取得してほしいと住民運動が起きました。その結果、望みはかないませんでしたが、住民の思いを酌んで、議会は本町地区に早期に公共用地を求める決議を行いました。この決議は今でも生きております。前日の私の質問に対する市長の答弁は、「本町地区に該当する土地が見つからない」が主な答弁だったと思います。公共用地となれば、最低でも3,000平方メートル、900坪、5,000平方メートル、1,500坪の規模が必要と考えられています。本町地区にはこんな土地はほとんどありません。

加藤楽器跡地でもそうでしたが、工場跡地はその程度の広さがあります。ちなみに、加藤楽器跡地は約1,350坪、4,455平方メートルありました。昨年9月議会で、私は本町の佐藤化学跡地を公共用地として考えられないかと質問をしました。佐藤化学跡地は約1,300坪、4,300平方メートルあります。町長の答弁として、「未来永劫、蟹江町の中心地域であり、発展を続けていかなければならない本町地区に公共用地を取得しコミュニティ集約場所の必要性が検討課題として挙がることは自然なことだと思う。ただ、佐藤化学跡地については慎重にやっていかざるを得ない状況にあるのでご理解いただきたい」の答弁をいただきました。その後、11月には本町連合会の会長さんと会計さんの2人が町長を訪ね、本町地区の公共用地として佐藤化学跡地の土地取得を求める陳情書を持って陳情に行かれました。陳情書には、蟹小学区の町内会長さん11名の賛同をあらわす署名捺印がありました。これは、12月議会に議員各位にも配られましたので、皆さんご存じだと思います。陳情には、私も同席をさせていただきました。そのときのお話は、自己破産の物件を公共団体が取得するのは難しい。また、町は債権者でもある。この土地を買われた方が転売する意思があれば、それを取得するのは可能であるとお聞きをしました。

質問に入ります。

1つ目の質問ですが、聞くところによりますと、本町の佐藤化学跡地は既に不動産業者さんが購入をされたそうであります。町として情報をつかんでおられたらお聞かせをください。 そして、もしこの業者さんが転売を希望されているとしたなら町としてどのような対応をとられるのか、まずお尋ねをいたします。

○政策推進課長 山本章人君

済みません。議員のおっしゃるとおり、この案件は破産事案であることから、役場のほう への届け出になりますんですが、国土利用計画法による土地取引の届け出は不要となってい ることもあり、こちらではなかなか詳細がわからないところもあり、さらに、競売ではなく 任意売却されたようで、民民の事案でございますので、余計にわからない部分もあるということでございます。

仮に取得できるとしたときの土地利用も含めた考え方はというご質問でございますが、先ほどもちょっと申し上げましたが、昨年10月ごろから、平成25年度、新年度事業に関しての3カ年ヒアリング等を始めました。町長、副町長、教育長による新年度の新規事業、事業の継続や見直しに関する事業課全課に対するヒアリングでございますが、各課からのヒアリングの中では、新たに土地を必要とする事業は見つけることができませんでした。

しかし、この本町地区は、もともと農地のための土地改良事業で整備された地区ということで、道幅も農産物を運ぶための規格であることから区画整理事業のように広くなく、農業振興のためということで、公園などの公共施設も整備することができなかったという状況がありますので、そこが市街化に編入され、住民の方が時とともにふえてきて、公共施設があったらなどという要望がふえてくるのは自然の成り行きだと考えます。

しかし、今現在、公共施設の建設に伴うその後の修理費用や、老朽化したときの建てかえ に関する費用の話題が社会現象として世間をにぎわしているように、町もそこのところは慎 重にならざるを得ません。このため、町もどのような公共施設がどのような分野で必要であ るか検討することを念頭に置き、今後のまちづくりに生かせるところは生かしていきたいと 考えておりますので、ご理解いただきたいと思います。

以上でございます。

○4番 高阪康彦君

今の答弁の中で、民民の売買だからよくわからないと言われましたけれども、町は債権者でありまして、多分固定資産税なんかが入っているんではないですかね。ということは、何ですか、それを取得された方から入っているんではないかと思いますけれども、情報がないというのはちょっとおかしな話と思うんですが、次に町長さんにお聞きしますので、2つ目の質問をしてからお答えください。

次に、2つ目の質問ですが、あくまでも仮に町が取得できたとして、連合会さんの陳情書には、この土地の利用目的として、あのあたりは冠水常習地域ですので冠水対策としての遊水地の設置、東南海地震における緊急避難場所としての活用、蟹江保育園の園庭拡張、地域コミュニティセンターの建設用地などの利用目的が掲載されていました。町として、いろいろな事情がありますけれども、もし取得したとしたらどのような活用が考えられるのか、もしわかればお答えをお願いします。

○政策推進室長 伊藤芳樹君

先ほど政策推進課長が申しましたように、町は債権者でございますので、こういう売買が あったという、そういうことはそちらのほうから聞いてはおります。ただ、先ほど課長が言 いましたように、こういう大きな取引となりますと、国土法関係で、私ども政策推進課がそ の担当でございますので、そういう届け出が出てくるんですが、今回の事案については破産 法の関係があるものだから、その事例としては該当しないということで、こちらのほうに上 がってこないということもあって中身的なことがなかなかわからないという、そういうこと を課長が言いたかったということでございます。

今、高阪議員が言われましたように、町として購入を考えられないかということで、昨年、そうやって本町連合会のほうから陳情書が出ているということも当然知っておりますし、先ほど言われましたように、もし取得すればどういうことで使ってほしいんだという、そういう内容についてもこの陳情書に書いてありましたので、こちらのほうとしてはわかっているつもりでいます。

ただ、そこで、いろいろと中で検討しまして、例えば、蟹江保育所については、当然、西側の道路が狭いんだということはわかります。それで、日々車での園児の送り迎え、そういうのに支障を来しているということも聞いております。園庭の部分がやはり狭いなと、そういうことも言われていることも、その辺のところも承知しているつもりでございます。ただ、そういうことで、では、担当部署から園庭を広げてほしいんだとか、そういう要望の声というか、そういうことについては、直接、先ほど言いましたように、3カ年の実施計画書のほうで担当のほうから、そういう計画を立ててほしいんだということでは、今のところは実はないんです。ですから、仮に担当のほうから、例えば、園庭の話で、取得してほしいんだということになると、佐藤化学のこちらの、それこそ西側の部分、あちらのほうは結構広い面積ですが、あれだけの面積は当然必要としないものですから、必要とするとなると、例えば、分筆した、どのぐらいかちょっとわかりませんが、ある程度の面積だったら欲しいねという、そういう感じであろうかと思います。

それから、コミュニティセンターの建設用地ということも書いてありました。コミュニティセンターというのは、ご承知のように、今、そういう名前でついているところは源才のコミュニティセンターと富吉があると思うんです。こういうコミュニティセンターというのは、正しいかどうかわかりませんが、今私どもが感じているのは、町内会さんが、そういうコミュニティに関する、公民館ということでいいと思いますが、つくりたいんだというときに、そういうものをつくっていくということで、この連合会さんが考えている、連合会さんの一つの大きな核としてのコミュニティセンターということになると、ちょっとどうかなという、そういう感じもあります。

将来的に、例えば、今、蟹江町は小学校区が5学区ありますが、それぞれの学区単位で大きなコミュニティを何かつくっていこうじゃないかという、そういうのが施策的に出るとすれば、そういうような格好で、学区に大きなコミュニティの中の施設として、そういうコミュニティセンターをつくっていこうという、そういうことはあり得るかもしれません。ただ、今の状況では、その辺はちょっと難しいのかなという感じは思っております。今、例えば、

舟入ですとか学戸は、ご承知のようにふれあいプラザというのがありますので、まさしくあんなような感じのができていくとどうなのかなという感じは、思わんでもないです。

それから、冠水対策のことも陳情書のほうには入っておりました。これは、議員の皆様方もご承知のとおり、蟹江町はやはり低いですし、本町地区は特に冠水があるんだという、そういうところも十分承知しておりますし、そういうこともあってか、今は排水機のほうに力を入れてやっておりますので、遊水地としてあそこを買ってどうのこうのというよりは、まずは、やはり排水機のほう、そちらを重視してやっていこうと、そういうことで今やっておりますので、そちらの遊水地としての考えも今のところはないということになりますので。

そういうことからすると、本町地区の陳情書に書かれた内容についてはすべて否定してしまうような感じになってしますが、ただ、事情としてはよくわかりますので、何とかしなあかんというところはわかりますが、佐藤化学の土地でもって、ではそれをやっていこうかというと、そこまでのことは今のところは考えていないという、そういうことの答えになってしまいます。

以上です。

○4番 高阪康彦君

これは連合会さんが言われたことで、それをしなければならないということではなくて、 そういう使い方もできるよということです。根本的には、あそこが、本町地区の公共用地と して本当に町としては必要か必要でないかということを聞いたわけで、本当に必要だったら、 もっと真剣に、手に入るものなら手に入れてほしいと思うんですよ。手に入らないものは無 理ですけれども。ただ、1,000坪というような土地は、本町にはもうないんですよ、実際。 ないといって、あるんでしょうけれども。

それから、もとをただせば、ふれあいプラザというのは、もともと5学区につくると、一番最初は各5学区にふれあいプラザをつくるという、そうではなかったんですか。たまたま舟入が一番で、二番が学戸ですか、本町と須成と新蟹江はどうなっちゃったんですかね。財政状況か何かがあったんだと思いますけれども。実際は、ふれあいプラザというのは、地域の人が利用するんですよね。ある意味、税金の公平性といえば、例えば、舟入のふれあいプラザに須成の方が行くなんて考えられないですよ。ということは、舟入の方だけと。そう言っては申しわけないんですけれども、税金の公平さからいったらおかしいですよ、各地区につくってもらわなければ。それも、つくればつくったで、また維持費がかかりますのでそれもあれですが。

実際、やはり、我々、連合会さんもそうですが、痛切に、本町地区に本当に空き地がない、 例えば、あす来るかもわからないという東南海地震ですよ。もういっぱいうちが混み合って いるんです、本町は。どこへ逃げるんですか。避難場所はありますが、津波が来たらちょっ と問題はありますが、本当に大きな空き地がないんですよ。空き地があれば、そこへ行けば 助かることもあるわけです。とりあえず、公共用地として本当に本町地区の方は必要としているんです。それを町の方はもっと受けとめていただいて、真剣に。

10年間ほかってあるんですよ、議会の決議が。その答えは、その該当の土地がないではなかったですか。今、該当の土地があるんじゃないですか。聞くところによりますと、1,300坪のうち、東側の300坪はどうも他の使途で使われるみたいで、保育園の南側の1,000坪は、何とかあるようなないような、ひょっとしたら転売してもらえるんではないかという話も聞いております。これは確かな情報ではありませんから、このような席で言うことではありませんですけれども、要は、真剣に町として本町地区に公共用地を。10年前から何回も何回も質問しております。たまたま、蟹江城址公園で70坪ほどのところを公共用地にしたようで、だけど、公共用地にするには、やはり1,000坪前後というのが公共用地だと思いますので、真剣に町としても、本当に本町地区の住民の思いを込めて。

私が常々言っていますように、本町地区に本町地区という名前のつくものができると、それに本町地区が一体になるんですよ。今、本町地区は、本当に、よく言えば自分でやるというふうが強いんです。8町内が一生懸命やっているんですけれども、これが一つにまとまったほうが、本当に本町地区としては力になりますし、発展すると思うんです。そういう意味においても、本町地区の公共用地、「本町地区の」という名前がつくのが大事なことなんですよ。一生懸命言ってますんですけれども、なかなか意思が伝わらないで残念なんですけれども、そういった意味におきまして、ぜひ町として、この案件がどうなるかわかりませんが、本町の住民が本当にそういう公共用地を求めている、それは、やはり、防災対策になるし、自分たちのコミュニティ、本町地区の人が集まってやれる、今の舟入とか学戸と一緒ですよ、そこに集まって本町地区というのがそこでまとまれますので。

これは前にも私がお話ししましたように、町内会長さんでも8人おって、8人が嘱託員、昔からの歴史から言ってもどうしようもないし、今うまくいっているからそれでいいと言われますけれども、1,000世帯と100世帯を切るような人が同じ嘱託員というのも問題があるんではないですかと指摘したことがありますが、嘱託員ですからいいんですけれども、いろいろな意味で、ぜひ本町地区の公共用地を町に取得していただけますようにお願いをするわけでございますので、町長さんから一言考えをお聞きしたいと思います。

○町長 横江淳一君

答弁させていただきます。

まず最初に、担当の課長が申し上げましたとおり、ちょっと言い方が不適切であったので 訂正をさせていただきます。今、室長のほうから話がございましたけれども、先ほど申し上 げましたのは、いわゆる国土利用計画法の中での土地取引の届け出、このことについては、 不要ではありますが、今回海部事務所のほうに相談をしたら、出しておいたほうがいいです よということであったので、我々のほうに出されたというふうに、実は担当者から聞いてお ります。

それと、そのことを知らなかったということではなく、当然、我々は、諸事情でもって、 あの土地がどうなるかということは知る権利がございますし、知っていなければいけないこ とであります。諸事情がございまして、町としては、そのような知る立場にある土地である ということも十分わかっておりますので、言い方としては、そういう言い方でありましたの で、知らないということではございませんので、何とぞご理解をいただきたいというふうに 思います。

それと、土地取得のことに関しまして、実は、私もその当時議会議員をやっておりました。 私は、生まれたのが本町地区であります。本町地区に対して、8つの町内会の皆さんが本当 にいろいろなことを一生懸命やっていただいていることもよく理解をしておりますし、蟹江 町の中心であり続けることは今後も変わりがないという事実であります。そんな中で、土地 改良でもって区画整理事業をやった、そういう地域であるのも事実でありまして、なかなか 公共用地のご賛同が得られなかったという経緯、歴史があるのも、私は十分理解をしており ます。

そんな中で、ある一部の土地の売買契約が大きな某不動産屋さんとの契約がまとまって、町の議会の中で、これを何とか町が取得したらどうだという、そういう協議会が行われたのも事実であります。私もそのときの協議会員の一員として、その不動産会社へ赴いた事実もあります。しかしながら、あの件とこの件とは若干意味合いが違いまして、あれは民民同士の取引の中で、後で情報がわかったということがありましたものですから、ちょっとあれは後手に回ったなという感じがしております。

今回のこの案件でありますけれども、実際、いろいろな事情がある中での土地取引を民民でされました。これは理解をしておりますし、我々もそれなりの対処をさせていただきました。ただ、今きちっと、取得された不動産屋さんのほうから蟹江町に対して申し出があるわけではございません。そのような話があるということも私は聞いておりますが、まだまだ事実確認をしておりませんし、もしそのような状況があれば、今まで十数年来、地域の公共用地が欲しい、例えば、防災用の土地、それから保育所、それから児童館、それから高齢者の集まる場所、遊水地、いろいろな利用勝手があるというふうに私自身も考えておりますので、まず、しっかりと状況をつかみながらきちっと話をする必要があるのではないか、こんなことをまず1の思います。

それから、2つ目は、この場が、海部地区環境事務組合もそうでありましたけれども、ああいう大きな工場があった跡地というのは、必ず土壌の汚染を心配されます。それをしっかり、そういう話になってからですよ、今の時点でそれを言うのは時期尚早でありますけれども、そういう状況になったときに、しっかりと土壌を調べ、そして環境を調べて、もしもそういう状況になったときには、議員各位に、この土地を取得するということは皆さんの貴重

な税金を使うということであります。このことについても、しっかりと皆様方と論議を戦わせながら、これから前へ進めていかなければいけないというふうに理解をしております。決してやらないのではなくて、やる方向に向かえばいいな、私自身、今の時点ではそう思っております。事実をしっかり把握をしつつ、話の進展がありましたら、またご報告させていただき、検討したいというふうに思っておりますので、よろしくお願いしたいと思います。以上です。

○4番 高阪康彦君

ありがとうございました。なるべく本町の住民が喜べるような、そういう結果になればいいなと思っています。ぜひ努力をして、公共用地になりますことを切に希望しながら、質問を終わります。ありがとうございました。

○議長 中村英子君

以上で高阪康彦君の質問を終わります。

質問4番 伊藤俊一君の「4月にヨシヅヤ蟹江店がオープンするが安全対策は大丈夫か」 を許可いたします。

伊藤俊一君、質問席へお着きください。

○6番 伊藤俊一君

6番 伊藤俊一でございます。

議長のお許しをいただきましたので、通告書に従いまして質問をさせていただきます。

いよいよ蟹江町の生命線とも言えるJR蟹江駅北側にヨシヅヤ蟹江店が4月にオープンをすることになり、交通アクセスの問題、そして安全対策について特別な関心を持って行政の対応に注目をしていく、そのようなことを踏まえて、「4月にヨシヅヤ蟹江店がオープンするが安全対策は大丈夫か」と題しまして、8点にわたりまして質問をさせていただきます。

1問目でございますけれども、新ヨシヅヤ蟹江店は4月にオープンと聞いておりますけれども、いつオープンをするのか教えていただきたいと思います。

○ふるさと振興課長 寺西隆雄君

大規模小売店舗立地法を担当しておりますふるさと振興の課長から回答させていただきます。

オープンの日につきましては、先週末でございますが、ヨシヅヤの本部に問い合わせをいたしましたが、確定された日についての回答は得られませんでした。今のところ、4月12日金曜日から20日土曜日の間で考えているとのことでございます。なお、商工会にも本日問い合わせをいたしましたが、商工会についても、中ごろとしか聞いていないという回答でございましたので、ご報告させていただきます。

以上でございます。

○6番 伊藤俊一君

まだはっきりしないというようなことでありますけれども、2点目でございますが、ヨシップをでありますが、東郊線の信号は、どこに、いつごろ設置できるのかお尋ねをいたします。

○産業建設部長 水野久夫君

それでは、お答え申し上げます。

新店舗のオープンに伴いまして、付近での安全を願う信号機設置についてのお尋ねでございます。

区画整理の完了を間近に控えまして、この地区では、いろいろ開発が進むごと、建物も随 分建ってまいりました。これに合わせまして、今回地区内で新たな店舗がオープンすること により、ますます周辺での交通の流れには変化が見られると思います。

今回の店舗計画が持ち上がったころから、店舗の出店事業者はもとより、警察などの関係機関とも、新店舗への車の出入りを想定した安全確保の検討を行ってまいりました。検討の中では、議員申されましたような、店舗の東を南北に走る東郊線において、歩行者をどのような方法で、どこの場所で安全に横断をさせたらいいのかということが課題でございました。横断の方法に関しましては、押しボタン方式の信号機による方策が、まずは考えられました。しかし、この信号機の設置場所につきましては、ご存じのように、近くには踏切もございますし、どこなら本当に信号機が設置できるのかという視点で考えなければなりません。結果的には、今考えております場所は、店舗のちょうど東北の角、藤丸団地から出た部分です。団地の南のあたり、そこの交差点で考えております。

さらに、先ほど押しボタン方式ということを申しましたが、実際、この地区の将来的な展望を想定いたしますと、ただ単に新しい店舗へみえる人の横断だけではなくて、これから東の地区がますます開発されて人がふえます。こういった地区に住まわれる方々の車での出入り等も含めて考え合わせた場合には、押しボタン式の信号機ではなくて、定周期型信号機と申しましょうか、これは一般的に設置されております3色の信号機でありますが、こちらの信号機のほうがいいんではないかという考えを持っております。こういった考えの中で現在警察とも協議を進めておりますが、設置の時期につきましては、今はまだ不明な状態でございます。

○6番 伊藤俊一君

東郊線の、今、部長が答弁されたところには当然必要だと思いますけれども、踏切に近い ほう、そちらは、信号は、当然今は計画にはないと思います。あそこは全く大変な渋滞の状 況が起きておりますので、あれはまたいろいろと、オープンしてからと以前答弁がありまし たけれども、よほど何か考えないと、ふん詰まり状態というような状況にありますので、ぜ ひその辺はご検討をいただきたい。

3問目でございますけれども、ヨシヅヤのオープンに当たりまして、全体的な安全対策、 今までの質問でもいろいろ答弁をいただいておりますけれども、もう目と鼻の先にオープン がまいっておりますので、最終的な町当局としての安全対策を、万全とされておると思いますが、そのようなことはどのように考えておいでになるのかお尋ねをいたします。

○産業建設部長 水野久夫君

先ほどふるさと振興課の課長が申したように、建設中の店舗は大規模小売店舗立地法に該当する事案でございます。この店舗のオープンに当たりましては、所定の届け出が必要となってまいります。こういった届け出の中で示されております内容が妥当であるのかどうなのかとか、その安全対策等については、愛知県の商業流通課とともに事業者との調整を図ってまいりました。

私どもの所管する事項といたしましては、先ほどのご質問でお答えいたしました周辺道路での交通安全対策が一番大きな要素でございますが、店舗の敷地から車の出入りに関しまして、進行方向の規制をかけたり、あるいは、警備員等の適切な配置、誘導を行って、来店される方々の人の安全に対しましても十分な配慮がなされているのかどうかということも協議の中身であります。この内容を含めて、出店者のほうに要望・指導をしてまいりました。また、事業者のほうとしましても、高齢者への配慮として、敷地内の段差をなくすなどの対策も含めた内容となっております。

最終的な内容の検討につきましては、県の立地審議会に諮られまして、現在では、県のほうからは、その審議会の意見として、意見なしという回答をいただいております。そういう 状況でございますので、店舗出店、オープンに当たっての安全対策は図られておるものと理解をしております。

○6番 伊藤俊一君

大店法にのっとって、蟹江町の行政としても精いっぱいやっているんでいいだろうというようなことでオープンがなされると、そんなような形で理解はいたしますけれども、これは本当に皆さんもう一度あそこを、今行かれるとよくわかりますけれども、そんな程度でいいのか、これはなかなか大変だぞということを思われると思いますが、ぜひ一度ごらんになっていただいて、結果を私はじっくりと見させていただいた中で、また再度質問をしていきたい、そんなふうに思っております。

そして、一番心配をしておりますのは、4問目の質問でありますが、藤丸の西線と藤丸の中央線が抜け道となるというふうに思うわけでありますが、この安全対策はどのようにお考えなのかお尋ねをいたします。

○産業建設部長 水野久夫君

まず、藤丸中央線に関係しまして、店がオープンすることによって藤丸中央線が抜け道となるのではないのか、その安全対策についてのお尋ねでございます。

この路線は、幅員が10メートルで延長が約350メートルほどの、ちょうど藤丸団地の中央 を南北に縦断しております町道でございます。町道としては比較的広幅員の道路でございま すが、歩道は設置されておりません。両側に2メートルほどの路側帯が設けられておりまして、団地内で10カ所ほどの交差部分がございますが、ほかの道路に対しまして藤丸中央線のほうが優先的な道路としての形態をなしておることから、北のほうから入った車は、一番南まで、何の障害もなく、信号機もなく、真っすぐに通り抜けることが可能となっております。このことから、議員が申されますように、早く目的地に着くためにはこの路線を通ったほうが便利だろうというような中で、抜け道的な利用が想定されます。

さらに、今回新しい店舗がオープンすることによって、この道が、店舗への行き来のためにより利用される、そういったことが考えられることから、私どもとしましては、店がオープンした後の状況を注視しまして、道路管理者として、でき得る安全対策の検討に努めていきたいと思います。

現状では、団地の中に「団地内徐行」ですとか看板がかかっておりまして、公安委員会等 で規制する「止まれ」ですとか、そういったものは、今はついておりません。道路管理者と してできる手だてとしても限度がありますといいますか、限られたところでございますので、 例えば、抜け道として利用を控えていただくようにドライバーに訴える啓発看板ですとか、 それからさらに、今は路側だけで外側線しか引いてございませんが、例えば、少しカラーの 色づけをして歩行者を守るような手だて、あるいは交差部分に赤だとか青の、最近よくござ いますけれども、そういった舗装等の手だてによって、よりドライバー目線の中で安全を確 保しなくてはいけないというような対策も講じてまいるように検討したいと考えております。 それから、藤丸西線のほうも、こちらの路線につきましては、抜け道といいますか、昔か らある道路でありますので、むしろ、北のほうから今地区のほうに通りをされる方が多く利 用されております。店舗のオープンに絡んで、この路線で、取り立ててオープンにより交通 量がふえるかどうかはちょっと定かではございませんけれども、そちらのほうも、従前の形 に比べますと、区画整理の進捗によって道路の形態が変わっております。昔はクランクの道 路だったものが、今は交差点としてでき上がっておりますので、そういった中で安全対策、 こちらも交差部分には信号はございませんので、管理者としての安全対策に努めてまいりた いと思っております。

○6番 伊藤俊一君

町長は、これからは特に選挙で忙しくなりますが、副町長、ぜひ室長も、一遍現地をゆっくりと見ていただきたい。今、西線のほうは事故が多発している。今現在そういう状況。だから、ヨシヅヤがオープンすれば、東から西へ、もう東郊線には抜けていかない。出れないから西へ行く。今度は、東郊線のほうへ出ずに西のほうへ出ようとする。そうすると、藤丸の抜け道、今の西線のほうと中央線のほうに抜けようとする。それでまた大変なことになる。しかも、そこには信号がないということであります。そんなような状況がありますので、ぜひ見ておいていただいて。

12月議会の答弁では、とにかく、オープンをされたらいろいろまた対応策も考えるというような意味のこともお聞きをしておりますけれども、できれば、先にできる範囲のことはすべきだろうというように思いますので、こうして、くどいようでありますが、何度となくお願いをしているところであります。

それと、たまたまこの藤丸の中央線を北へ行きますと、幸いといいますか、家が今までありましたけれども、それがなくなっております。その中央線が名阪の側道まで抜くというような計画でもされると、大分そういった交通渋滞の緩和にもなるんではないかというようなことも思っておりますし、12月議会で申し上げましたけれども、今須成線の早期開通、こういったことを少しでも早くやっていただくといいかなと。

それと、藤丸の中央線の側溝工事がいろいろ年次計画で計画をされておりますけれども、 それも、側溝もある程度前倒しをしてでもやるべきではないかというようなことも思ってお りますので、ぜひ、そういったことも含めまして前向きに検討をいただけるといいかなと思 っておりますが、部長、どうでしょう。

○産業建設部長 水野久夫君

藤丸中央線の延伸についてのお話でございます。先ほど申しましたように団地内の350メートルに限った路線でございまして、一番北側に、街路でいいますと天王線という柳瀬のほうに通り抜けております東西の道路で、終点でございます。今、議員のお話は、それからさらに東名阪の側道まで抜いたら、道がつながることによって全体的な渋滞緩和ですとか、それから、車を分散させることによって効果があるんではないかというお話でございました。

確かに、路線がふえることによりましてそういった効果は生まれてくるものと思われます。ただ、藤丸中央線を真ん中に考えますと、西側には、先ほどの藤丸西線、延長的には北側が須成七宝稲沢線という県道がございまして、今後、逆に東のほうは東郊線がございます。2つの路線の間隔は決してそんなに離れておるわけではございませんので、中に道路をつくるつくらないの利便は確かにあるかもわかりませんけれども、全体の交通の流れを見る中では、まずは、今は両側にある須成七宝稲沢線と東郊線で、車のはけはできるかと思います。さらに、今は団地の中だけでございますので、通り抜けの車両といってもさほど多いわけではございませんが、東名阪から続けることによって、今度は余計に一般の車両、通り抜け車両も含めて、呼び込むといいますか、流入を可能にすることになりますので、団地の中での交通安全ということを、もしそれがつながれば、より一層考えなければならないということも発生してまいります。

ただ、いずれにしましても、現状では藤丸中央を北への延伸という計画はございませんけれども、全体的な車の流れ等を検討した中で、必要であればそういうことも考えなければいけませんが、申しわけございません、今では、これから先の課題として考えをさせていただきたいと思います。

それからもう1点、団地の中で行われております側溝整備の関係でございます。先ほどの答弁で申しましたように、団地の中に10本ほどの東西の道路がございまして、もともとは1路線ずつ、ワンスパンずつを予定しておりましたが、それだと全体的な工事の施行年度がかかるということもございまして、実は、25年度からそれを2スパンといいますか、2区間ぐらいずつやるような計画で、現在は考えております。

以上です。

○6番 伊藤俊一君

そういう、ワンスパンずつがツースパンということにされたというのは、ヨシヅヤがオープンするというようなことも含めて考えられたことでしょうかね。

○産業建設部長 水野久夫君

ョシヅヤさんのオープンだけに関してのものではございません。団地のほうからも、かなり以前から側溝につきましては整備のご要望をいただいておりました。ただ、私どものいろいろな事情がございまして、当初の計画の中ではワンスパンずつしかできないというような状況でございましたが、地元のそういったご要望に応え、できるだけ早く、少しでも早く全体を仕上げなければならないという考えの中で、スパンの増強をしたものであります。

○6番 伊藤俊一君

いずれにしても、その辺のことはできるだけ早くやっていただくと。本当に危険がいっぱいの、今の藤丸周辺の道路アクセスの状況でございます。

5点目でございますが、東郊線のJRの踏切の拡幅のことでお尋ねをするわけですが、そ の後、交渉は進んでおるんでしょうかね。お伺いをいたします。

○産業建設部長 水野久夫君

直近の交渉を平成23年に行いました。正直、これ以降、直接的な交渉に進展は、今はございません。これまでの交渉の中では、高架事業を早いところ着工して、踏切問題の解決も図りますよというようなJRの姿勢と、それから、一方では、町としては、現状踏切を拡幅することによって歩行者の安全を図りたい、これが町の姿勢でございました。直近の協議の中では、前にもご説明を申し上げたと思いますが、若干ニュアンスにも違いを感じるようになったことがございます。

そういった中で、踏切拡幅の方向が見えてきても、実際、その前段階としていろいろ調整を図らなければならないことが非常に多くございます。例えば、ほかの平面踏切を除去ということであれば、当然地元の方々との調整も必要ですし、地元のご理解が必須でございます。まずは、その調整が必要になってまいります。また、現状の踏切が立地しております現場の条件、例えば、今の踏切のすぐ西側に軌道のポイントがございます。それから、逆に東側は、福田川のほうから、鉄橋からおりてくる下りの区間に近いところがございまして、そういった現場の条件の検討となりますと、軌道の設計に詳しい専門的な見識が必要になってまいり

ます。しかるべき専門業者にそういった意見を聞く必要も生じてまいります。さらに、今、 東郊線と交差をしておるわけですけれども、交差をしております道路につきましても、事前 に踏切近辺の道路の線形について、最終的に拡幅したときにどういった線形で踏切にタッチ をさせるかというような確認をする必要などがございます。

これらの検討事項がどれ一つが欠けても、実際拡幅という実現には至りませんので、冒頭に、JRとの直接的な交渉はまだ進展はないと申し上げましたが、現在は、今申し上げました事前の調整を必要とする事項、これらの検討を行っている状況でございます。今後、こういった調整を整えて、JRとはさらに一歩進んだ協議ができるように努めてまいりますので、ご理解をいただきたいと思います。

○6番 伊藤俊一君

本当に苦しい答弁でありますけれども、もう何度もこういった質問をしながら、何か部長をいじめているような質問になりますけれども、私、以前も、今部長がおっしゃったように、八島の踏切をどうするんだとか、蟹江川の堤防のカリヨンの郷のところの踏切をどうするんだと、やはり、今おっしゃったとおり、そういったことを一つずつ先に解決をしていかないと、JRは当然話には乗ってくれないという話も、私は以前に言ったことがある。やはり、そういった整備を、事前に地ならしをしていただいて、JRさん、今までの約束を守ったよ、何とかこういう、今東郊線の踏切は危険だと、高架には、当然今は拡幅をしているので、準備を整えているよというような状況になって、初めてまともな話が蟹江町としてはできるということだと思うんです。

今、正直なところ、部長の立場でそこまでのことは言えなかったと思うんだけれども、私がかわって言うならば、そういう整備を頼むでさせてもらって、それから堂々と蟹江町としてJRと交渉に当たります。それまで待ってちょうというようなふうに思います。これは、これ以上申し上げても、二転三転、同じような繰り返しになろうかと思いますので、その辺で、とにかく頑張って交渉してくださいというようにお願いをしておきます。

6問目の質問でありますけれども、JRの蟹江駅北の改札です。これも大事なこと。ロータリーができて、本当にいつあそこに改札ができるんだろうと、もう皆さん当たり前のように思っている方ばかり。そういった中で、今現在どんな進捗になっておるのかお尋ねをいたします。

○まちづくり推進課長 志治正弘君

現在の状況をご説明させていただきながらご回答を申し上げます。

JR蟹江駅北側周辺地域は、土地区画整理事業による基盤整備が進み、ヨシヅヤJR蟹江駅前――これはヨシヅヤから聞いています新店舗の名称でございますが――や、地区のあちこちで新しい住宅の建設も進められ、今後この地域はますますにぎわいのある地域へとさま変わりし、JR蟹江駅の利用者もふえていくことは間違いないと思われます。

このような状況の中、駅利用者の利便性や区画整理事業の効果を高めるためにも、JR蟹 江駅へ北側からアクセスできる手だてを講じることは急務でございます。現在、JRとは、北口改札ではなく駅の南北を結ぶ自由通路の整備、さらには駅の橋上化も視野に入れた協議を進めており、その方向性を検討するために、今年度、基本計画調査を実施しております。今後におきましても、JR蟹江駅整備事業の具現化に向けてJRと継続的な協議を続けてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○6番 伊藤俊一君

いろいろとお尋ねしたいことが山ほどありますけれども、2つばかり。

今、ロータリーができて、これはいいなと皆さん思っておる。ところが、きのう現地へ行ってきましたら、ロータリーの周りが柵がいって入れないように、抜けていけないようになっている。あれはどういう柵なのか教えてください。

○まちづくり推進課長 志治正弘君

今、議員がおっしゃられておりますのは、駅前広場がございまして、軌道敷ですね。ホームがございます。その北側に沿った道路のところで、2カ所道路閉鎖というか、車が入れない手だてをしてございます。あれは、土地区画整理事業の位置づけを、歩行者専用道路として位置づけております。駅前ロータリーは、基本的に周りをずっと歩道で囲いますので、その歩行者の動線として歩行者優先道路をあそこに計画してつくりましたので、車が入れないように車どめが施してございます。

以上でございます。

○6番 伊藤俊一君

ということは、あのロータリーは、歩行者用のロータリーになっているという理解でいい のか。

それと、続けて答弁してもらえばいいんだけれども、あのロータリーの周りに建物が、立派なのが建って、テナント募集と看板が上がったりしておる。今の状況だと、仮に家が建ってきたにしても、ロータリーは使わんわけ、あそこは。あそこからは入れんもの。あのテナントを募集しても、入る人はあると思う。どんな感覚で見る。

○まちづくり推進課長 志治正弘君

計画上の話で恐縮でございますが、基本的に、駅前広場ロータリーでございますが、これは原則は一方通行となっているんです。ですから、今回うちの場合でいいますと、藤丸中央線の北から南進しましてロータリーに入りまして、車はロータリーをぐるっと周遊して北へ戻っていくというような計画になります。駅前広場は駅利用者のための広場でもございますので、先ほど言いましたように歩行者の動線を確保する必要がございますので、駅前広場の周囲を全部歩道として整備いたします。確かに、建物を計画する場合のテナント云々という

のがございますけれども、そういったテナントにかかわらず、各土地所有者の車の出入りもできない計画になっておりますので、ご理解をいただきたいと思います。

○6番 伊藤俊一君

ということは、仮にあそこに開発ができたとしても、今の状況のままだということだね。

○まちづくり推進課長 志治正弘君

はい、駅前広場として、JR蟹江駅が整備する事業と合わせまして、今は現況での、とり あえず暫定という形で駅前のロータリーを整備しておりますので、その整備に合わせて、改 めて整備し直す必要があるというふうに考えております。

○6番 伊藤俊一君

最初からそう言わなきゃだめ。あのままだったら何だというの。あそこに建物を建ててテナントを募集しておる人はあほみたい。それはかわいそうだよ。真剣にあそこの、駅前広場とあなたは今言ったけれども、広場となるように本当に努力してもらわんと。それは、あんた、あそこに土地を買って、今歯医者さんもあるけれども、歯医者も本当にばらばらだわ。立派な歯医者ができた。その隣にビルらしきものが建って、テナント募集と書いてある。あの辺、6カ所ぐらいテナントが入るように今やっておるわね。もう1件もそんなの入っておらせんし、それは無理だわね。だけども、これからが正念場ですよ。あそこが、仮に、一日も早く橋上駅でも自由通路でもできりゃいいけれども、そのままになると本当にみじめなものだよ。裁判にならないいなというふうにも、私自身心配をいたしております。真剣にあの辺の開発に取り組んでいただきたい。

それから、次に、ここが一番重要かと思います。7問目の質問でありますけれども、JRに調査費を2,000万つけて、結果がもう出るころだろう、そんなふうに思っておりますが、その辺のとろを教えてください。

○まちづくり推進課長 志治正弘君

それでは、ご答弁させていただきます。

関西本線蟹江駅における自由通路新設及び橋上駅舎化に関する基本計画調査につきまして、 平成24年4月26日付でJRとの間で協定書を結び、JRへ調査業務を委託いたしました。調 査期間は平成25年3月31日を期限としており、調査内容としましては、計画案の作成、地質 調査――ボーリング調査です――それから現況測量、平面測量、横断測量等を行っておりま して、現在業務を実施中でございます。

議員が今言いましたように、まだ現在事業実施中でございますが、業務が完了しまして、 その内容を精査しまして、できるだけ早い時期に議員の皆様のほうにもご報告したいと思っ ておりますのでよろしくお願いいたします。

○6番 伊藤俊一君

それではいつごろ報告があるの。次の議会ですか。

○まちづくり推進課長 志治正弘君

まとめることができましたなら、6月の全員協議会にでもご説明したいと考えております。 以上でございます。

○6番 伊藤俊一君

6月では遅うないの。

○まちづくり推進課長 志治正弘君

ちょっとその辺は、済みません、いろいろな内部調整をさせていただきたいと思いますの で、よろしくお願いします。

○6番 伊藤俊一君

今、橋上駅とか自由通路のための調査云々というような結果が出るというように私は理解をいたしましたが、特に、そういったことは早く町民の皆さんに知らせるということが大切かと思いますので、わかり次第皆さんにお知らせをいただきたい、そんなふうに思います。

次に、最後でありますが、8問目、藤丸の西線と中央線、先ほどもお話ししましたが、これの新道と、いわゆる東西と交わる交差点での事故が多いということでありますが、どのくらいの頻度で起こっておるんですか。

○産業建設部長 水野久夫君

まず、藤丸中央線のほうでございますが、こちらのほうでは警察のほうに届け出られた事故はないというような調査をしております。それから、藤丸西線のほうでございます。こちらは6件の届け出があったということを確認しております。この道路が形態が変わりましたのが平成23年でありまして、いずれ、6件のうちの4件ほどは、道路の形が変わって一月ぐらいの間に起きた事故であります。残りの2件は、その後半年ぐらいの間に起きた事故でありまして、それ以降、平成24年になってからは、事故の届け出はないように報告を聞いております。ただし、警察への届け出のあったという内容の事故でございます。

○6番 伊藤俊一君

今の部長の報告は、警察へ届け出があったということの報告かと思いますけれども、周囲の方に聞きますと、本当に毎日のように事故があって怖いというような話を聞いておりますので、人身事故に絡んでないという、物損事故が多いというふうにも理解できますが、何かいい対策を考えておいてもらわんと、死亡事故が発生してからでは遅いんで、ぜひその辺もご検討をいただきたい。

そんなことを、一遍本当に三役の皆さん見ていってください。今、ようわかりますよ。ヨシヅヤのテントも取れて、本当に、こういう状況ならどうなんだということはよくわかると思いますので、次回の質問のときには、そういったことも含めて感想やらいろいろお聞きしたい、そんなふうに思います。

以上で質問を終わります。ありがとうございました。

○議長 中村英子君

以上で、伊藤俊一君の質問を終わります。

質問5番 山田新太郎君の「保育教育の充実を」を許可いたします。

山田新太郎君、質問席へお着きください。

○2番 山田新太郎君

2番 山田新太郎でございます。きょうは、保育所の充実ということについてご質問を差 し上げます。

蟹江町は現在いかに人口をふやすか、それが町行政としての重大なる仕事の一つだと考えております。この前の質問の中にも言いましたが、質問に対して答えていただいたんですが、名古屋市に隣接している市町村が蟹江町を除いて20市町村あります。そこの中で、19市は人口がふえておるわけです。それで1つは減少。

蟹江町はどうですかということに関しては、今資料をいただいたんですが、この10年間で448人ふえております。須成の現象を見てもわかるんですけれども、結婚をすると出て行く。本町では名古屋市内に通うには非常に便利だと思うんですが、単身赴任者がたくさんふえてみえる。幸いにして、ここにみえる1人の方ですが、そのご子息は自宅へ戻られて、増設をされてそこに息子さん夫婦が住まわれました。これは、須成にとっても非常にまれな現象でございます。

それで、蟹江町の置かれている地理的条件です。よく考えてみてください。同じように、名古屋隣接市町村の状況も頭に置きながら考えてください。蟹江町にはJR関西線が通っております。蟹江駅があります。近鉄蟹江駅には急行もとまります。富吉駅には準急がとまっております。そして、国道1号線が通っております。東名阪高速道路においては、蟹江町の北側のほうですが、東名阪高速道路インターチェンジがあります。そして、西のほうには尾張中央道という尾張地区を縦断をしている立派な道があります。このような交通に恵まれた地が、10年で448人です。ふえたからといって喜んではいけません。結婚したら蟹江町は出て行っているんです。名古屋市、名古屋駅に蟹江町から10分で行けます。栄までは20分で行けるんです。だから、名古屋市で働こうと思ったら、こんな地の利のあるところは非常に数が少ないと思うんです。にもかかわらず、結婚したら出て行って、単身赴任者、今言ったように、名古屋市内近辺に勤めようとしたら、こんなに便利なところはないんです。ところが、ふえてないんです。

ここにおられる、特に理事者側の方に申したい。これは誰の責任なんですか。あんまり言っちゃいかんですけど、行政の怠慢ですよ、これ。それを理事者側の方たちは心に重く銘じてください。そして、この議場におられる全員の方もです。この責任は、ここにおる全員の責任でもあると私は思います。口できれいなことを言ったって、そこの町村の評価は、通知

表は、越して来るような魅力ある町かどうかなんです。今言いましたように、国勢調査の結果が、20市町村プラス蟹江町1、21の中で下から2番目の通知表がついたんですよ。ついているんですよ。幾らきれいなことをごちゃごちゃ言っておったって、これが蟹江町に対する、日本国における、この名古屋市内の中心における通知表なんですよ。この事実を重く重く私たちは受けとめて、過去のことは忘れてはいけませんが、教訓にして、今後の町政にいかに生かしていくか、いかに反省をして、何が足らなかったか、これをやるべきだと私は思います。

いろいろな手だてがあると思います。いろいろな反省点があると思います。そのことを含めて、私が気がついたことで、前回の議会で、まず家が建てられるような場所をふやそうではないかと。家が建てられるような場所がふえない限り家が建てられないわけですから、人口増を望んでも知れているわけです。アパート・マンションには越してこられるけれども、一戸建てではふえないという大前提があったわけで、そこで、私は、まず蟹江町の市街化区域を拡大しましょうよ、それをやりましょうよということを前議会で提案を申し上げました。もう遅いですよ、完全に遅いですよ。これやったからといって、10年でも答えが出るかわからないんですよ、遅過ぎるんですよ。でも、遅過ぎるからといって何も動かないではいけませんので、まず市街化区域の拡大をということをこの前申し上げた。

次に、私なりに考えたことが、やはり、若い世代の方が結婚したら出て行くというのをとめられるようにしなあかんと思うんです。とめられるような町政をやらなければいけない。 それがやられてないから出て行くんだと評価すべきだと思います。重く考えるべきだと思います。

そこで私が思うには、やはり幼児です。生まれて学校へ行くまで、それから小学校へ行く、 小学校を終わる、このくらいの方たちが、いかに蟹江に、いいところだ行こうと思ってもら えるような行政をすべきだと思います。それも、ほかの町がこうだから、国がこうだから、 それでは絶対無理だと思います。特別区でも組むようなつもりで、まず、小学生、保育園へ 通うような人がふえるように。そして、小学校へ通う子の親が引っ越して来るように、その ような施策を施すべきだと思います。それで、京都市のほうへ私行ってきたんですが、その ことも踏まえて、今から質問をします。

だから、その重点は、保育園の充実をいかに図るべきか、保育園です。なぜかというと、 一応蟹江町は蟹江町の経営する幼稚園というのはないものですから、これは業者さんにアド バイスはできるんですが、主体的には取り組めませんので、私たち蟹江町がやれることは、 まず保育園の充実だと思うんです。

それと、もう一つは、また次の議会にも質問したいと思うんですが、小学校の人たちに、 学校を下校した後、要するに、親が両方とも働いてみえるときに、鍵っ子対策というのは言 葉は悪いですけれども、トワイライト事業ということで、ご両親が帰ってみえるまで何とか、 小学校の空き校舎はあるわけですから、そういうところを使って夜の7時ごろまで預かろうとか、そのような取り組みを、いいですか、ほかの町村がやった後やったらなにがなんですよ。法律を超えてやるという方向を出していくべきだと思います。聞きますと、トワイライトのほうは、どうも愛西市のほうで始められると、または始められたというお話を聞いておるんですが、僕は確認しておりませんので割愛するんですが、このようなことを次の議会にもお聞きするという前提で、今回は保育園をいかに充実させるかという意味で質問をさせていただきます。

簡単な話ですけれども、法律がこの前うち改正されまして、幼稚園でも0歳から3歳ですか、預かれるように法律が定まって、あと予算のほうは消費税の関係で今国会に通るかどうかわかりませんけれども、まず、幼稚園のほうで、結果として0歳から5歳まで預けることができるというふうになると聞いておるんですが、それはそうだと思うんですが、そこで、まず、これを聞いておられる方で、幼稚園というのは何だと、保育園とはどういうことだということの、そもそもの本当に基本的なことがわからない方がよくおられると思いますので、まずお聞きします。だから、あくまでも法律改正前でお答えくださいね。従来の幼稚園では何歳から預かっているということもついでに言ってください。どのような指導がなされていて、幼稚園へ通える、つまり、お子さんを預ける時間帯というものを教えてください。例外的に休日預かっておるとか、何時から何時まで例外で預かっていますよということもあったらお答えください。幼稚園ですよ、それは、蟹江町が関与していませんけれどもね。

次に、保育所、こちらは丁寧に答えてくださいね、蟹江町が現実にやっているわけですから。保育所ではどのような指導がなされていますか、幼稚園との差異。特に、僕は学校教育に対する準備の点を聞きたいですが、差異を教えてください。通園時間もついでに、休日まであったら述べてほしいです。

以上、まずお答えください。

○子育て推進課長 鈴木利彦君

それでは、まず、幼稚園はどのような指導をされているのかということで答弁のほうをさせていただきます。

幼稚園は、今文部科学省の管轄にはなっておりますが、幼稚園については、義務教育及び その後の教育の基礎を培うものとして幼児を保育して、幼児の健やかな成長のために適当な 環境を与えて、その心身の発達を助長することを目的としております。その目的を達成する ためには、1、健康、安全で幸福な生活のために必要な基本的な習慣を養い、身体諸機能の 調和的発達を図る、2番として、集団生活を通じて、喜んでこれに参加する態度を養うとと もに、家族や身近な人への信頼感を深め、自主自立及び協同の精神並びに規範意識の芽生え を養うこと、3番として、身近な社会生活、生命及び自然に対する興味を養い、それらに対 する正しい理解と態度及び思考力の芽生えを養うこと、4番として、日常の会話や絵本、童 話等に親しむことを通じて言葉の使い方を正しく導くとともに、相手の話を理解しようとする態度を養うこと、5番として、音楽・体による表現、造形等に親しむことを通じて豊かな感性と表現力の芽生えを養うこと、以上を行っております。

通園時間帯については、保護者の送迎については8時半から受け入れを行っておりまして、 バス送迎については、幼稚園によって時間はまちまちでありますが、おおよそ7時50分から 10時の間でございます。

次に、保育所については厚生労働省の所管になりますが、保育所における保育では、子供の生命の保持及び情緒の安定を図るために保育士等が行う援助やかかわりである養護と、子供が健やかに成長し、その活動がより豊かに展開されるための発達の援助である教育が一体となって展開をされております。保育の方向、狙い、季節行事などを織りまぜて1カ月の保育内容をまとめた月案、1週間の保育内容をまとめた週案、1日の保育の流れをまとめた日案を保育士が作成し、それらに沿って保育を進めてまいります。

保育時間は、最長で午前7時半から午後7時までで、何らかの理由によって十分な保育が 受けられない0歳から小学校入学までの乳幼児を対象として保育を行っております。

これによって、違いとしましては、保育所については0歳から入学前の乳幼児、幼稚園については幼児ということで、3歳以上から入学前ということでございます。あと、決定的な違いになるとは思いますが、保育所の受け入れ児童について、保育所については両親共働きの家庭が条件になりますが、幼稚園についてはそういった条件はございませんので、よろしくお願いをいたします。

以上でございます。

○議長 中村英子君

けさ冒頭にもお話させていただきましたように、東日本大震災の犠牲者に対しまして黙禱 をしたいと思いますので、質問中で大変申しわけありませんが、暫時休憩をさせていただき ますのでお願いいたします。

暫時休憩といたします。46分に一斉に黙禱ということになりますので、済みませんちょっとお待ちいただきたいと思います。

(午後 2時46分)

○議長 中村英子君

休憩前に引き続き、会議を開きます。

(午後 3時10分)

○議長 中村英子君

山田新太郎の質問を引き続き許可いたします。

○2番 山田新太郎君

震災に遭われた犠牲者の方に改めてここでご冥福をお祈り申し上げます。

それでは、前段に引き続きまして、続きの質問をさせていただきます。

今の課長さんのお答えですと、非常に丁寧に答えていただいていますので聞いておられる 方は難しかったと思うんですが、私が聞いた限りは、端的に、幼稚園と保育園の差は、幼稚園では学校に入学するための準備教育がなされていると。保育所では、保育が専門という言葉を使われておりましたので、従来の保育所ではなされてないというのは失礼ですけれども、今のお言葉だけだとそのように聞えました。それで、私はそこでご要望というか、もし、従来のとおりに蟹江町の保育所に預かったら、入学した後の授業に対する準備がなされてないように聞えましたんで、改めて質問するんですが、蟹江町の保育所でも、幼稚園で行われているような小学校教育のための準備的な事業を行うことができますかということです。まず、それをお尋ねします。

○子育て推進課長 鈴木利彦君

保育所の中でございますが、保育の目標の中にもあるように、生活の中で言葉への興味や 関心を育て、喜んで話したり聞いたりする態度や豊かな言葉を養うというような目標も掲げ てございますし、この関係からいきますと、保育所においても、幼稚園で行われている準備 的なことも行っております。

以上です。

○2番 山田新太郎君

ありがとうございました。

実は、今のことが、私は非常に心配をしておりました。つまり、共働きをしていて、幼稚園へ預けたいと、だけどできない、保育園だと。だけど、保育園をよく読むと、どうも保育だけで、言葉は悪いですけれども、あいうえおも教えてくれないように感ずると思っている共働きの方が、多分多いと思うんです。今お聞きしますと、そういう言葉をずばりと言われませんが、私も幼稚園へ行っておったんですけれども、小学校のとき龍照院で行っていました。それで、あいうえおはちゃんと教えてもらったんです。学校へ行って非常にありがたかったんですが、今お聞きしますと、そういう言葉は使われておられないですが、どうも、日本語をうまく会話するという前提で教えられているように思います。教えられていますね。だから非常に安心しました。蟹江町で共働きで働いているご夫婦の皆さん、保育園へ預けても、学力の差はこの蟹江町にはないということを心に銘記していただきたいと思います。

それで、先ほどの質問に対するお答えですが、幼稚園ではそれを一歩進んで、その他表現力を高めるためのものを教えたり、この地区でいいますとダンスを教えている幼稚園もあります。それから、楽器演奏に重点を置いている幼稚園もあります。英会話の基礎ですが、やっておられる幼稚園もあります。あえてここでお聞きするんですが、この蟹江町で保育園に預けている保護者の方々が、そんなにたくさんおみえになるかどうかわかりませんが、今、蟹江町の中のほかの保育園で行われているような事業を望まれる意見が多数あった場合、そ

のような事業を行うために、まず行えるのかどうか、行うとしたら何が足らないのかご説明 願えますか。お願いします。

○子育て推進課長 鈴木利彦君

今保育所で行われているダンス教室ですとか体操教室というのがございますが、あくまでも、ああいった体育ですとカワイの体育教室とか、そんなのがありますが、保育所においては何分保育時間が長うございますので、そういった発表会等もございます。そのための楽器の練習ですとか、当然、保育の目標の中にさまざまな体験を通して豊かな感性を育てるというような目標がございますので、保育士によって、それは十分になされていると思っております。

○2番 山田新太郎君

ありがとうございます。

お聞きのように、幼稚園の内容とは全く等しいというわけではないですけれども、我が蟹 江町の保育所では、それに準ずるような、今蟹江町内で行われている幼稚園の事業に準ずる ようなことが行われているという回答をいただきましたんで、これも蟹江町民の皆さん、よ く知っていただきたいと思います。

それで、次にお聞きしますが、現実、まず、蟹江町の保育所は何カ所あるかということと、 待機児童はどれくらいですか。具体的な数字をお答えください。

○子育て推進課長 鈴木利彦君

今、蟹江町での保育所については、公立が6園、あと私立が1園、はばたき保育園というのがございます。待機児童の件については、今のところ蟹江町は待機児童はございません。 以上です。

○2番 山田新太郎君

今、後ろの方が言われましたが、蟹江町はすばらしい保育行政を行っておるんです。このことをぜひたくさんの方に知っていただくように、広報に載せるなり、キッズに載せるなりして、町外に対してぜひ宣伝をしてください。このように充実している蟹江町の保育行政、本当に褒めるべきだと思います。この事実を蟹江町外の方に知っていただき、それでは蟹江町へ行こう、このようなきっかけになるように、ぜひ宣伝を進めてください。

次にお聞きしますが、蟹江保育園の中に子育て支援センターがあるんですが、ここでの相 談数というのは、近年5年ほど、わかる範囲でいいですが、年間どのくらいあったかお答え ください。

○子育て推進課長 鈴木利彦君

蟹江保育所にある子育て支援センターでの相談数でございますが、23年度実績については、 来所される相談数については年間22件、電話相談もございまして、2件でございます。まだ まだ少ないですが、より一層の周知を図っていきたいと考えております。 以上です。

○2番 山田新太郎君

子育て支援センターが現実にあるんですが、今報告がありますように、非常にわずかですが、少ない件数だと思います。これがいいことなのか悪いことなのか、それはいろいろ評価があって、充実しているから相談に行く必要がない、逆に言えば、相談に行っても仕方がない、どちらなのかわかりませんが。

そういうことも含めて、私は去年京都市へ行ってみました。京都市子育て支援総合センターこどもみらい館というところに行ってきました。概略を説明しますが、場所は京都御所に隣接するに近い北側にあると思ってください。その近くに小学校がありまして、その小学校が廃校になるということが決まりまして、廃校になるようなところですから、その周りの幼稚園が5つぐらいあったんですが、これを統合しようということがまず始まって、統合ということがまとまって、それで、このこどもみらい館というのをつくろうと。つくった後、要するに、子育て支援の本当に京都市の中でキーになるところをつくろうということで。

概略を簡単に言いますけれども、まず、2階、3階になっていて、1階、2階は吹き抜けになっております。大体このくらいの広さだと思っていただいて結構です。ここに、真ん中に大き目の滑り台があって、その周りにジャングルジムがある。ここにボランティアの方が四、五人みえるんです。ここに隣接して、ドアをあけて部屋が5つぐらいあるんです。だから、どういう方がみえるかというと、上には幼稚園があるんです。そのセンターは4階建てだったと思うんですが、センターには、京都市内の保育所の代表者の方もそこに席があります。幼稚園の方は当たり前のようにあります。だから、幼稚園で悩んだことを保育のほうで相談したり、保育で悩んだことを、あくまでも先生たちですよ、幼稚園の先生たちとも相談ができる。図書館も含まれております。今、図書館だけでいいますと年間40万人みえておられます。

次に、もう一つ、ここで一番重点を置いておられるのが相談機能なんです。子育ての悩みや不安を持つ保護者のための総合的な相談所ということで、5つぐらい部屋があるんですが、今言ったように、ただそれだけやると来にくいんです。だから、先ほどのように、小さな幼稚園があると思って、余り個別な蟹江町のことを言うといけませんが、この近くにある大きなストアさんがこどもキッズの部屋を用意されていますね。あれの大々的なものだと思ってもらえばいいです。

だから、父兄の方が、基本的に子供と一緒にそこに遊びに来るような雰囲気がつくってあるんです。幼稚園の子供がいますから、迎えにみえる方もあるんですが、先ほど言いましたように、この跡地は、もとは小学校なんです。これは4階建てぐらいの建物ですが、すぐ目の前は広い公園になっているんです。公園に遊びに来た人がぶらっと入って、室内のもので遊んでいると、ボランティアの方がみえますから、それも子育てが終わった方たちなので、

私というように相談がしやすいんです。それがあって、具体的な相談を立ち話でできればそれで終わるんですが、すぐ部屋がありますので、込み入ったこと、プライバシーの問題があるんで、そこに入って相談を受ける。この来やすい雰囲気がつくってあるんです。僕はそこが非常にいいなと思ったんです。

そこでもう一つ重要なことは、子育てのためのパワーアップといって、お父さんたちを呼び集めているんです。お母さんはそういうところへしょっちゅう来ているんですが、お父さんも連れて来て、おむつのかえ方というのは基本的におかしいですけれども、そのようなことをお父さんにやらせているんです。だから、親子3人で来たときに、何も違和感もない雰囲気があるんです。だから、悩み事が気楽にやれるという状況になっています。

蟹江保育所が狭い、子育て支援、今言った人数です。何か欠点があると思うんです。それは何だかわかりませんよ。だけど、こういう成功例を見ると、やはりこういう場所が要るんではないかなと、僕は勝手に思います。

それで、今の蟹江町の蟹江保育園の隣、佐藤化学さんが不幸なことに破産されているんですが、そういう適任地として、先ほど言いましたように、京都の御所のすぐ北にあるんです。つまり、本当に京都のど真ん中です。佐藤化学の跡地も蟹江の東側に関するど真ん中ですよね。こんないい場所はないんですよね。二度とこんな場所は手に入らないと思うんです。そこで、子育て支援を充実させる。いいですか、先ほど言いましたが、法律だとかにのっとってやるようなことをやっておるのでは、何の意味もないんですよ。それを超えて特化する。蟹江町はこういうことを特別にやっているんだという場所をつくるべきだと思うんです。それで一つ提案をしていきたい。

だから、今の蟹江保育園では、こんなのをつくれと言ったって無理ですよ、狭過ぎて。手に入るならば、隣の佐藤化学さん跡地を買って、先ほど高阪議員が言ってみえました高齢者の集まるような集会所もつくるべき、私もそう思います。西には憩いの家があるんですよ。だけど、高齢では蟹江川を渡って行けないんですよ。だから、東のほうに高齢者が憩える場所の中心として、その一角に、ほぼ同じような、風呂も入れて、カラオケもやれて、囲碁もやれてというような場所をつくるべきだと、僕は本当に昔から思っています。

それに学童保育所もそういうところに兼ね備えたらどうだろうと。当然、防災の基本的な場所にもなるわけで、そのような複合的な施設。将来的には、学童保育の延長で、今は1年生から3年生ですが、それは5年生、6年生、必要な家庭もあるでしょう。そのような方のためにも、将来的には蟹江小学校でやるのか、そこでやるのかは別にして、そのような複合的な施設をつくれると思います。だから、このような佐藤化学の跡地を購入するというのは、非常に魅力のある話だと思います。

そこでお聞きします。高阪議員に対する答えもありますので簡単で結構ですが、佐藤化学の状況、破産をした後、どのように蟹江町が関与して今があるのかをご説明願いたい。

そこで、一つ注意して答えていただきたい。破産した場合には、必ず破産管財人がおみえになります。普通は弁護士さんです。その方が財産の処分をされます。債権者としてその処分に対して必ず通知が来ているはずです。なぜかといったら、1億円で売れるものを10円で売ってもらったら困りますから、そういうことを監視するために、債権者は必ずその情報をいただいていると思います。蟹江町が本当にここを買う意思があったのか。蟹江本町の町内会の皆様が連名でこれを買ってほしいと去年申請なされているんです。そういうことも含めて1点、蟹江町は、弁護士さんだと思いますが、破産管財人に佐藤化学の跡地の処分について申し入れした事実があるのかどうか、それも含めてお答えください。

○副町長 河瀬広幸君

今、山田議員のほうから、子育ての用地として佐藤化学の跡地を購入したらどうだというお話がございました。ご存じのように、昨年度佐藤化学は破産手続を開始しまして、今現在手続の開始中であります。それで、現段階では、私どもも債権を持っておりますので、債権の管理者会議がたしかやられておると思います。ただ、その中では、まだまだ会議途中でございますので、詳細な報告は入っておりません。

あと、土地につきましては、今の状況ですと、これは、例えば、民売になるのか、それかあとは競売になるのかでございまして、民売ですと民民の話になりまして、当然民地の所有権が入ってくるわけであります。あと競売になりますと、それぞれオープンされまして、競売で物件が落札されていくという話になっております。今の情報でいきますと、たしか民売のほうで動いていると承知しておりますので、その辺、確かな情報が参りましたら、先ほどおっしゃいましたように、本町地区の公共用地として、いろいろな問題があります。これは、特に破産手続の物件なので、さまざまな条件をクリアしなければなりません。これは単価の問題も当然あると思います。競売にかかるということは、当然、債権者としては高い金額で競売で落ちないとなかなか債務ができませんので、当然、条件的には非常に厳しくなるということもございますし、先ほど町長が申しましたように、土地利用に関してもいろいろな制約がございますので、それも含めてきっちりと協議してまいりたいと思っています。

ただ、現在言えますことは、民間のほうからこちらのほうに正式に買ってほしい等の要望 は来ておりません。それだけお伝えしておきたいと思います。

○2番 山田新太郎君

今の回答は、私の質問に答えておられません。私の聞いたのは、佐藤化学の破産管財人である弁護士さんに、買う意思があるかどうか、それを伝えたかということを聞いているんです。だから、破産管財人が財産を処分するわけで、それを第三者である民間が買ったとか、こんなことを聞いておるわけではなくて、蟹江町に買う意思があるなら、当然破産管財人に直接言いに行くべきですよ。それをやらないんだったら、あんたたちは仕事なんかやってませんよ。間違えないでくださいよ。

だから、買えるかどうかは別ですよ。だから、買う意思をまず破産管財人に伝えるべきです、伝えなあかんですよ。伝えた後、破産管財人がどうされるかは向こうがやられることなんです。それも伝えずに、これが売られたら、それはこんなことをやっておるんなら、あんたたちなんかはもう要りませんわ。そういう意味で……

(「買う気がなかった」の声あり)

だから、今後ろで言ってみえますが、買う気がなかったら買う気がないでもいいですよ。 つまり、財産の管理者である破産管財人に買う意思があるなら伝えなあかんし、それをやら ずにおいて終わっちゃってから、そんな話だったら、あんたなんか全く要らないですよ。そ の辺、本来の手続をやったかどうか。つまり、破産管財人に売ってくださいと。だから、向 こうが理由を言われますわ。それならそれを答えていただければいいんですよ。ただ、買い たいという意思を伝える、これがあなたたちの仕事ですよ。それを答えてください。

○副町長 河瀬広幸君

私がお答えしましたのは、まず、固定資産税等の徴収債権が参りますので、それが現実滞納になっているのが事実であります。ですから、基本的に、私どもは県のほうの用地担当と話をしまして確認しましたところ、徴収債権がある蟹江町長が参加はできないことがまいりました。それと、先ほど言いましたように、競売になったとしても、基本的には非常に単価が高く設定されますのでなかなか難しいと。

ただ、先ほど言いましたように、私どもとしましても、公共用地としては、当然東の地区には必要と感じておりますので、今後状況を見ながら、きっちりとその情報をつかみつつ協議をしていきたいというふうに思っていますので、ご理解を賜りたいと思います。

以上です。

○2番 山田新太郎君

済みませんが、答えになってないんです。だから、河瀬さん、会ってきてくださいよ。私たちにこんな回答なんか要りませんわ。一遍会ってみてくださいよ、破産管財人に。話をしてくださいよ。だから、それをまずやるべきですよ。買いたいという意思があるならですよ。ないなら別ですよ。あるなら一遍行ってきてくださいよ。それでいろいろな法律的な説明を受けますが、その受けたことをそのまま素直に、今度全員協議会があるんでしょうから、そこで説明してくださいよ。それも行かずに債権者がどうのこうのじゃないんですよ。まずは、それをやってくださいよ。それで、向こうが門前払いをしたならそれでいいじゃないですか。まず、やってください。これは一町民として、切に切に要望いたします。会ってください。これが素直な法律的な手続だと思いますよ。で、断られたら、そのままそれを全員協議会で報告してくださいよ。

だから、河瀬さん、町長も含めて、まず管財人に会ってください。それが買おうとする意 思の表示ですよ。それなくして髙阪議員に答えられたようなことをやられるなら、蟹江町の 高阪議員以下、本当に嘆願をされたわけで、その意思をあなたたちは土足で踏みにじることになるんですよ。その事実を、責任をちゃんと知ってくださいよ。だから、断られるかどうかはわかりません、申し込んでください。会いたいという申し込みをしてください。それもせずに今回結果が出たなら、私は怒りますよ。だから、強く要望します。お願いしますよ。

○副町長 河瀬広幸君

当然、公共用地につきましては、私も一緒に同席しまして、本町地区の連合会を含めたあつい気持ちはよくわかっております。ですから、議員がおっしゃるように、再度、また管財人を含めまして一度協議いたしまして、その結果についてはまたご報告をさせていただきますので、よろしくお願いします。

○2番 山田新太郎君

ありがとうございます。申し込んだ後、買えない買えるは別な話です。そういう意思をぜ ひ実現していただくことを要望しまして、私の質問を終わらせていただきます。ありがとう ございました。

○議長 中村英子君

以上で、山田新太郎君の質問を終わります。

質問6番 吉田正昭君の「防災について」を許可いたします。

吉田正昭君、質問席へお着きください。

○11番 吉田正昭君

11番 清新 吉田正昭です。

「防災について」を質問させていただきます。

東日本大震災から2年が過ぎました。まだまだ復興には時間がかかるようです。私たちも 震災を忘れずに、被害に遭われた方々や地域に、私たちなりの支援を続けなければなりませ ん。

また、この地域も南海トラフ巨大地震が取り沙汰されています。いつこの地域も大震災の被害に遭うかもしれません。そこで、町も、ここにありますが、防災マップをつくりまして防災を幅広く呼びかけていますが、その防災マップをよく見てみますと、蟹江町は川に囲まれたというか、川が町を形成していると言ってもおかしくない、そういう地域だと思います。特に、川の下流域になる近鉄、国道1号線の南は、日光川、蟹江川、佐屋川、そして善太川と、蟹江町の地域でも、特に川に囲まれているのがよくわかると思います。

そして、防災マップをよくよく見てみますと、川に囲まれた土地面積の割には、町の他の 地域に比べてみますと、避難場所の数が少ないように思われます。私が思うには、この地域 は、全体的に住宅の建っている場所が限定され、昔に比べ居住者も少なくなり、年々高齢化 が進んでいる地域かと思います。その中でも、今回私の住んでいる舟入地区を例にしますと、 さきに話したとおりで、建物も古く、最近では空き家も多くなり、お年寄りが多い地域にな りました。この地域は、地震の大きさによっては液状化も起きやすい場所で、皆さんが住んでいる住宅の耐震補強はどうなっているのでしょうか。耐震補強工事は、ほとんどなされていないようです。また、日光川、蟹江川等を津波が遡上したら、地震で堤防が決壊したら、この地区の南の住民は、避難場所の舟入小学校まで行くのは、特に、お年寄りには非常につらいものがあります。住民の方も非常に心配しておられます。

そこでお尋ねしますが、地域の実情に合わせて避難場所の策定、とりあえず、津波などによる被害から逃れるための一時避難場所のような、鉄塔でできたタワーのようなものが新規につくれないものでしょうか。また、この舟入地区の耐震化率、また、町全体の耐震化率はどのようになっているのでしょうか。

○安心安全課長 岡村智彦君

今、2問質問がございましたが、前段の部分、こちら避難場所の策定については安心安全 課のほうでお答えをします。後段の耐震化率につきましては、まちづくり推進課長のほうで お答えをお願いをしたいと思います。

まず、蟹江町の避難所の設置基準の避難所等収容施設の整備の目安でございますが、人口の10%を目安とした避難者数を想定し、収容施設を整備しております。現在は、最大収容人員は7,570人で、おおむね21%確保されております。避難所の配置については、避難者が最寄りの避難所等へ避難できるよう、必要に応じて、町丁界や行政界を超えての避難を考慮して避難所指定をしてございます。住民に身近な施設を指定する際は、二次災害のおそれのないこと、建物自体の安全性が確保されていること、主要道路等の緊急搬出入用災害アクセスが確保されていること、環境衛生上問題のないことなど、防災関係機関、教育関係機関の管理諸室、病院等医療救護施設、ヘリポート、物資集配拠点などは避難所としては指定はしないです。やむを得ず指定避難所以外に避難した場合は、新たに避難所として追認・登録できることになってございます。

舟入地域についてでございますが、その地域の特性を加味し、新たな避難所等、もしくは 津波タワー等が設置できないかなど、今後研究をしてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○まちづくり推進課長 志治正弘君

それでは、耐震化率につきましては私のほうからご回答させていただきます。

町は、平成20年3月、蟹江町耐震改修促進計画を策定いたしましたが、この促進計画での耐震化率をベースに算出した結果でもってご報告させていただきます。現時点での舟入地域の耐震化率は42.1%でございます。また、町全体の耐震化率は74.1%となっております。

私からは以上でございます。

○11番 吉田正昭君

ありがとうございます。

10%を目安ということですが、蟹江町は21%というようなことで、数字的にはカバーできているかと思うんですが、ただ、やはり、年配者がその場所に行くとなると、数字上のパーセントというか、そういうものだけではなくて、やはり、目に見えるところにあるというのが避難所の基本ではないかというふうに考えておりますので、今後機会がありましたら、そのような地域、舟入ばかりではなくて、先ほども言いましたように1号線等の南は面積的には非常に広いですので、マップを見ますと、その中にほんの数件しか避難所が点在していないというような状況ですので、今後その点を考慮して考えていただきたいと思います。

そして、耐震化率の問題ですが、先ほどの避難の件と合わせまして、やはり舟入地区は高齢者が多いですから、どうしても今さらというような思いがあるかと思います。その点も考慮して、避難所等々の検討をしていただきたいと思います。

それでは、次に、防災マップによれば、避難場所として避難所一覧、緊急避難所一覧、広域避難所一覧が示されていますが、緊急避難所は民間の施設の協力をお願いしているものですからなんでしょうが、避難所・広域避難所を利用するような地域における避難訓練等、いろいろな訓練はあると思うんですが、地域における避難所を使った訓練はされているかどうかお聞きしたいと思います。

○安心安全課長 岡村智彦君

緊急避難所についてお答えを申し上げます。

東日本大震災における津波被害を踏まえ、現在、県におきまして地震及び津波被害想定の 見直しが行われておりますが、地震・津波対策としての目的で一時避難所を考え、緊急避難 場所として協定締結中でございます。本町では、4階以上、耐震基準、電子錠なしの建物は 72棟あり、現在は9棟と協定締結済みでございますが、今後さらに協定締結に向けて邁進し てまいりたいと思っております。また、各町内会とビルのオーナーとの協定についても推奨 していきたいと思っております。

避難所・広域避難所を利用する訓練でございますが、今年度は地域防災訓練を予定しておりますので、既に利用した訓練を実施している町内会等もございますが、さらに、ことしは避難所を使用した避難所運用訓練、広域避難所を利用した訓練等をしていただきますよう促してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○11番 吉田正昭君

やはり、せっかくあるのですから、ふだんからここが避難場所だよというふうに利用していないと、いざというときに「私の行くところはどこだったかね」というようなことになると非常に困ると思いますのでお聞きしたんですが、一部、ほかの地域では、体育館で一晩泊り込んでというような訓練をしているというようなところもあると聞いておりますが、蟹江町では、泊まり込みというか、そのようなことをするような計画があるかどうか一遍聞いて

みたいと思います。

○安心安全課長 岡村智彦君

蟹江のほうでは、体育館等で一泊した訓練等があるかどうかの質問にお答えします。

今年度につきましては、総合防災訓練で旧蟹江高校跡地で、南校舎の中におきまして、各町内会5名ほどの参加ということで一泊の想定をした訓練を行いました。また、各町内会におきましても、そのような申し出がございましたら、各施設等、利用ができるところがあれば、そちらのほうを調整をして推進をしていきたいと考えておりますので、よろしくお願いします。

○11番 吉田正昭君

ありがとうございます。やはり、ふだんから訓練をして身につければ、いざというときに 行動に移るものだと思っておりますので、今後とも避難訓練等々、考えられる訓練を続けて いただきたいと思います。

さて、次ですが、この前、福田川の増水のとき、蟹江町と隣接している名古屋市の住民の方が、私たちは、避難所は福田川の西にはない、福田川の東に行かないとないんだというようなことを言ってみえました。特に、近鉄から南の地域においては、福田川の状況によっては、名古屋市と防災の連携をし、対策をとる必要があるのではないでしょうか。舟入地区においては、今は舟入何丁目となっていますが、舟入にも西福田という地名があったように、港区南陽町にも西福田という地名があります。この西福田に住んでみえる方は舟入の出身の方も多く、舟入小学校にはなじみのある人が多いです。また、舟入公民館の建設のときにも協力していただいたと聞いております。名古屋市と連携し、舟入小学校を広いエリアの避難所として使えるように協力関係は結べないでしょうか。

また、今後起き得るかもしれない大きな災害には、蟹江町だけでは対処できないと思います。海部地域との連携も大切ですが、名古屋市と隣接している地域は互いに協力し合い、特に水害は、行政の境に関係なく、その地域一帯に起きます。お互いに利用できる新たな避難所を名古屋市と協力して建設できないかというような考えを持っていますが、いかがでしょうか。

○安心安全課長 岡村智彦君

相互に利用できる避難所についてお答えをいたします。

平成24年6月27日に災害対策基本法が改正されまして、広域一時滞在・避難について改正をされました。内容は、市町村長は、被災住民の居住場所の確保が困難であり、他の市町村における一時滞在の必要があるときは、当該他の市町村の市町村長に協議できることとし、協議を受けた市町村長は、正当な理由がない限り被災住民を受け入れなければならないこととなりました。また、市町村長は、他の都道府県における一時滞在の必要があるときは、都道府県知事に対し、当該他の都道府県の知事との協議を求められることとし、協議を受けた

関係市町村長は、正当な理由がない限り被災住民を受け入れなければならないこととなりま した。

以上のとおり、いざのときは相互の協力のもと避難所が利用できるようになりましたが、より相互間の協力体制の充実を図るため、蟹江川排水機場を避難場所に指定するため、愛知県、名古屋市、蟹江町との協定締結、また、舟入地区の避難所を名古屋市市民などに避難していただけるように、また名古屋市の避難所に避難できるように相互協定締結をしていきたいと考えております。このことにつきましては、以前に名古屋市の防災局のほうとも少し打ち合わせのほうはさせていただいておりますので、今後さらに相互協定につきまして進めていきたいと考えております。

以上でございます。

○11番 吉田正昭君

いろいろと配慮してもらっているようで、その一帯、それこそ海抜ゼロメートル以下に住んでいる住民としては非常に心強いんですが、先ほど言いましたタワーのようなものです。 これが蟹江町として財政的に無理だというような話がありましたら、ぜひとも名古屋市とも う一歩進んだ協力関係を結びながら、あの地域に1つ、蟹江側でなくても、名古屋市側でも 結構ですので、つくっていただけるよう働きかけていただきたいと思います。

さて、次ですが、つい先日、神戸の阪神・淡路大震災記念・人と防災未来センターに行く機会がありました。この防災センターにおきまして、地震の怖さ、そして津波とは違う火災の恐ろしさを痛感しました。その後ですが、東京の北区の住宅密集地での火災がありました。最近では、町の住宅地でも空き家になっている家が多くなりました。空き家にしてから年月がたち、先ほどの耐震化率の低い原因の中にも、どういうんですかね、古い住宅街の中には空き家も入っているかと思うんですが、倒壊や火災の原因になるような建物も見受けられます。そんな中、火災は恐ろしいものと再認識し、考えてみました。

そこでお尋ねしますが、住宅密集地のような舟入や本町地区などには古い木造住宅が、しかも道路の狭いところに隣と密接して建っています。また、先ほども言いましたように、最近では空き家が多くなってきました。火災が起きても発見するのが遅くなることもあります。少しでも早く消防車が現場に到着しなくてはなりませんが、その前に火災現場の近くの地域の住民による初期消火が始まるかと思います。消火器の数、消火栓の配置は地域に十分に満たされているのでしょうか、お尋ねします。

○消防長 鈴木卓夫君

議員の質問にお答えします。

消火器の数、消火栓の配置は十分満たされておるかというお話ですけれども、平成24年4月1日現在の数でございますけれども、街頭消火器につきましては、全町内で599カ所設置してあります。おおむね20世帯に1本の割合で、町内会の申請により町のほうから交付して

おり、町内全域、おおむね均等に設置されております。議員も先ほど言われましたように、 初期消火で一番有効なのは何かと言うと、やはり、これは消火器です。火災が発生して3分、 4分ですと、天井に届く前の間は、消火器が非常に有効な消火器具だと思います。ぜひ、各 ご家庭にも消火器の設置をしていただきたいと考えております。

次に、消火栓の数につきましては、65ミリ、50ミリ、40ミリ、それぞれございまして、65ミリにつきましては799基、50ミリにつきましては2基、40ミリにつきましては173基、さらに、防火水槽が119基設置してあります。多いか少ないかというのは、それはもちろん多ければいいに決まっておるんですけれども、一応、消防水利基準の包含でいきますと、全町内、ほぼ網羅しております。それが現況でございます。ご理解のほどをよろしくお願いします。

○11番 吉田正昭君

数を聞きまして、意外に町内にたくさん設置されているというふうに今思いましたが、昔は、消火栓に地域の人が集まって、消防団員や消防団のOBの人の指導のもとに、実際に消火栓をあけて備えつけのホース等で水を出していたんですが、最近そのようなことがありません。例えば、ホースを伸ばせばここまで届くねというようなこともわかりますし、ホースに穴があいていれば水が漏れるで、これは直さなきゃいけないなということも出てくるんですが、最近そのようなことがないんですが、昔のように消火栓を使った訓練等は考えてみえないでしょうか、お聞きしたいと思います。

○消防長 鈴木卓夫君

消火栓の取り扱い指導についてのご質問だと思います。これにつきましては、毎年8月の 地域防災訓練の折に、消火栓の取り扱い訓練を各町内ごとに実施しております。そのときに、 取り扱い説明をするとともに、町内会よっては、消火栓の取り扱い訓練を含めた自主防災の 訓練も実施しておるところであります。このほかにもいろいろな防火対象物等がありますの で、その機会機会を見つけまして、逃さないようにして消火栓取り扱いの指導はしておりま す。

いずれにしても、消火栓も消火器も、やはり、いざというときに使えんといかんもんですから、身をもって経験してもらうのが一番いいわけですけれども、消火栓ですと、扉の裏側に取り扱い要領というのも張ってありますので、それを一読していただければ、過去に取り扱い経験をなさった方、あるいは訓練で見られた方は取り扱いが間違いなくできると、そのように思っております。

ただ、もう1点、ホースの届かない消火栓の増設、これは、町内会でいいますと、箱の中におおむね3本ほど入っております。ホースが届かないから消火栓をふやしてほしいという、そういった質問だと思いますけれども、これも水道管の口径によりまして、どうしても近接して設けますと共倒れしてしまいますので、そういった場合には、町内会の既存のホースにプラス1本とか2本とか足していただいて使っていただければ、水圧的には十分対応できる

と思いますので、ご理解をいただきたいと思います。 以上でございます。

○11番 吉田正昭君

昔は、確かに私たちも、自分の家のそばの消火栓で実際に訓練して、身をもって体験して、 近所の方もこうですよと教えたんですが、今は、例えば、1カ所に集まって、一部触られる んですが、消防団員の方が見せるだけというようなケースが多いんですよね。やはり、先ほ ども訓練のときにお話ししたように、実際に自分で体験してみて、いろいろな経験をしてみ ないと身につかないと思うんです。

それで、先ほどから水道代がかかるんではないかというような話もちょっと聞えておりますが、現実に、今やっちゃいかんというような話もちょこちょこ聞いておりますので、その辺を、やはり、防災のほうからいけば、今言ったように、使って何ぼ、実際に触って何ぼというところもあるもんで、その辺、やはり、水道代がもったいないからとか云々ではなくてというように思うんですが、いかがなものでしょうか。

○消防長 鈴木卓夫君

今、水道代の件でお話がございましたけれども、水道代についてはかかりません。ただ、どうしても、消火栓をあけることによって、ごみとか、さびとか、赤水が出るようになるものですから、本来は水を出して実践的な訓練というのがベターなんですけれども、空操法ではないですけれども、その動作だけやっていただいてというケースも多々あります。ご理解ください。

○11番 吉田正昭君

赤水等の話も出ましたが、水を出せばきれいになるかもしれません。そんなで、その辺も 考慮して、今後一遍考えていただきたいと思います。

それから、消防署から消防車が出動し、消火活動が始まります。火災現場の状況によっては、地元の消防団が、そして、町内の各消防団が出動し、消火活動が行われることもあるかと思います。大火になれば、その消防団の役割は非常に大きなものがあるのではないかと思いますが、消防団は、ふだんは火災の消火活動ばかりでなく水防訓練もし、いざというときの水防活動にも備えており、また、実際に災害が起これば、これは地元になると思うんですが、東日本大震災で行われたような救助活動、捜索活動もあると思います。東日本大震災では、活動中にとうとい命をなくされた方、けがをされた方もたくさんおみえです。地域を愛し、家族を愛するための行動でしょう。

そこでお尋ねしますが、蟹江町の現在の消防団はどのように構成されているのでしょうか。 町の消防団員も、日ごろは仕事を持ちながら、訓練に、そして実際の火災現場に出動し、危 険と隣り合わせのこともありましょう。蟹江町における消防団の存在は大切だと考えており ますが、町における消防団はどのような存在なのでしょうか、お聞きしたいと思います。

○消防長 鈴木卓夫君

消防団についてのご質問かと存じます。議員も何年か前に分団長をやられておったものですから、十分その辺についてはご理解してみえると思うんですけれども、今、消防団というのは8個分団で構成されておりまして、人数につきましては、団長以下187名で構成しております。

先ほど議員も言われましたように、消防団は、消防署と、やはり、あるときは緊密な連携をとってお互いに防災活動に当たるということで、そういった役割を広く担っております。また、先ほど言われましたように、東日本大震災の活動からも明らかなように、大規模災害の場合には、どうしても、地域の即応体制上、消防団の活動は極めて重要であります。東海・東南海・南海地震など大規模地震の発生が危惧されておりますが、大規模災害発生時につきましては、消防署だけの人員・機械ではとても限界がありますので、そういった意味で、水防に関してもそうですけれども、消防団の活動は必要不可欠でありまして、蟹江町の総合防災力の向上にはなくてはならない、崇高な使命を担った貴重な団体でございます。

以上でございます。

○11番 吉田正昭君

本当に、消防団いうのは必要不可欠なものであると思いますが、その消防団員の募集なんですが、最近なかなか、少子化の影響なのか、消防団の認知が低くなってきているのか、新入団員の確保が難しい等々聞いておりますが、消防署として団員確保のサポートはどのようにしているのか、お聞きしてみたいと思います。

○消防長 鈴木卓夫君

消防署としては、ダイレクト、直接には、団員さんの募集には携わっておりませんけれど も、広報等、団員さんの募集等、回覧板等でも回させていただいて、言葉からいきますと後 方支援のような格好で、団のほうには署のほうも協力をさせていただいております。 以上です。

○11番 吉田正昭君

どうも、現場からすると、最近新入団員の確保が非常に難しいというような話も聞いておりますので、広報活動だけではなくて、もっと支援するようなことができないかなというふうには思っていましたので聞いてみましたが、今後、そのようなことができるものであれば、もっと力を入れて募集に関与していただきたいと思います。

それから、次にですけれども、最近の消防車は大型化しているように思います。蟹江町も高層マンションが多くなり、また、昔の火災とは違い、今はいろいろな火災に対処が必要になってきたことも事実だと思います。ふだんの活動の一つとして、よく見るんですが、消防車で、町内の消火活動及び緊急活動に支障を来さないかということで、現地の確認をしがてら町内を回ってみえると思いますが、例えば、町内には道路が狭くて火災現場になかなか近

づけないようなところもあるかと思いますが、そのような地域に対して、現在の消防署の体制で消火活動に支障はないかお聞きしたいと思います。

○消防長 鈴木卓夫君

狭隘な道路等で消防活動に支障があるなしというご質問かと思います。支障はあります。ありますけれども、ないと言ったらうそになります。当然あります、狭ければ。ただ、そういうところにつきましては、車両が入れないということで、ホースカー等、幅が1メーター10センチほどですので、そこを入っていけんということは多分、例えば、舟入でいいますと舟入3丁目地内が一番密集地、住宅が混んどるところだと思うんですけれども、ああいった場合でも、蟹江川と、それから、蟹江川というのは犬走りがあるものですから、その犬走りに消防団のポンプをおろして給水もできますし、それから、落差につきましてもおおむね8メートルということで、消防署の搭載しております給管は10メートルですので、もしそれで足りな、もう1本給管があるものですから、それをつないで水利的には十分対応できるものですから、あとはホースの延長によって包囲体型をとって一気に沈滅を図るという、そういった体制になると思いますけれども。

以上です。

○11番 吉田正昭君

それを聞いて安心しました。何せ狭い道路が多いですので、あんな大きな消防車が入れるのかなというふうに心配しておりましたが、ただ、大火が起きたときは、消防車が入れないようなところは本当に困るなと思っております。

それで、最近私が思うには、JRの北、区画整理事業で計画された町並みは、道路も広く、車が通行できないところはありません。行きどまりのようなところもありません。安心して消防車や救急車が通行できます。それに比べて、昔ながらの町並みの地域は、古い木造住宅が密集し、生活道路も狭く、消防車や救急車も満足に通行できません。このような地域こそ、災害に対する対策が急がれるべきではないでしょうか。防災は、最後はまちづくりだと考えています。狭い道路の拡張、そして、新たな道路の新設、水害に備えての排水路・排水機の整備、避難所の増設、建物の耐震化率の強化等々、いろいろなことが必要ではないでしょうか。住民が日々生活を営む地域にこそ知恵と資金の投入が必要と考えておりますが、最後に、町長はどう思われるか聞いてみたいと思います。

○まちづくり推進課長 志治正弘君

済みません、町長がお答えになる前に私のほうから。

蟹江町では、ご存じのとおり、平成22年度、新たな蟹江町都市計画マスタープランを策定いたしました。今回見直しをしましたマスタープランの中で、この舟入地区は、抜本的な基盤整備ではなく、従来の生活の維持向上を図るため、老朽家屋の建てかえに合わせた生活道路の整備により、安全で利便性の高い居住環境へと改善を図るべき地区及び集落内の南北及

び東西動線の確保を目指し、道路整備など居住環境の維持向上に向けたまちづくりを推進する地区として位置づけております。

このような防災の面からのまちづくりを進めるには、道路沿線の方の負担や地域のルールづくりなど、地域に暮らす住民の皆様の理解や積極的な整備に向けた取り組みが必須となってまいります。今後地域の気運が高まり、まちづくりについて勉強会などが開催されるようになれば、行政といたしましても参加させていただき、その地域に合った無理のないまちづくり計画について一緒になって考えていきたいと、担当としては思っております。

以上でございます。

○町長 横江淳一君

今の吉田議員の質問にお答えさせていただきます。

今、担当のほうから都市計画のことにつきまして、また、都市マスの話を説明をさせていただきました。吉田議員のほうから、特に舟入地区の狭隘道路につきまして、そして区画整理事業につきまして、過去に何度もご質問をいただいておりますことは、十分理解をさせていただいております。今後、第4次総合計画に鑑み、新しい地域づくり、先ほど山田新太郎議員からも質問がありました、いわゆる市街化区域の拡充も含めて、マスタープランの中に記載をされておる計画の中身をしっかり精査をさせていただき、優先順位の高いところから、地域の地権者の同意を得ながら進めてまいりたいという基本的考えはずっと持ち続けてはおります。

ただ、舟入地区の狭隘道路につきましては、本当に、先ほどの防災の点、安全・安心なまちづくりの点からいっても、どうしても避けては通れない、非常に厳しい問題であることも十分理解をいたしております。今後、吉田議員ともども、まちづくりの動線づくりに一緒になって汗をかいていければ、こんなにうれしいことはありません。またお力をいただければありがたいと思いますし、実際、近鉄蟹江の南側の地域につきましては、しっかりとした考え方を近々お示しをさせていただき、また、吉田議員ともども、一緒になって頑張ってまいりたい、こんな提案をさせていただきますので、どうぞよろしくお願いをしたいと思います。以上です。

○11番 吉田正昭君

ありがとうございます。この舟入地区については何度も質問させていただいていますが、 やはり答えは一緒というか、いつも同じような答えが返ってくるので、あとは地元の努力が 必要かなというふうにいつも思っていますが、やはり、それについては、いつも話をさせて いただくように、行政側のほうも、一歩二歩手を差し伸べていただきたいというのが、何分 にもいろいろな法律的な問題等々、わからないものですから、その辺を踏まえて、一遍協力 し合って地域の開発等をしていきたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。 質問を終わります。

○議長 中村英子君

以上で、吉田正昭君の質問を終わります。

質問7番 奥田信宏君の「3・11震災の教訓」を許可いたします。

奥田信宏君、質問席へお着きください。

○12番 奥田信宏君

12番 清新 奥田でございます。

議長より一般質問の許可をいただきました。「3・11震災の教訓」とのテーマで質問をさせていただきます。

東日本大震災からきょうが2年目です。3月6日現在、死者1万5,881人、行方不明者2,676人、合計1万8,557人の犠牲者が出ております。そして、福島の原発の事故により、今15万人の方が避難中との記事が、きょうの中日新聞に出ておりました。そしてまた、今後4年間は帰還ができない住民が5万4,000人に上ると昨日の朝日新聞の記事に掲載をされております。まず、亡くなられた方及び行方不明の方々に心から哀悼の意をささげますとともに、帰還できない5万4,000人を数える方々の一日も早い帰還がかないますよう、心からお祈りをいたしたいと思います。

昨年の8月30日に、内閣中央防災会議の有識者会議が、南海トラフ沿いでマグニチュード9の3連動地震が起きた場合の被害想定を発表いたしました。愛知県では、建物倒壊で1万5,000人、津波等で8,000人の約2万3,000人の死者が出ると想定が発表されました。津波の高さも、弥富、飛島で最大4メートル、蟹江も3メートルとの発表がありました。そこで、まず、津波と水害とに絞ってお聞きをしたいと思います。

53年前の伊勢湾台風で私の近所の小学生の方が、県道を渡って避難される途中、越水により堤防を超える水で流され、亡くなっておられます。私たち伊勢湾台風の水害の被害者は、あの当時の記憶があり、地盤沈下後の切実感がありません。しかし、私の家の前の善太川では、川底が見え、昔、シジミ、ウナギ等をとっておりました。今は、川底が見えることは1日もありません。1メートル以上の沈下であるのは一目でわかります。

人は、50センチメートルの津波で100%死亡すると言われております。まして、地盤沈下でゼロメートル以下のマイナス地域のところは、被害の想定がどれだけになるかわかりません。被害は防げないとの前提に立ち、町は何を最優先にすべきと思われますか。安心安全課長さんにお聞きをいたします。

○安心安全課長 岡村智彦君

まず、町は何を最優先とすべきと思われますかのご質問にお答えをいたします。

まず、より大切なことにつきましては、自分の命を危険から守ること、基本としましては、 命を落とさないこと、そして、その後の生活再建を快適に、早く行うこと。そのことから、 地震対策などについては、初めに行うべき点は、まず、耐震補強を考え、家具の固定だと考 えます。天井や物が崩れ落ち、体が動けなくなることを防ぐことが大切だと思います。その 後の対策としては、備蓄関係が、まず考えられると思います。

以上でございます。

○12番 奥田信宏君

命を守るのが一番大切、その次に備蓄というふうにお聞きをいたしました。

次に、これに関連をしまして、平成23年12月議会で質問をさせていただきました何点かの うち、5点の結果をお聞きをしておきたいと思います。

まず1番目、避難誘導マップの作成はとお聞きをいたしました。そのときの質問は、町の指定の避難所は、すべて2階建てです。学校は体育館等が指定されていますが、学校の教室は3、4階建てです。この部分を指定をしてほしい。また、民間の3、4階建ての緊急避難協定の締結されているところまで、誘導マップの作成はとお聞きをしておりました。これは、学校等の避難所に到着するまでに橋が落ちていたらの疑問もあり、川を通らなくても緊急避難所に避難できるマップができないかとの質問もいたしました。

2つ目、指定をされた避難所等の鍵の管理はとの問いは、やっとの思いで避難所に到着を しました、そこの鍵がかけてありましたでは二次被害となります。近隣の人にお願いをして ほしいとの質問をいたしました。

3つ目、日光川・蟹江川のボートの移設の準備の進みぐあいはの質問をいたしました。要旨は、伊勢湾台風では、貯木場の木材が水とともに家屋に襲いかかり、重大な被害をもたらしました。今、日光川・蟹江川に係留のボートが加害者となり、津波とともに人や家屋を襲う可能性があります。それを防ぐために、日光川の上流部にボートの移動ができないかとお聞きをいたしました。県とも相談をしたいとの答弁でしたが、進展はいかがですか。

4つ目、避難所の水・食料・毛布等の3、4階以上の場所での備蓄の進展はとお聞きをしました。これは、今の防災倉庫では、平家、2階建てでは低過ぎます。3、4階以上のところで備蓄すべきではとの質問をいたしました。その後の進展ぐあいはいかがですか。

最後、5つ目の質問は、地域での協力をいただきました民間を含め、3、4階に避難誘導の実際の訓練をされる、または計画をしてみえますかの質問をいたしました。この質問は、4階建ての民間の所有されるビル等に協力をお願いし、指定をさせていただいても、夜間を含め、高齢者、あるいは障害をお持ちの方々も、避難訓練を実際にすべきとの質問をいたしました。

以上の5点について、質問順にご回答をお願いいたします。

○安心安全課長 岡村智彦君

では、平成23年12月議会の結果についてご答弁申し上げます。

まず、避難誘導マップの作成はについてでございます。

避難誘導マップは、現時点では作成はしてございませんが、平成24年12月に蟹江町防災マ

ップを全戸配布し、防災意識の高揚を図りました。避難誘導マップは、愛知県補助事業のみずから守るプログラム事業を活用し、町内会、区ごとに作成をしていきたいと思います。津波マップにつきましては計画の段階で、平成27年度作成を考えてございます。また、学校の3から4階部分の避難所指定につきましては、水害時の避難所に指定していきたいと考えております。

次に、指定された避難所等の鍵の管理についてでございます。

善太排水機場の鍵は新千秋町内会に渡し、他の避難所につきましては、協力員として誓約の必要があるため、大災害の場合を含め、今後検討をしていきたいと考えております。

次に、日光川・蟹江川のボートの移設の準備の進みぐあいはについてでございます。

日光川・蟹江川の係留禁止についてですが、海部建設事務所を経由してお願いし、今年度、 日光川の沈廃船6隻、それから、陸上の廃船7隻を撤去、運搬をいたします。

次に、避難所の水、食料、毛布等の3から4階以上の場所で備蓄の進展はについてでございます。

今年度、旧蟹江高校の備蓄品を南校舎に移設したいと考えております。また、平成24年度は新蟹江小学校に災害時要援護者用のトイレ3式などを配備いたしました。現在ある小・中学校の備蓄品につきましては、今後、2階、または3階以上の場所に移設をしたいと考えてございます。

次に、地域での協力をいただきました、民間を含め3から4階に避難誘導の実際の訓練は される計画をしてみえますかについてでございます。

25年度は、地域防災訓練を予定しております。地域に、民間施設、緊急避難所などを含め、 地域の実情に合った訓練をしていただきます。その中で、例えば、夜間想定、災害時要援護 者を含めて、実際に3階から4階に避難をしていただくような訓練を促してまいりたいと考 えております。

以上でございます。

○12番 奥田信宏君

5点についてお聞きをいたしました。少しずつですが前進をしているとは思いますが、向 こうが待ってくれるかどうか、これは締め切りがありませんので、できる限り早く着手して いただきたいと思っております。

次に、蟹江町は、昨年4月、有識者会議の公表では、3連動地震で、今までの震度6弱から震度6強になりました。安全面で変更になった部分は何かありますか。また、今後変更しようとしている部分はどの部分ですか。

町の耐震化を終えた施設は6強の場合でも大丈夫ですか。例えば、飲料水の確保の中心の 水道基地の耐震は十分ですか。

また、今までは3日分の食料の備蓄と言われておりましたが、3連動の場合もそれで大丈

夫ですか。全交通機関・交通手段がとまるとの想定がされています。今、家庭での備蓄は最初の3日分をして、その後の2日ないしは3日分は公の避難所での備蓄というように役割分担の明確化をして備えるのが大変大事だと言われておりますが、考え方はいかがですか。

また、啓発活動等はどうされておりますでしょうか、お尋ねいたします。

○安心安全課長 岡村智彦君

被害想定の変更部分はについてお答え申し上げます。

今回の被害想定は、2003年に発表されたものから震源域が大きく変化され、それに伴って 想定される被害の量が増加しております。プレートの境界では、海側のプレートの沈み込み によって陸側のプレートとの間で摩擦が生じ、そのエネルギーが解放されることで地震が発 生をいたします。東北地方太平洋沖地震では、この浅い領域が動いて津波の高さを高くした と考えております。

近年の観測技術の発達により、この領域では深部低周波数微動という、弱くてゆったりとした揺れが生じていることがわかり、もしかしたら次の地震で震源域になるのではないかと考えられるようになりました。したがいまして、震源域が拡大され想定され、被害量が爆発的にふえました。今回の被害想定は、決して次に起こる地震を想定したものではなく、想定外をなくすために、科学的確信はまだ十分ないけれども、万が一の可能性まで含めた最大級のものでございます。被害想定について語るときにつきましては、このことを決して忘れてはいけないと考えております。そして、メディアをにぎわせました死者最大32万人という数字は、震源域に加え、発生する時間帯、季節、気象ほか、ほとんどすべての条件が最悪の状態で重なった場合のものでございます。ですから、32万という数字に必要以上にとらわれてはいけないと考えております。繰り返しになりますが、今回の被害想定は、何が被害の主の原因で、どう対策すれば被害が減るのか、それを考えるためのヒントにすべき情報ではないかと考えております。

質問の3連動地震で震度6弱から震度6強になって、安全面で変更になる部分と今後変更していく部分は、想定震度が大きくなったことにより、住宅の耐震化及び家具転倒防止対策の推進を図りたいと考えており、今後の町の対策といたしましては、被害想定にもよりますが、ソフト事業としまして、津波避難計画の策定、津波避難マップ作成、ハード事業として、二線堤の増大、災害時要援護者用資機材の充実、避難所誘導看板の設置、避難所のソーラー蓄電池、入り口灯の設置等を考えております。

また、水道基地の耐震でございますが、昭和56年以降の新基準で設計されておりますので、 問題はないと考えております。

蟹江町津波等避難計画の策定委託業務につきましても27年、参考でございますが、津波マップにつきましても、先ほど申し上げました27年という計画でございます。

以上でございます。

○12番 奥田信宏君

1つ抜けておりましたが、家庭の備蓄とか、そのPRの回答をいただいておりませんが、 次の答えと一緒にいただきましょうかね。

次に、橋が落ち、道路が寸断されたとき、一番大事な飲料水の確保はどうすればいいのでしょうか。23年12月の一般質問において質問いたしましたが、水の確保の基本は、蟹江町を南北に流れる川の東西で考える必要があるのではないでしょうか。耐震の進んでいる町の水道基地は蟹江川西、日光川の間です。橋が落ち、道路が寸断され、また水につかっている場合は、蟹江川東地区、日光川西地区は水を取りにいく手段がありません。その場合、当然水道は寸断されていると思われます。

そこで、弥富の十四山支所に設置されているような、海抜ゼロメートル以上の高さに水道 タンクが両地区には必要と思われますが、いかがですか。例えば、蟹江川東地区は今地区に あります旧今水道基地、日光川西地区では西尾張中央道に愛知県の水道が配管されておりま す。その水の取水しやすい場所に災害用タンクを設置してはどうですか。旧蟹江高校跡地と の考え方もありますが、できるだけ水道管を布設しないところでなければ、途中で水道管が 破損すれば用を足しません。一番の適地は善太川を渡る手前の県の管が露出している部分だ と思いますが、いかがですか。その前の備蓄と両方一緒にお答えを頂戴したいと思います。

○安心安全課長 岡村智彦君

では、先ほどの備蓄食料の関係につきましては安心安全課長の私のほうでお答えをいたします。次に、今ご質問がございました橋が落ちたときの飲料水確保等については、上下水道部次長よりお答えをお願いしたいと思います。

では、備蓄食料の関係をお答えさせていただきます。

非常時に備え食料を備蓄しておくことは、とても大切なことでございます。災害の規模や被害の大きさ、地域性によっても違いがあると思いますが、ライフラインがストップした場合、一般的には復旧までに3日かかると言われております。ですから、最低分で3日分の食料を備蓄しておくと安心でございます。

食料の確保でございますが、お米やパスタ、缶詰、インスタント食品、レトルト食品など、保存期間の長いものを選ぶようにしていただきたいと思っております。缶詰は、缶切りなしてあけられるものが便利で、チョコレートやキャンディーなどカロリーの高いお菓子も体力の消耗を防ぐことができるので用意し、食べる量は性別や年齢によって違うため、例えば、家族4人が3日食べる量を想定して、食料を用意していただきたいと考えております。同時に、カセットコンロ、カセットボンべを用意しておくといいとも思います。

しかし、これらの食料を一度に買い置きしておくことは、賞味期限もございます。何かと 負担になってしまいます。そこで、買い置きではなく、ふだん買うものを多く買っておく方 法というものが考えられます。これは、ローリングストック法といい、お米やパスタ、缶詰 の量を購入します。そして、ふだんの生活で消耗しながら、半分消耗した時点で同じ量だけ 購入をして一定量を保っておきます。この方法だと、賞味期限が切れても無駄にすることな く、無理なく備蓄しておくことができます。 3 連動地震の場合でも、同じ考えでいいかと考 えております。

備蓄に対しての啓発活動でございますが、24年12月に全戸配布いたしました蟹江町防災マップでも周知いたしましたし、地域で行われる防災学習会などにおいても啓発をしております。今後も備蓄指導を広報紙などで発信をいたしまして、我が家の安心・安全のために何が必要なのか一度家族で話し合っていただき、食料備蓄リストをつくっていただくように促したいと思っております。

以上でございます。

〇上下水道部次長 絹川靖夫君

それでは、5番の、橋が落ちて道路が寸断された場合につきましては、上下水道部から答 弁をさせていただきます。

飲料水の確保についてですが、蟹江町浄水場内には4基の配水タンクがありまして、そのうち2基、2,000立米と1,800立米は震度5弱以上の揺れで自動的に遮断弁が作動し、応急給水用水として備蓄できるようになっております。配水タンクは、常時70%から90%で運転しておりますので、最悪でも2,500立米は確保できる見込みでございます。ちなみに、災害時には、1人1日3リットルで3日分の水の確保が必要とされております。また、西尾張中央道沿いに緊急応援給水支援設備が4カ所と県営水道管と町水道管を結ぶ支援連絡管が1カ所設置してありまして、緊急時には県水から直接配水できるようになっております。また、現在、名古屋市水道局とも技術協定等の連携を図る協定を締結する予定でございます。

橋が落ち、配水管が寸断されたときなどには、学校のプールの水を災害用ろ過器により浄水し、有事の際に備えます。災害タンクについては、これは常時水道水が循環しておりまして、配水管の圧力が低くなると緊急遮断弁が自動的に作動し、タンク内の水を確保し供給できる施設で、災害発生時に水道施設の破損等により飲料水の供給が困難となる事態が想定されることから、指定避難場所等に設置されるのが望ましいと思っております。

次に、日光川西地区の水道水の安定供給と震災対策としての給水区域の分割化を図るため に、事業認可にも計画している第二水道基地については、今後段階を経て検討させていただ きますので、ご理解を賜りたいと思います。

以上でございます。

○12番 奥田信宏君

どこで想定外ということが起こるかもしれません。とりあえず、水道のほうについても、 例えば、こんなふうでなかったというようなことがないように、やはり、万全の手配をして いただきたいと思っております。 次に、町内で破堤、あるいは町内以外の南の弥富市、日光川、蟹江川の北の上流部等で水 害が発生した場合、現在の避難所では海抜ゼロメートル以上のところは何カ所確保できそう ですか。現在の収容人数は合計何人ぐらいになりますでしょう。

水がついた場合、一番困るのは飲み水とトイレだと思われますが、何か対策は考えてありますか。水はペットボトルの水の備蓄、または2階以上の避難所及び協力をお願いした民間の一時避難施設等に、収納のしやすいペットボトルと、そして簡易型のトイレを備蓄すべきでないかと思われますが、いかがですか。また、この備蓄は、今の補助率より、例えば、トイレの場合等は必需品でありますので、80%、90%の補助を出して、町内会等、地域で整えてもらうのも一考されたらいかがですか。そして、下水道が供用開始されている地域には下水道式トイレを備蓄してもらうのがいいと思いますが、現在は蟹江中学校、蟹江小学校には備蓄されているとお聞きをしておりますが、数は幾つありますか、お教えをいただきたいと思います。そしてまた、その使い方を誰が知っているのかもお聞きをしておきたいと思います。

○安心安全課長 岡村智彦君

では、まず、海抜ゼロメートル以上の避難所について答弁をいたします。

現在、平成24年度の緊急雇用創出事業で標高サイン計測設置委託業務を実施しているところでございます。 3 月にははっきりと答弁できるかと思いますが、国土地理院の標高のわかるウエブ地図で確認したところ、蟹江町の避難所で海抜ゼロメートル以上の避難所数は皆無に等しいほど乏しいと思われます。

平成24年7月31日に中央防災会議の防災対策推進検討会議が開催され、東日本大震災の教訓を踏まえ、今後の防災対策について最終報告をまとめてございます。その中で、災害から命を守り、被災者の暮らしを支え、再生する取り組みの安全で確実な避難について、災害時に一時的に難を逃れる緊急時の避難場所の指定基準について、災害の種類を踏まえ、安全性を十分考慮してそのあり方を明確にすべきである。その際、指定基準の法的な位置づけも明確にすべきであると報告がされてございます。今後、災害対策基本法の改正案が提出され、避難の概念の明確化が制定されるので、町の地域防災計画に反映させたいと思いますので、収容人数についても明確になると思います。

現在、参考ではございますが、平成15年3月の東海地震・東南海の予測調査の報告では、 蟹江町の避難者数は、3連動で、自宅建物被害によるのが約1,700人、ライフラインの支障 避難者数が7,200人、合計8,900人ということでございます。

次に、飲み水とトイレの対策についてのご質問でございます。こちらのほうをご答弁いた します。

飲み水とトイレの関係ですが、まず、飲み水でございますが、町の避難所には5,000本、 1万リットル備蓄されております。先ほどの水道タンク及び県水利用により対応していきた いというように考えております。

避難所のトイレ備蓄場所については、2階以上の建物に備蓄するよう指導してまいりたいと思います。また、今後避難所にトイレの備蓄をしていただけるようにも促してまいりたいと思っております。現自主防災組織育成事業助成交付金について、簡易型のトイレというものが対象物品になっております。現在補助率は3分の1でございますが、議員が申しましたように、80から90%とか考えられないかということで、今後補助率のほうを上げるかどうかにつきまして、また、地域防災計画の全面見直し等も踏まえ、検討して考えていきたいと思っております。

次に、下水道工事による緊急トイレの設置の関係でございます。平成23年度に蟹江小学校におきまして、まず、工事のほうを8基、下水道のトイレということで設置されました。また、そのほかに標準テントが7、大型テントが1ということで、こちらのほうの保管場所につきましては、蟹江小学校のプールの倉庫の下に保管がされております。こちらの鍵の保管でございますが、学校と土木農政課、下水道課、また、学校の関係ですので安心安全課ということでございます。平成24年度におかれましては、蟹江中学校のほうで下水道の緊急トイレの設置を行いました。こちらは9基でございます。また、こちらの付随ということで、標準テントが8、大型テントが1、保管場所につきましては、体育館2階でございます。また、設置予定箇所、今現在もうでき上がっておりますが、給食センターの跡地に設置してございます。また、25年から26年につきましては、蟹江町役場のほうで計画がしてございます。29年度につきましては、学戸小学校のほうで緊急トイレの設置の工事の計画でございます。

こちらのほうは、国の補助金を使いまして、社会資本整備総合交付事業による国庫補助の 補助金を活用して上下水道のほうで設置をしたものでございますので、当然下水道課のほう が設置の方法はわかっておりますし、また、その方法のマニュアルに関しましても、学校の ほうにお話しがしてあるということを聞いております。

以上でございます。

○12番 奥田信宏君

ちょっと私が聞き漏らしたのか、聞き逃したのかもしれませんが、ゼロメートル以上の避 難所はなしということですか。

○安心安全課長 岡村智彦君

今現在、標高表示の関係の測量を行っておりますが、公共施設の部分に関しましては、現在ゼロメートル以上というところは、最中でございますので、まだきちっとした結果は出ておりませんが、ちょうどプラスマイナスゼロが3カ所ぐらいで、それ以上高いところに関しましては、今のところは、土地の部分に関しましてはございません。建物であれば、あります。

○12番 奥田信宏君

私のほうに気を使って土地のことを言っていただいたのかもしれませんが、土地じゃなしに、当然建物に避難するわけですから、建物がゼロメートル以下の避難所がないと聞いて、ちょっとびっくりしたんですが、そういう意味とは違いますよね。後でまた訂正をしてください。

そして、例えば、避難所に指定されております。今人数もわからないとおっしゃってみえたんですが、これから防災会議で出るとおっしゃってみえたんですが、例えば蟹江中学校に何人ぐらいの人が避難をされますかという数を聞いても、多分今はちょっとはっきりわからないということでしょうが、その人数で、トイレの数が8基、9基でいいのかどうか。もし、それが当然少ないなと思われるんでしたら、同じような災害用の備蓄ということで、各町内会さんにこれも補助を出して備蓄をお願いしていただくのが、やはり一番いいのではないかと思います。それもまた後でお答えください。

次に、今までは1時間50ミリメートルの雨量で、排水機、堤防はこれに近い数字で計画されていると思いますが、温暖化により、ゲリラ豪雨で時間80ミリ、あるいは100ミリも珍しくなくなりましたが、日光川防災道路等は、建設時の降雨計画は変更されていますでしょうか。

また、以前にあったように、蟹江川の排水機が日光川に排水するのが、排水中止の要請があった場合の対応はどうされますか。今、蟹江川の舟入、蟹江排水機場も急ピッチで建設整備が進められていますが、排水できない場合を考え、排水機近くか、または違う場所に遊水地の設置、建設を考えるべきではないのでしょうか。計画をされております山際の浄化槽跡地の貯水池はいつごろ整備をされますか。例えば、将来に向けて蟹江中学校西側の児童館、あるいは蟹江中学校のグラウンドの一部の地下に、東郊線から東の水を一時的に蓄えるような施設を建設をするような方法を考えられませんか。災害の前に次の方法を考える必要があると思われますが、いかがですか。

そして、蟹江川の排水機が日光川の水圧に押され排水できないような事態を避けるため、 上流部の該当市町も含め、蟹江町が中心となって排水機場の増設・新設の運動をすべきであ りませんか。排水規制も上流部から先に規制をしなければ、下流部の蟹江町、また、その中 の一部の地域だけがいつも被害者になってしまいます。お考えをお聞かせください。

蟹江町はゼロメートル以下の地域であります。地震の場合は、他の市町と違い川で分断され、道路も水道も破損し水につかれば、復旧するのにある程度の時間がかかると考えられます。前にお聞きをしましたトイレも排水機も浄化槽も、モーターが水の中では使えません。マンション等の水道も、水につかった場所からはくみ上げられないと思います。ゼロメートル地帯はそれを基本に防災計画を考えるべきではないかと思いますが、いかがですか。

○議長 中村英子君

奥田信宏君、済みません、ちょっと答弁のほうが。

○12番 奥田信宏君

もうちょっとやって、そこで答弁をください。

先日も、300億円を超す予算の日光川水閘門を視察をさせていただきました。この完成で少しは水害の心配がなくなるのかと、早い完成を望んでおります。しかし、災害は、地震、台風、豪雨、火山の噴火等、すべてに万全を期すのは難しいと思われます。住民の命を守る、この部分だけの備えを第一に進めてほしいと思います。この一番最後のところは、町長さん、すみません、一言ご所見がありましたらお願いしたいと思います。

それでは、前のほう、今お答えを早く頂戴をしたいと思います。よろしくお願いします。 〇産業建設部次長・土木農政課長 西川和彦君

まず初めに、時間当たり50ミリでの、最近の降雨実態からその計画が変更されましたかということですが、河川等の設計においては、基本的には何ミリで計画ということになりますが、日光川の河川整備計画では、単純に何ミリでという判断のみで決定されているわけではないと聞いております。しかし、その基準、考え方に変更があったことも聞いておりません。

2番目、日光川への排水中止要請が発せられたときの対応ですが、日光川水系には150以上のポンプ場が併設されており、大雨のときにはそれらの排水機場から雨水が一斉に川に排水されます。この結果、川は本来の整備水準を上回る洪水に見舞われることになり、越水や破堤などによる氾濫のおそれがあります。このような状態を回避し、被害を軽減するために、排水調整、排水中止の要請が出され、川への排水が規制される場合があります。この要請は、愛知県が測定する日光川流域排水調整要綱の中で決められており、県から沿川の各市町村に伝えられ、一斉にポンプをとめなければならない状況となります。要請を受けた町村は、直ちに町内にあるポンプ管理者、蟹江町の場合は蟹江大澪悪水土地改良区、日光西悪水土地改良区、蟹江町土地改良区の3改良区に伝達され、排水ポンプを中止せざるを得ません。

排水中止になれば、当然内水の上昇は想定されますことから、ポンプ停止前に発せられる 準備水位、到達水位などの事前の連絡に沿って、避難誘導を行うことになります。幸いにも、 今まで発令が実施されたことはありませんが、蟹江町としては、発令に備え、天気予報など により今後の降雨を予想し、事前の早い時期から排水活動に努めるなど、住民の安全確保を 第一に対応しているのが現状であります。また、毎年演習も行っております。

○議長 中村英子君

お諮りいたします。

会議時間を暫時延長したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって、会議時間を暫時延長いたしました。

○産業建設部次長・土木農政課長 西川和彦君

次に、排水できない場合を想定した遊水地の設置に対する考えは、山際団地浄化槽跡地の

建設や中学校付近での建設の答えですが、現在、本町地区内排水機場の改修工事を実施中であります。この排水機場の完成により排水機場の能力が向上し、懸念されております本町エリアでの冠水地区縮小の一役を担えるものと考えております。しかし、ポンプ機能の向上が図られても、流れが少ないという集水エリアの地形的特性を考えると、水路そのものの流下機能を上げることや、排水機場付近での遊水機能の確保が今後の課題となってまいります。

このような中で、議員がおっしゃられますように、排水機周辺の遊水地の建設が考えられるところであります。その候補の一つとして、駅前団地北側にある公園用地が考えられます。しかし、この公園の下には現在団地の方々が利用されている集中合併浄化槽が設置されておりますので、駅前団地での下水道が完備し、この集中合併浄化槽の用途が解消された後でなければ実施に至りません。現在施工中の本町舟入排水機場の改修が平成30年をめどとして進められることを踏まえ、この間に、集水エリアの幹線水路のしゅんせつや駅前団地での下水道の供用開始時期などを総合的に考慮し、遊水地建設に向けた検討をしてまいります。

また、あわせて中学校のグラウンド等を活用した計画の提言もいただきました。宅地開発等で従前の保水能力の低下を補う施設の必要性は認識しておりますが、幹線水路の流下経路の現状等も検討した上で、適切な場所の選定を含め、今後の課題とさせていただきたいと存じます。

○議長 中村英子君

次長、簡潔にお願いします。もう10分以上答弁しておりますので、できるだけ簡潔に答弁 していただきますようにお願いいたします。

○産業建設部次長・土木農政課長 西川和彦君

上流と下流の関係で、排水規制の関係ですが、昭和53年に蟹江川の排水機ができました。 その当時は30トンと10トンの排水能力で2基、それから平成3年に12トンのポンプが増設され、現在稼働中でございます。蟹江川の下流部、蟹江町においては、降雨量の排水になる蟹江川が生命線となっているのは、議員が思っているとおりでございます。蟹江川は最下流に位置していますので、この排水機の役割は非常に大きいです。今後もさらなる住民の安全確保が必要と考えています。

次に、排水規制が上流部から下流部に順に行われると、いつでも蟹江町が被害になるというお尋ねですが、排水中止の要請に関しては、先ほど答弁したとおりでございますが、旧の基準の中では、水位観測を、愛西市に古瀬観測所がありましたが、今では上流部と下流部に分かれて、それぞれの観測所があります。この結果、蟹江町においては、排水機のほとんどが下流観測所であります水位を基準として採用されていますので、よろしくお願いします。以上です。

○12番 奥田信宏君

大変ご丁寧な答弁ありがとうございました。

質問を全部させていただいてから町長さんのご所見を伺うようにして、あと細かいこと、 もし、安心安全課長さんが、このことは聞いておいてほしいということがありましたら、ご 答弁のほうをよろしくお願いいたします。

最後に、原発の話をお聞きしたいと思います。これも安心安全課長さんだと思いますので。 私たち清新6名は、中部電力の浜岡原子力発電所を昨年の11月に視察をしてまいりました。 そして、高さ18メートルの完成間近の防潮堤等の工事の現場も見せていただきました。御前 崎市の原子力課のお話もお聞きしてきました。今回の福島の事故について考えると、私たち も原発立地の浜岡の方々の犠牲の上に繁栄をしていたのかなとも思い、地元の方のご意見も お聞きできればと思って伺いました。

視察の前に、中電の蟹江の所長さんとはお話しができましたが、建築をされた当時は、廃棄物の最終処分場も他の地域に計画をされ、また再処理も進んでいますとの話で立地に同意をされたと思っています。ところが、福島の惨状、そして、原子炉を発電で利用しなくても、使用済みの核燃料を含め放射性物質を何十年も運び出すところもなく、そのままリスクとともに生活をしなければならない状態だけが残ります。

今回、影響を受ける区域が、原発の事故があった場合、20キロから200キロになりました。 蟹江町は何キロ圏になるのですか。浜岡が一番近いですか。また、何か準備をしていること、 例えば、ヨウ素剤の準備はしてありますか。

御前崎市は、浜岡からの距離は、新幹線、東名高速道路等、全地域が入り、どこに避難をするのかの計画が、今の段階では立てようがないとお話もお聞きをいたしました。今まで電気で恩恵を受けていた私たちができることはないのか考えてしまいます。ご所見があればお教えください。

以前は「遠くの親戚より近くの他人」ということわざがありました。私たち清新では、これも昨年の9月に東海市に視察に伺いました。ここは、震災後、いち早く救援に向かわれた市としてマスコミ等にも取り上げられました。その素早い対応をお聞きしに伺いました。製鉄所の関係で釜石市出身者の方も多く、また、その関係で姉妹都市にもなってみえました。地震の発生したテレビを見られた市長さんが、すぐ部長さんを呼ばれ、その日のうちに釜石に派遣を決められ、すぐ出発され、日本海側回りで自衛隊より早く入られ、その後も支援を続けられているお話をお聞きをいたしました。遠くの親戚がすばらしい頼りになられた例だと思います。

災害はいつどこで起こるかわかりません。今も名古屋市は職員の派遣を継続してみえます。 お互いさまという言葉があります。少し離れたところで、人口等、行政機構が近い市町と連 携していくのも町にとっての財産になると思われますが、いかがですか。簡潔にご所見をい ただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

○議長 中村英子君

答弁される方はできるだけ簡単明瞭にお願いいたします。

○安心安全課長 岡村智彦君

では、原発事故想定で町は何キロかというご質問にご答弁申し上げます。

まず、蟹江町につきましては、静岡県の浜岡原発から直線距離で約130キロ、福井県の敦賀、美浜につきましては直線距離で約100キロということでございます。各原子力発電所を対象にしたものということで、専門的な知識というものも踏まえて、今後十分検討してまいりたいと思っております。また、放射線の防護服等、資機材の整備も図っていくことに関しましても、今後また検討していきたいと考えております。

また、こちらで私たちができることということになりますと、蟹江町だけではなく、海部地域全体として一致団結して対応することにより、効果的な対応ができるものと考えます。 また、少し離れた町との災害応援協定についても、今後進めたいというように考えております。

議員が先ほど言われましたヨウ素剤の関係でございますが、こちらは、備蓄として取り寄せる場合には、納品までに2から3カ月ほどかかると聞いております。こちらの服用の関係でございますけれども、対象者につきましては、ヨウ素剤の服用は40歳未満の者を対象とするということも聞いてございます。また、新生児・乳幼児や妊婦の服用は優先をさせるといことがありますので、そのことにつきましても研究をしてまいりたいと思います。

以上でございます。

○町長 横江淳一君

今、奥田議員から災害につきまして蟹江町の対応をということで、多岐にわたってご質問をいただきました。少々担当者の答弁が長くなりましたのは、一生懸命答えようという姿のあらわれだとご理解をいただければありがたいと思います。

私は、一番最初に、まず何を優先すべきかというところであります。まさに、担当が答えたとおり、まずは、自分たちのことは自分たちでするという気持ちをしっかりと持っていただくということが必要かと思います。でも、それをあからさまに言いますと、放棄かということになります。そういうことではなくて、まず、自分たちが今どういう状況に置かれているかということを平静しっかりチェックをしていく、そして、地域の皆さんとのきずなを深めていく、そして、地域連携を大きくして、我々地方自治体もしっかりそれをサポートする、それが災害の際の備えだというふうに理解をしているわけであります。るるお話しをさせていただきましたが、この地域はマイナスゼロメートル以下の地域であります。先般、金曜日でありますが、私は、今海部郡の町村会をやっている関係上、私と、それから大治町長、飛島村長を中心にして、4市2町1村の代表ということで、実は、国土強靱化計画担当の古屋大臣のところ、そして農水大臣、林大臣のところ、その他の関係者のところへ陳情に行ってまいりました。それはどういう陳情の中身かといいますと、この地域全体を防災特区に指定

をしてください。そして、この地域の、世界に冠たるデルタ地帯、マイナスゼロメートル以 下の地帯をしっかりと見据えて、国としてしっかりサポートしてください。そのことを声高 に言ってまいりました。答えはすぐにいただけませんが、この日光川水系にとっては、特に 150以上の排水機で守られております。蟹江町も飛島村も大治町もすべてであります。ただ、 ここで大きな問題は、農業地域でありながら、そして、農業地域の中に市街化がある。その 市街化を進めようとすると、農業地域で培った農業排水機の維持管理、新設・増設が全くで きない。こんな不条理なことがあっていいものかということを、我々は声を大にして訴えを させていただきまして、国土交通省でもこのお金が使えるような幅広い査定をしていただく べく、防災特区の申請をしてまいりました。このことが一番肝心かと思いますので、再三再 四、またお邪魔をして、お願いにあがりたい、こんなことを思います。備えよ常にというこ とがございますし、実際、被災をされた皆様方のところにも、我々としても依頼を受けてお るのは事実であります。県の町村会を通じてマンパワーのお願いがございました。名古屋市 につきましては、陸前高田市のほうに職員を送っておみえであります。愛知県の町村会にお かれましても、2つの町村が今現在マンパワーを出しておみえになります。要請はございま したが、なかなか、我々のような小さな地方自治体からは、マンパワーの提供はできかねる わけでありますけれども、できるところから、しっかり我々はやりつつ、この地域の安心・ 安全のために邁進してまいりたい、このように考えておりますので、短い答弁で大変に申し わけございませんが、どうぞよろしくお願い申し上げ、答弁にかえさせていただきます。よ ろしくお願いします。

○12番 奥田信宏君

それでは、最後に今一度、東日本全域の復興が速やかにできますよう祈念をし、私の質問を終わりたいと思います。ありがとうございました。

○議長 中村英子君

以上で奥田信宏君の質問を終わります。

以上で本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれにて散会といたします。

なお、議会運営委員会につきましては、あす午前9時からということでよろしくお願いを いたします。

本日はこれにて散会いたします。

ご苦労さまでした。

(午後 5時12分)